

福島県復興計画（第2次）

～未来につなげる、うつくしま～

（素案）

平成24年 月
福 島 県

福島県復興計画（第2次） 目次

I はじめに

II 基本理念

III 主要施策

i 復興へ向けた重点プロジェクト

ii 具体的取組

1 緊急的対応

(1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

2 ふくしまの未来を見据えた対応

(1) 未来を担う子ども・若者の育成

(2) 地域のきずなの再生・発展

(3) 新たな時代をリードする産業の創出

(4) 災害に強く、未来を拓く社会づくり

(5) 再生可能エネルギーの飛躍的推進による
新たな社会づくり

3 原子力災害対応

(1) 原子力災害の克服

iii 地域別の取組

1 相馬エリア

2 双葉エリア

3 いわきエリア

4 中通りエリア

5 会津エリア

IV 復興の実現に向けて

福島県復興計画（第2次）の構成

I はじめに

- 1 復興計画策定の趣旨・策定までの経過
- 2 復興計画の性格

II 基本理念

- 原子力に依存しない[※]安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
- ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
- 誇りあるふるさと再生の実現

※国・原子力発電事業者に対して、県内の原子力発電所の全基廃炉を求めている。

III-i 復興へ向けた重点プロジェクト

安心して住み、暮らす

- ① 環境回復
- ② 生活再建支援
- ③ 県民の心身の健康を守る
- ④ 未来を担う子ども・若者育成

ふるさとで働く

- ⑤ 農林水産業再生
- ⑥ 中小企業等復興
- ⑦ 再生可能エネルギー推進
- ⑧ 医療関連産業集積

まちをつくり、人とつながる

- ⑨ ふくしま・きずなづくり
- ⑩ ふくしまの観光交流
- ⑪ 津波被災地復興まちづくり
- ⑫ 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化

復興のために重要な取組を抽出し、プロジェクトとして示した。

III 主要施策

III-ii 具体的取組

市町村の復興支援
生活再建支援
応急的復旧

未来を担う子ども・若者の育成

地域のきずなの再生・発展

新たな時代をリードする産業の創出

災害に強く、未来を拓く社会づくり

再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり

原子力災害の克服

III-iii 地域別の取組



IV 復興の実現に向けて

- 1 情報の発信
- 2 民間団体や県民等との連携
- 3 市町村との連携
- 4 国への要請
- 5 復興に係る各種制度の活用
- 6 実効性の確保

I はじめに

1 復興計画策定の趣旨・策定までの経過

〔大震災及び原発事故の発生〕

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに引き続く大津波は、1,915 人の死者、65 人の行方不明者、81,216 棟の家屋の全・半壊（平成 23 年 12 月 27 日現在）や産業・交通・生活基盤の壊滅的被害など、浜通りを中心に県内全域に甚大な被害をもたらした。
- 本県をさらに困難な状況に追い込んだのは、その後発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故であり、自主的に避難している方も含めて 15 万人に及ぶ県民が県内外に避難し、そのうち福島県外に避難している方は 6 万人を超えた（平成 23 年 12 月 25 日現在）。震災前 2,024 千人だった本県人口は、昭和 53 年以来 33 年ぶりに 200 万人を割り込み、1,985 千人（福島県現住人口調査（平成 23 年 12 月 1 日現在）による）にまで減少している。9 町村が県内外の地域に役場機能を移転せざるを得なくなったほか、原発から 100 km 離れた会津地方を含め県内全域に風評被害が及び、農林水産業のみならず製造業を含めたあらゆる産業が大きな打撃を受けるなど、原子力災害は、文字通り本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。

〔復興ビジョンの策定〕

- こうした事態を踏まえて、復興に向けて希望の旗を掲げ、すべての県民が思いを共有しながら一丸となって復興を進めていくため、有識者で構成する復興ビジョン検討委員会での活発な審議、市町村との意見交換、1,538 件に上る多くの意見をいただいたパブリックコメント、県議会東日本復旧・復興対策特別委員会等からの要請等、県議会からの意見を踏まえるなどして、平成 23 年 8 月 11 日に「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」等 3 つの基本理念と 7 つの主要施策を内容とする福島県復興ビジョンを策定した。
- 今回の災害は、人類がこれまで経験したことのない未曾有のものであり、その克服は、一地方自治体の力を超えている。また、原子力災害は、事業者とともに国策として原子力発電を進めてきた国が責任を負うべきものである。このため、復興ビジョンの策定と並行して、国の復興構想会議を通じ、本県の復興に必要な事項に関して意見を主張してきた。その結果、本県の主張が復興構想会議の第 1 次提言及び国の復興基本方針に盛り込まれており、復興ビジョンは、国の復興基本方針と整合性が取れたものとなっている。

〔復興計画（第1次）の策定〕

- 復興ビジョンに基づき、さらに具体的な復興のための取組や事業を示すため、復興計画の策定に着手した。平成23年9月に有識者や関係団体からの代表者で構成する復興計画検討委員会及びその分科会を設置し、活発な審議を行った。
- 復興計画の策定に当たっては、緊急時避難準備区域の復旧計画、各市町村復興ビジョン・復興計画や津波被災地のまちづくりに関する考え方などについて、各市町村と意見交換するなど、市町村の復興に向けた考え方との調整を行った。地方振興局ごとの地域を基本として9箇所地域懇談会を開催し、また、パブリックコメントなどにより県民から様々な意見を伺うとともに、県議会東日本大震災復旧・復興対策特別委員会等からの要請など、県議会からの意見を踏まえることに努めた。
- また、国の復興基本方針に基づき設置された「原子力災害からの福島復興再生協議会」を通じて本県の復興に関して国と協議を行っており、復興計画は、現在までの協議内容を反映したものとした。
- 復興ビジョン策定の直前、政府は、「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束へ向けた道筋」のステップ1を達成したと発表し、平成23年9月30日には緊急時避難準備区域を解除、同年10月29日には中間貯蔵施設の整備に係る工程表を発表した。復興計画の策定に当たっては、できる限り、これらの新たな動きに対応することに努めた。
- なお、平成23年7月末に発生した新潟・福島豪雨災害は、会津地方を中心として、多くの住家被害のほか、河川、道路、鉄道、農地、林地などに甚大な被害をもたらした。また、平成23年9月下旬に本県を通過した台風15号は、中通り地方を中心として浸水により住家、農地などに多大な被害をもたらした。このため、東京電力福島第一原子力発電所の事故が収束しない中で発生したこれらの災害の復旧・復興のための取組についても、本復興計画に盛り込むこととした。

〔復興計画（第2次）の策定〕

（←項目追加）

- 復興計画（第1次）策定以降、平成24年4月1日の田村市、川内村を始め、これまで5市町村において避難区域見直しが行われるなど、避難生活を送られている方々を取り巻く状況は日々刻々と変化し、それに伴う新たな課題への対応が必要となっている。
- このようなことを踏まえ、復興計画（第2次）では、有識者や県内各種団体の代表者、県内外に避難している方を含む県民などで構成する福島県復興計画評価・検討委員会を始め、県議会、県民、市町村などの意見を踏まえながら、避難の長期化に伴う支援強化や新たな生活拠点の整備、さらには、帰還を加速する取組など、被災者それぞれの状況に応じた新たな取組を追加した。

2 復興計画の性格

(1) 復興計画の位置付け

- 復興計画は、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震やその余震、それに伴う大津波、東京電力福島第一原子力発電所事故と風評、さらに東京電力福島第一原子力発電所の事故が収束しない中で発生した新潟・福島豪雨、台風15号などの一連の災害からの復興に向けての取組を総合的に示すための計画である。
- 本県の復興は、国、市町村、民間団体、企業、県民等、様々な主体と力を合わせて行わなければならないことは言うまでもない。そのため、県が実施するもののほか、県以外の主体の取組であっても、県が関わるものを盛り込んでいる。

(2) 復興ビジョンとの関係

- 復興ビジョンは、本県の復興に当たっての基本的な方向を示したものであり、復興計画は、復興ビジョンで定めた3つの基本理念及び7つの主要施策に沿って、さらに具体的な取組や当該取組に基づく主要な事業を示すものである。

(3) 総合計画との関係

- 総合計画は、県政全体の基本的方針を示す最上位の計画であり、復興計画は、総合計画と将来像を共有しながら、本県の一日も早い復興のために必要な取組を機動的かつ確実に進めるための計画である。

(4) 計画期間

- 復興ビジョンと同じく、計画期間は10年とする。

(5) 進行管理及び柔軟な見直し

- 復興計画は、策定されただけではなく、随時、進捗状況を管理するとともに、現実に実行されなければならない。そのため、復興計画に盛り込まれた各取組の実施状況について毎年度点検を行い、福島県復興計画評価・検討委員会による評価を受け、その評価結果や社会経済状況の変化等を踏まえて加除・修正を図るなど、適切な進行管理を行う。
- 復興計画は、今後の原子力発電所事故の収束状況や進行管理の結果等を踏まえ、県民の意向に細やかに対応しながら、復興に向けて必要な取組が行われるよう、適時、柔軟に見直しを行う。

Ⅱ 基本理念

復興計画は、復興ビジョンで掲げた以下の基本理念の下に復興を進めるものとする。

1 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり

- 「脱原発」という考え方の下、原子力に依存しない社会を目指し、環境との共生が図られた社会づくりを推進。このため、国及び原子力発電事業者に対し、県内の原子力発電所についてはすべて廃炉とすることを求める。
- 地域でエネルギー自立を図る多極分散型モデル、経済的活力と環境との共生が両立するモデルを提示。
- 何よりも人命を大切にす。
- 環境放射線モニタリングの徹底・除染対策、産業・生活基盤の迅速な復旧により、安全・安心なコミュニティと持続的に発展しうる産業を再構築。
- ハード・ソフト両面で様々な手段を重層的に確保し、万一の際に対応できる、安全で安心な社会を構築。
- 人口減少・超高齢社会に全国に先駆けて的確に対応。
- 放射性物質による影響から長期にわたって県民の健康を守るほか、さらに一歩進んで全国に誇れる健康長寿の県づくりを推進。

2 ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興

- 全県民が今回の災害を自らのものとして受け止め、「ふくしま」全体で支えあい、復興を推進。
- 県民一人一人の生活基盤の再建が復興の基本であり、復興の主役は住民。
- 復興の主体は、地域や市町村。
- 県民、企業、民間団体、市町村、県など、あらゆる主体が力を合わせる。
- 本県の復興は、国内外の他地域の復興などに積極的に寄与するものと位置づけ。
- 国内外でふくしまを愛し、ふくしまに心を寄せるすべての人の力を結集。
- 原子力災害に関して国が全面的責任を負うべきであり、国による財政的、法的バックアップを求める。

3 誇りあるふるさと再生の実現

- 本県に脈々と息づく地域のきずなを守り育て、世界に発信。
- すべての県民がふるさとで元気な生活を取り戻すことができた日にこそ、ふくしまの復興の第一歩が記されるという思いを県民すべてが共有。
- 地域のきずなが一層高められたコミュニティづくりを着実に推進。
- 子ども・若者たちが誇りを持つことのできるふくしまの再生。

Ⅲ 主要施策

i 復興へ向けた重点プロジェクト

福島県復興計画「ii 具体的取組」のうち、本県の復旧・復興のための特に重要な取組を、政策目的別に12の「重点プロジェクト」として位置付けた。

各プロジェクトにおいては、目指す姿とプロジェクトの内容を示した。本県が災害から復興を成し遂げるために、全ての力を結集し、これらのプロジェクトを推進する。

復興へ向けた重点プロジェクト 全体図

安心して住み、暮らす

- 1 環境回復プロジェクト
- 2 生活再建支援プロジェクト
- 3 県民の心身の健康を守るプロジェクト
- 4 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト

ふるさとで働く

- 5 農林水産業再生プロジェクト
- 6 中小企業等復興プロジェクト
- 7 再生可能エネルギー推進プロジェクト
- 8 医療関連産業集積プロジェクト

まちをつくり、人とつながる

- 9 ふくしま・きずなづくりプロジェクト
- 10 ふくしまの観光交流プロジェクト
- 11 津波被災地復興まちづくりプロジェクト
- 12 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト

2 食品の安全確保

- 農産物などのモニタリング体制の強化、住民自らが身近なところで食品を検査できる環境の整備

3 汚染廃棄物の処理

汚染・災害廃棄物の円滑な処理

- 汚染廃棄物の一時保管量 下水汚泥等 約5万7千トン、焼却灰約4万6千トン など
- 災害廃棄物の発生見込量 約3,668千トン
- 農業系汚染廃棄物の一時保管量 約19万7千トン
- 処理施設の確保

4 拠点の整備

- 環境放射線モニタリング強化機能をはじめ、環境回復のための調査研究機能、情報発信機能、教育研修機能を備えた拠点施設の整備
(※研究者及び研究機関のネットワーク構築などによる医療の拠点等との連携)
- 国内外の研究機関の誘致

5 事故の収束及び廃炉に向けた監視態勢の強化

事故の収束及び廃炉作業の安全確認態勢の強化

- 原子炉の安全確保
- 監視組織の設置、廃炉作業関係情報の県民への提供
- 廃炉作業員の健康管理の監視



2 生活再建支援プロジェクト

目指す姿

帰還する避難者、長期避難者など被災者それぞれのおかれた状況に応じた、よりきめ細かな支援が行われ、全県民が将来の生活設計を描くことができ、生活再建を進めている。

1 県内避難者支援

情報

- 相談窓口の設置
- 行政情報、生活情報などに関する福島県、避難元自治体、避難先自治体からのきめ細かな情報提供

賠償

- 賠償金の請求支援

住環境

- コミュニティの確保
- 住まいに関する相談窓口の継続
- 応急仮設住宅（借上げ住宅）の供与期間延長、住み替えへの柔軟な対応
- 県内自主避難者への対応
- 恒久住宅への円滑な移行
- 二重ローンの利子補給



保健・医療・福祉

- 甲状腺検査、内部被ばく検査の実施
- 避難の長期化に伴う心のケアや孤立化防止
- 避難先における子育て支援、介護サービスや障がい者福祉サービスの確保

教育

- 子どもの就学機会の確保
- サテライト校などの教育環境の整備

雇用

- 就職相談・職業訓練の実施
- 企業の事業再開のための多様な支援
- 避難先での営農再開に向けた支援
- 緊急雇用創出基金活用による雇用の確保

治安

- 仮設住宅及び周辺地域等における治安維持確保
- 帰還困難区域等所在宅の防犯・防火

3 長期避難者等の生活拠点の整備

- 長期避難者等の生活拠点の整備
- 生活拠点に必要な機能の整備
- 受入自治体との調整、受入にあたっての支援



6 避難者を支える仕組み等

- 避難者を把握するための仕組みづくり
- 居住証明の仕組みづくり
- 子ども・被災者支援法の活用
- 個人情報保護法（条例）の弾力的運用



県外避難者への支援連携

2 県外避難者支援

| | |
|----------|---|
| 情報 | <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の設置 ○ふくしまの今の姿や行政情報、生活情報などに関する福島県、避難元自治体、避難先自治体からのきめ細かな情報提供 |
| 賠償 | <ul style="list-style-type: none"> ○賠償金の請求支援 |
| 住環境 | <ul style="list-style-type: none"> ○交流の場の提供などによるコミュニティの確保 ○住まいに関する相談窓口の継続 ○借上住宅の供与期間延長、住み替えへの柔軟な対応 |
| 保健・医療・福祉 | <ul style="list-style-type: none"> ○県外医療機関の協力による甲状腺検査、内部被ばく検査の実施 ○避難先自治体との連携による避難の長期化に伴う心のケアや孤立化防止 ○避難先における子育て支援、介護サービスや障がい者福祉サービスの確保の要請 |
| 教育 | <ul style="list-style-type: none"> ○避難先自治体との連携による子どもの就学機会の確保 |
| 雇用 | <ul style="list-style-type: none"> ○巡回等による就労困難者や国、避難先自治体による職業訓練の実施 ○国や避難元・避難先自治体との連携による避難先での営農再開に向けた支援 |

生活再建へ

4 帰還に向けた取組

(旧・緊急時避難準備区域、津波・豪雨災害等被災地含む)

各重点プロジェクトでの対応

安心して住み、暮らす

- 除染の加速
- 廃炉作業の監視強化
- 廃棄物の迅速な処理
- 放射線に関するリスクコミュニケーション
- 内部被ばく未然防止対策
- コミュニティの再生
- 生活インフラの復旧整備
- 治安体制の整備
- 復旧・復興に従事する人の宿泊場所の確保
- 住まいの再建・確保に対する支援
- 公営住宅の整備
- 保健・医療・福祉提供体制の再構築
- 教育環境の整備

ふるさとで働く

- 農林水産業の再生
- 雇用の確保
- 企業の事業再開に向けた多様な支援
- 企業誘致
- 就職相談・職業訓練の実施
- 新たな産業の創出

まちをつくり、人とつながる

- 復興の姿や帰還に向けた情報発信
- 復興まちづくりの支援
- 復興の基盤となる道路網の早期整備

5 ふるさとへ戻らない人への支援

- ・県内での住宅再建の支援
- ・ふくしまの今の姿の情報発信 等

※ 9 ふくしま・きずなづくり



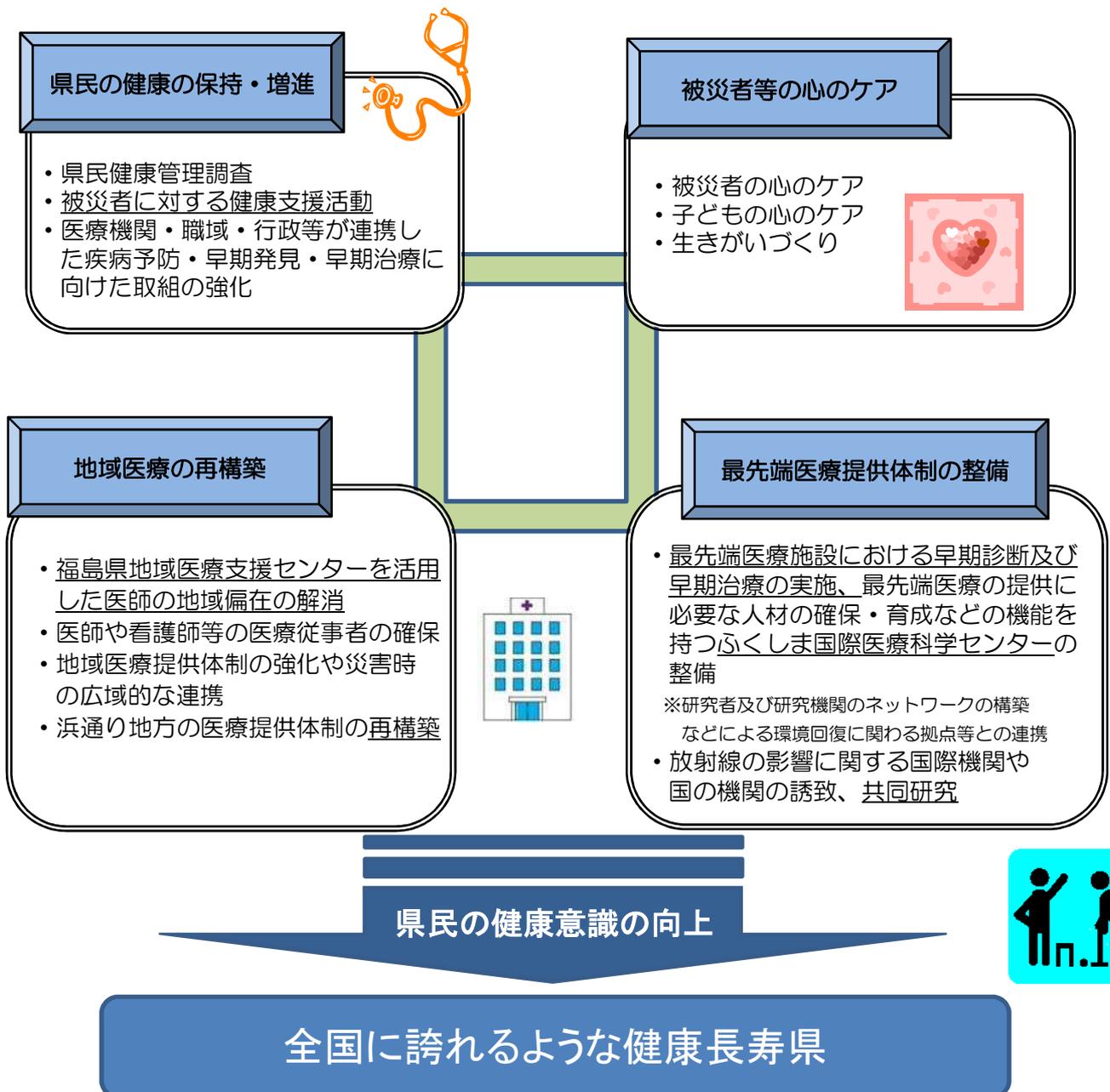
3 県民の心身の健康を守るプロジェクト

目指す姿

長期にわたる県民の健康の見守り等を通して、これまで以上に県民の心身の健康の保持・増進を図ることで、全国にも誇れるような健康長寿県となっている。

プロジェクトの内容

- 1 県民の健康の保持・増進
- 2 地域医療の再構築
- 3 最先端医療提供体制の整備
- 4 被災者等の心のケア



4 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト

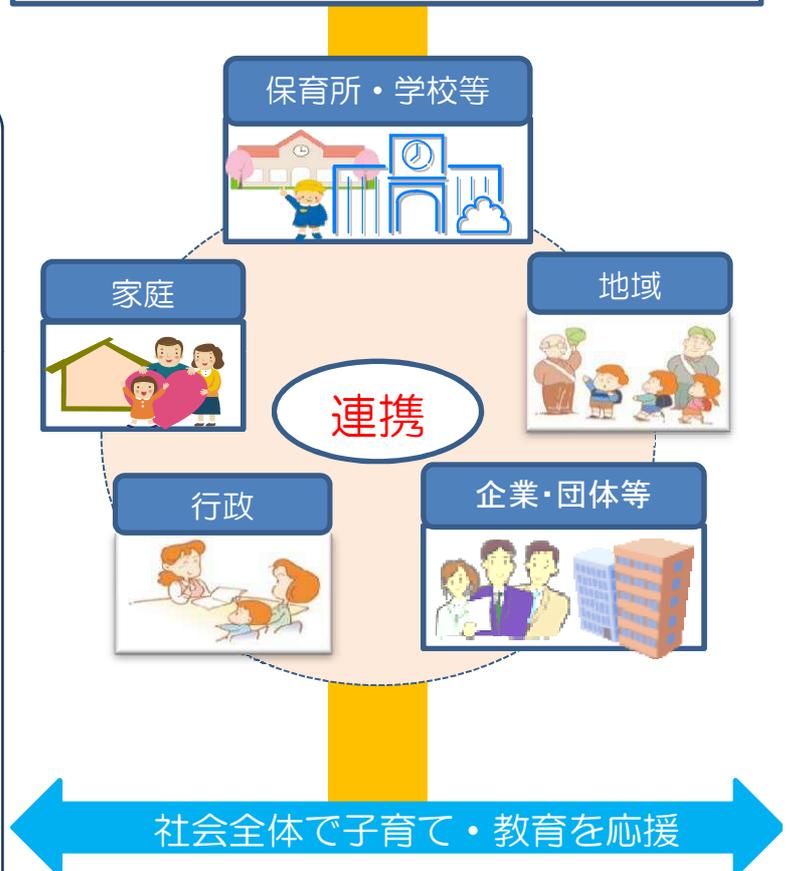
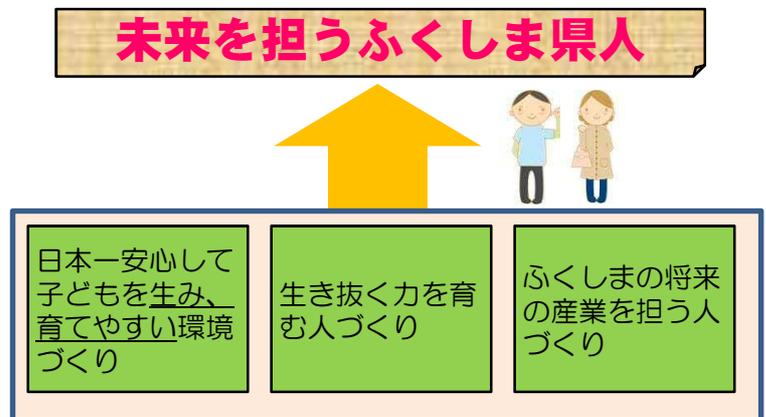
目指す姿

子どもやその親たちが安心して生活ができ、子育てがしたいと思えるような環境が整備され、子どもたちが心豊かにたくましく育っており、ふくしまの再生を担っている。

プロジェクトの内容

- 1 日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり
 - ・放射性物質汚染により生じた不安の解消
 - ・震災後におけるふくしまならではの地域ぐるみの子育て体制の構築
 - ・18歳以下の医療費無料化
- 2 生き抜く力を育む人づくり
 - ・震災を踏まえた確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成
 - ・理数教育、防災教育の充実や国際化の進展に対応できる人づくりなど、ふくしまならではの教育の推進
 - ・長期避難に対応した教育環境の整備
- 3 ふくしまの将来の産業を担う人づくり
 - ・高度な知識・技能を備えた人材や地域産業のニーズに応えられる人材の育成

未来を担うふくしま県人



5 農林水産業再生プロジェクト

目指す姿

消費者への魅力にあふれ、安全・安心な農林水産物の提供を通して、本県の農林水産業の持つ力が最大限に発揮され活力に満ちている。

プロジェクトの内容

1【安全・安心を提供する取組】

- 農林漁業者自らが安全を確認できる体制の構築
- 有機農業やGAP（適正な生産工程管理）など、安心を高める取組の推進
- 米の全量全袋検査など検査体制の強化と情報の「見える化」を進め、世界一安全・安心な農林水産物の消費者への提供

プロジェクトの内容

2【農業の再生】

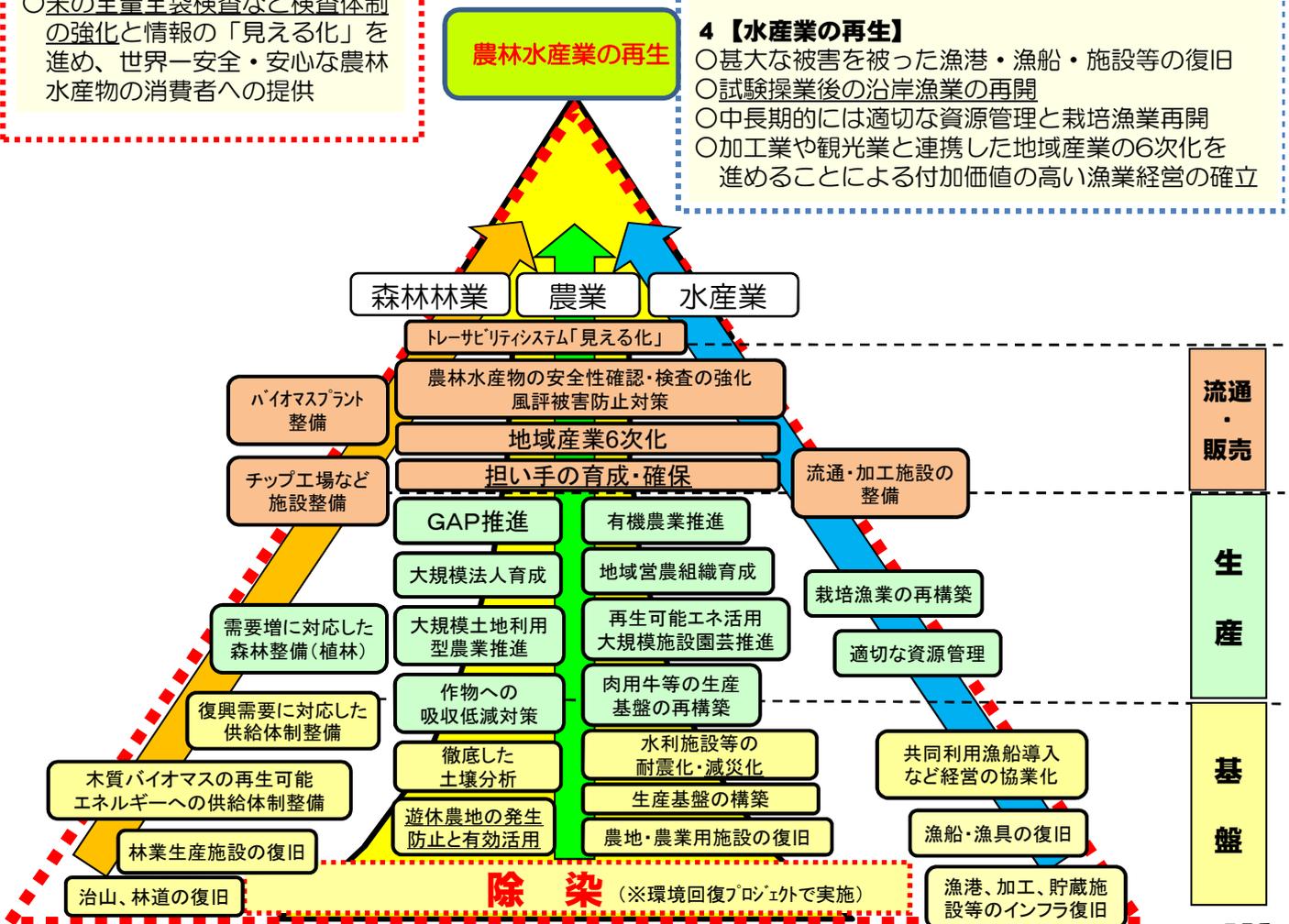
- ほ場の大区画化等の基盤整備や、新たな経営・生産方式の導入による競争力の回復
- 地域産業の6次化による生産性の高い農業の確立
- 生産資源の回復

3【森林林業の再生】

- 森林施業と放射性物質の除去・低減を一体的に実施
- 木質バイオマスを再生可能エネルギーの原料として活用
- 復興需要に対応した供給体制の整備

4【水産業の再生】

- 基大な被害を被った漁港・漁船・施設等の復旧
- 試験操業後の沿岸漁業の再開
- 中長期的には適切な資源管理と栽培漁業再開
- 加工業や観光業と連携した地域産業の6次化を進めることによる付加価値の高い漁業経営の確立



プロジェクトの内容

5【区域見直しに伴う対応】

- 避難地域における農林水産業の再生
 - ・放射性物質の影響排除などの試験研究等を行う研究拠点の整備
 - ・農用地、森林等の除染
 - ・検査体制の強化と情報の提供
 - ・生産基盤の復旧
 - ・農林漁業者への技術支援
 - ・新たな経営・生産方式の導入
 - ・経営支援

6 中小企業等復興プロジェクト

目指す姿

地域経済の担い手である中小企業等が活気に満ち、新たな雇用の場と収入が確保され、本県経済が力強く発展している。

プロジェクトの内容

1 県内中小企業等の振興

(1) 復旧・復興

- ・被災中小企業等の事業再開・継続支援の推進
- ・産業基盤の整備
- ・商業の振興
- ・二重債務などへの金融対策
- ・復興まちづくり会社設立の推進
- ・ハイテクプラザ等による研究開発の促進
- ・起業支援の強化
- ・帰還する中小企業への支援

(2) 販路開拓、取引拡大

- ・加工食品や工業製品の放射線量測定
- ・県産品のブランド化及び販売促進
- ・中小企業の海外取引の支援
- ・加工食品や工業製品の販路拡大の推進

(3) 人材育成

- ・テクノアカデミー等による人材育成

2 企業誘致の促進

他県より抜きんできた優遇制度の活用
(復興特区制度・重点推進計画・産業復興再生計画等に基づく税・財政・金融上の支援措置)



3 新たな時代をリードする新産業の創出

(1) 再生可能エネルギー関連産業

- ・再生可能エネルギー関連産業の集積
- ・取引拡大
- ・技術移転

再生可能エネルギー
推進プロジェクト

(2) 医療関連産業

- ・医療関連産業の集積
- ・取引拡大
- ・技術移転

医療関連産業集積
プロジェクト

地域経済の活性化と
雇用の確保・創出

4 区域見直しに伴う対応

被災中小企業等の事業再開・継続支援や、企業誘致、新たな産業の創出の、より力強い推進

7 再生可能エネルギー推進プロジェクト

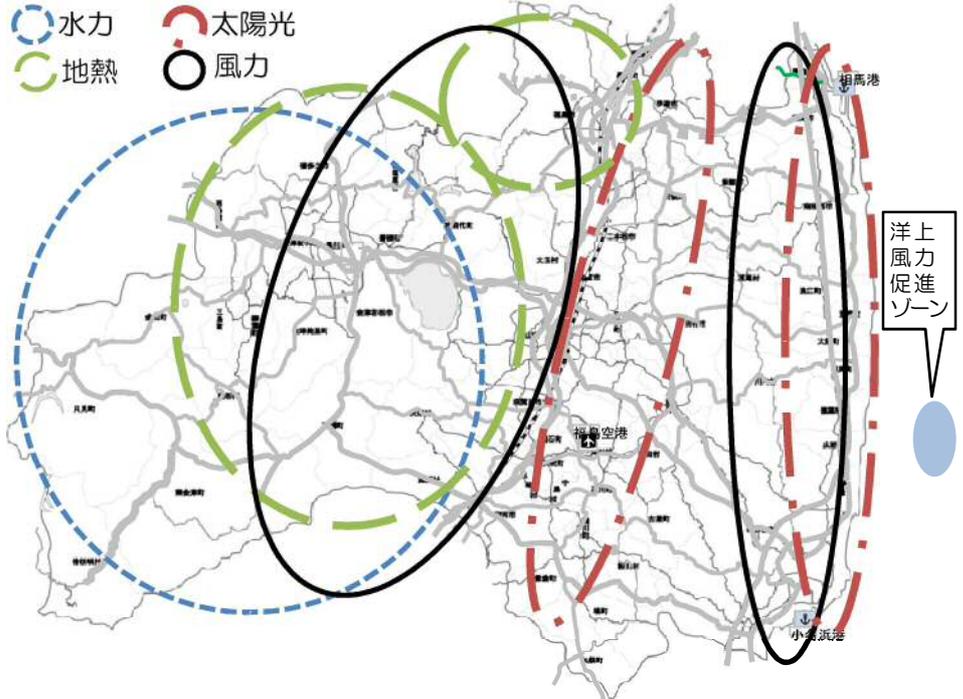
目指す姿

再生可能エネルギーが飛躍的に推進され、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会へ向けた取組が進んでいる。

プロジェクトの内容

- 1 太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入拡大
- 2 再生可能エネルギーに係る最先端技術開発などを実施する研究開発拠点の整備
- 3 再生可能エネルギー関連産業の誘致、県内企業の参入・取引支援
- 4 スマートコミュニティ等による再生可能エネルギーの地産地消の推進

再生可能エネルギー資源に恵まれている地域のイメージ



※バイオマスや小水力（1,000KW以下）などについては、県全域で導入の可能性が考えられます。

ステップ1（初期実効型プロジェクト）

- 1 地域への再生可能エネルギーの大量導入
- 2 再生可能エネルギーに係る研究開発拠点の整備と実証研究等の実施
- 3 再生可能エネルギー関連産業の誘致・育成・取引支援

ステップ2（長期熟成型プロジェクト）

- 1 分散型再生可能エネルギーを活用したスマートコミュニティの実現
- 2 世界初の浮体式洋上ウィンドファームの実現
- 3 再生可能エネルギー関連産業の一大拠点化へ成長

ステップ3

再生可能エネルギー産業等の飛躍的発展

雇用の創出
持続的に発展可能な社会の実現

8 医療関連産業集積プロジェクト

目指す姿

最先端の放射線医学の研究や診断・治療技術の高度化などに関連した形で、我が国をリードする医療関連産業の集積地域となっている。

プロジェクトの内容

- 1 医療福祉機器産業の集積
- 2 創薬拠点の整備

1 医療福祉機器産業の集積

医療機器開発・安全評価拠点の整備

技術開発と安全性（生物学的安全性等）を総合的に評価する拠点を整備

ふくしま医療福祉機器産業推進機構の設立

拠点の運営や薬事支援、事業化支援、人材育成等を実施

医療福祉機器・介護ロボット開発ファンドの創設

医療・介護ロボット等から一般医療機器までの開発、試作・臨床研究・治験等を対象に経費補助

国際的先端医療機器の開発・実証

世界初のBNCTの開発実証や手術支援ロボットの開発・実証について経費補助

県内企業の参入・取引支援

産学官が連携し、医療現場のニーズ収集から研究開発、事業化、販路拡大までを一体的に支援



2 創薬拠点の整備

ふくしま医療産業振興拠点（創薬）の整備

- ・産学官共同研究施設の整備
- ・データ管理センターの整備
- ・分析機器・先端医療機器等の整備
- ・治療薬・診断薬の開発
がん・悪性腫瘍
泌尿器疾患
神経疾患
その他



雇用の創出
我が国の医療関連産業をリード

9 ふくしま・きずなづくりプロジェクト

目指す姿

県内外に避難している県民の心がふくしまとつながり、避難されている方々がふるさとに帰還することができるよう、地域コミュニティのきずなが再生・発展するとともに、震災を契機とした新たなきずなが構築されている。

プロジェクトの内容

1 福島県内におけるきずなづくり

- ・仮設住宅等におけるコミュニティ活動への支援
- ・県民による復興活動への支援
- ・市町村等による地域づくりへの支援
- ・避難住民に対する情報や交流の場の提供



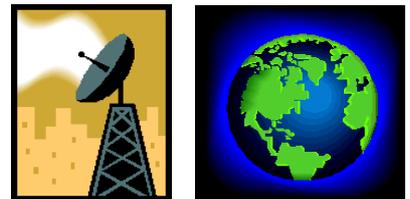
2 県外避難者やふくしまを応援している人とのきずなづくり

- ・県内外の避難者へ電子回覧板等により情報を発信するとともに、避難者の意向を把握する等双方向の取組の推進
- ・県外における相談・情報提供窓口等の設置
- ・スポーツや伝統文化、農産物の販売などを通じた交流
- ・ふくしまを応援してくれる人に対する感謝を踏まえての交流の取組
- ・「がんばろう ふくしま！」応援店の拡大



3 ふくしまにおける復興へ向けた取組や情報の発信

- ・ふくしまで頑張っている個人、団体の発掘
- ・テレビ、インターネットなどあらゆる媒体を複合的に活用した国内外へ向けた正確な情報の発信
- ・ふくしまをテーマとした会議等の開催や誘致
- ・ふくしまの復興の姿の発信
- ・復興に向けた県のスローガン「ふくしまから はじめよう」の浸透
- ・緑豊かな県土の再生を全国に発信する全国植樹祭の開催



4 ふるさとへ戻らない人とのきずなの維持

- ・ふくしまの復興の状況や正確な情報の発信や提供
- ・県人会等組織への支援
- ・転居先自治体との連携による行政サービスの支援

10 福島県の観光交流プロジェクト

目指す姿

ふくしまの誇る観光資源に一層磨きをかけるとともに芸術・文化やスポーツ等のイベントを誘致することなどにより、国内外から多くの観光客等が訪れている。



プロジェクトの内容

- 1 テレビ等のマスメディアや旅行会社、交通事業者等とのタイアップや食との連携など、県内市町村、観光事業者が一丸となった観光復興キャンペーンの実施
- 2 観光資源の磨き上げ、国内外の会議や芸術文化・スポーツ等の大会・イベントの積極的な誘致・開催、教育旅行の再生、福島空港の活用などによる観光と多様な交流の推進

風評の払拭

- ・国内外への正確な情報発信
- ・物産展等の開催による国内外への安全性のPR
- ・県外との交流人口の回復・拡大による本県の現状の理解促進

復興に向けた施策

- ・観光復興キャンペーンの実施
- ・芸術文化やスポーツの全国大会等の誘致
- ・国際会議等の誘致推進
- ・東アジアを始めとする外国人観光客受入体制の整備促進
- ・教育関係者招聘や官民一体となった誘致キャラバン、学校関係者への説明会の実施

多くの観光客が訪れるふくしま

【ふくしまのことをきちんと伝える】

【交流によるきずなを作る】

1 1 津波被災地復興まちづくりプロジェクト

津波被災地域のまちづくりの検討プロセス

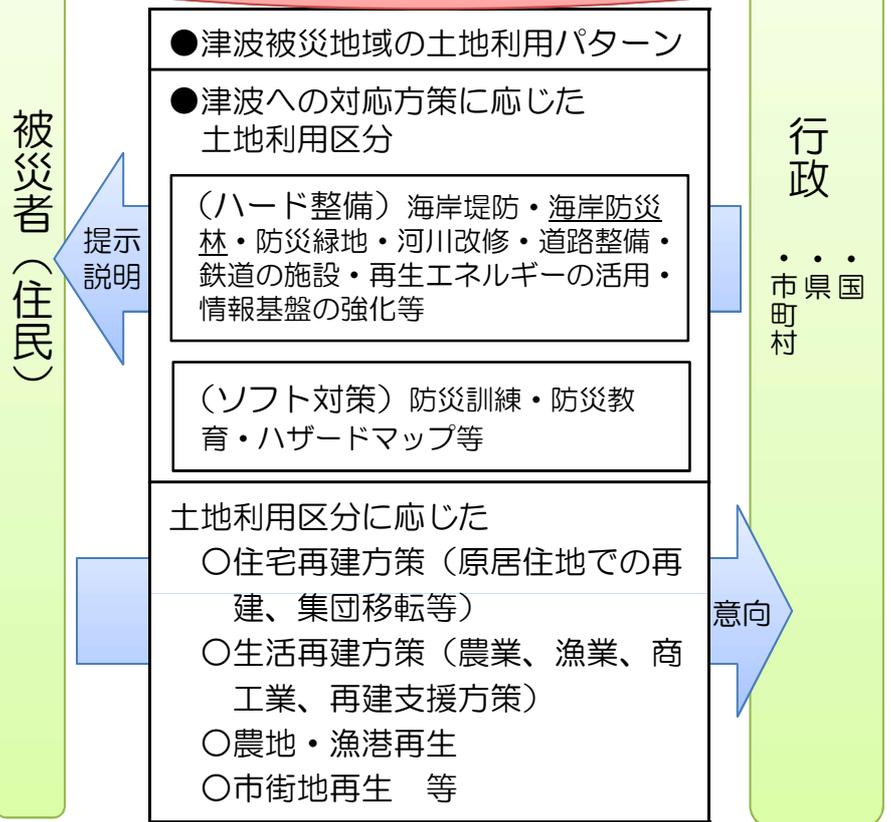
目指す姿

津波により甚大な被害を受けた沿岸地域において、「減災」という視点からソフト・ハードが一体となり、防災機能が強化されたまちが生まれている。

プロジェクトの内容

- 1 海岸堤防の嵩上げ、海岸防災林、防災緑地、道路、鉄道など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力が向上したまちづくり
- 2 各種防災計画の見直し、防災訓練の強化や防災リーダーの育成などによる防災意識の高い人づくり・地域づくり
- 3 地域とともに取り組む土地利用の再編や復興のまちづくり計画策定及び実施

復興への思いの共有



復興まちづくりのイメージ



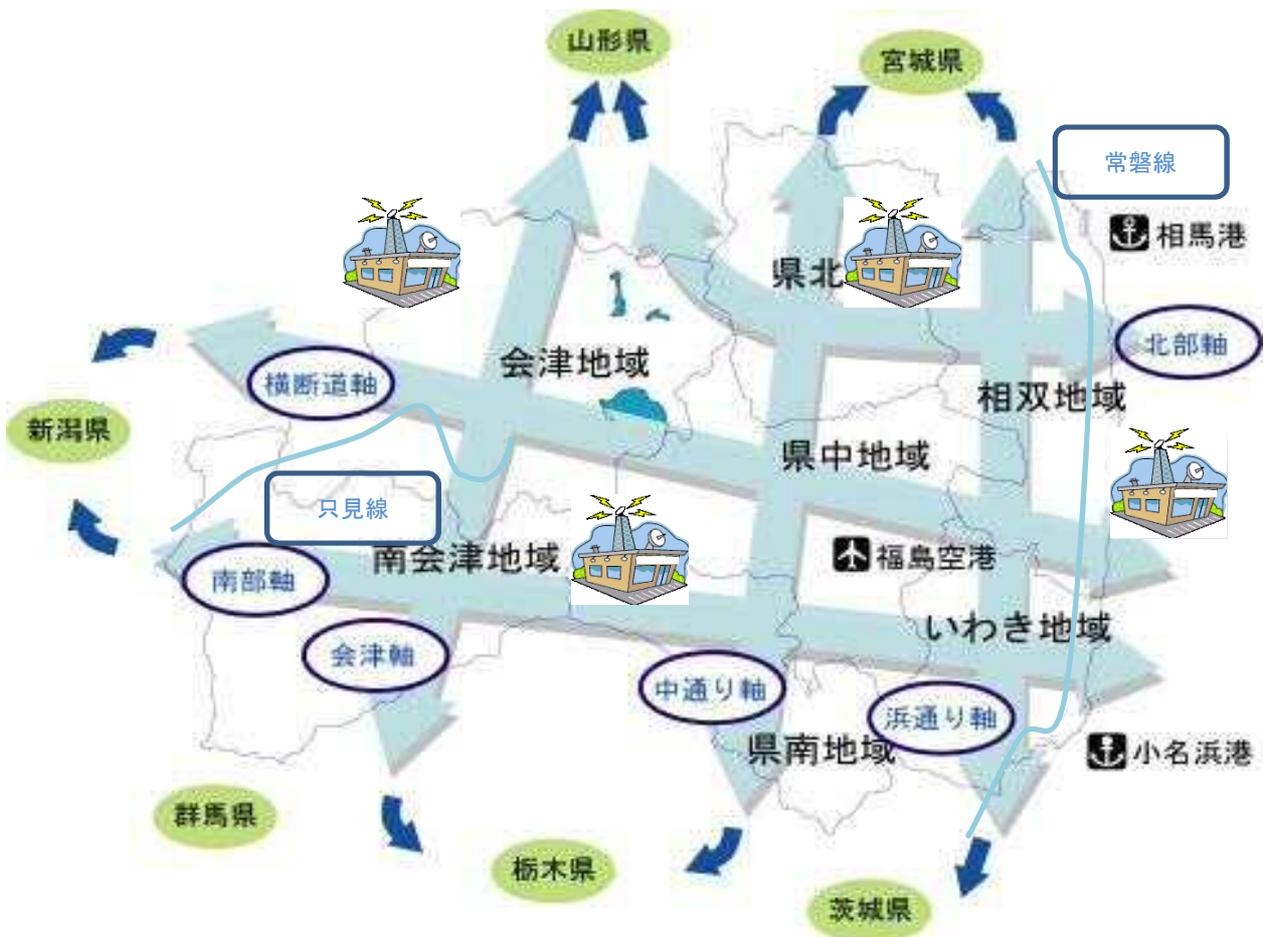
1 2 県土連携軸・交流ネットワーク 基盤強化プロジェクト

目指す姿

かねてから県土のグランドデザインとして整備を進めてきた縦・横6本の連携軸、福島空港、小名浜・相馬港の機能や情報通信基盤の強化された新たな県土が形成されている。

プロジェクトの内容

- 1 浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早期復旧・整備と、生活を支援する道路の整備
- 2 浜通りと中通りをつなぐ復興を支援する道路や東西連携道路など、災害に強く本県の復興を推進する道路ネットワークの構築、避難指示区域等の復興を加速させるための戦略的道路整備
- 3 福島空港、小名浜港、相馬港の早期復旧・機能強化による、本県の物流、観光の復興を支える基盤の整備
- 4 JR常磐線・只見線の早期復旧
- 5 災害時における広域的な連携・連絡体制の構築



12 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト

(基幹的な道路・地域連携道路) 県土の骨格をなすネットワーク図

【基幹的な道路※】

- ・ 県土の骨格となる道路
- ・ 県外と結ばれ生活圏の中心都市を連絡する道路

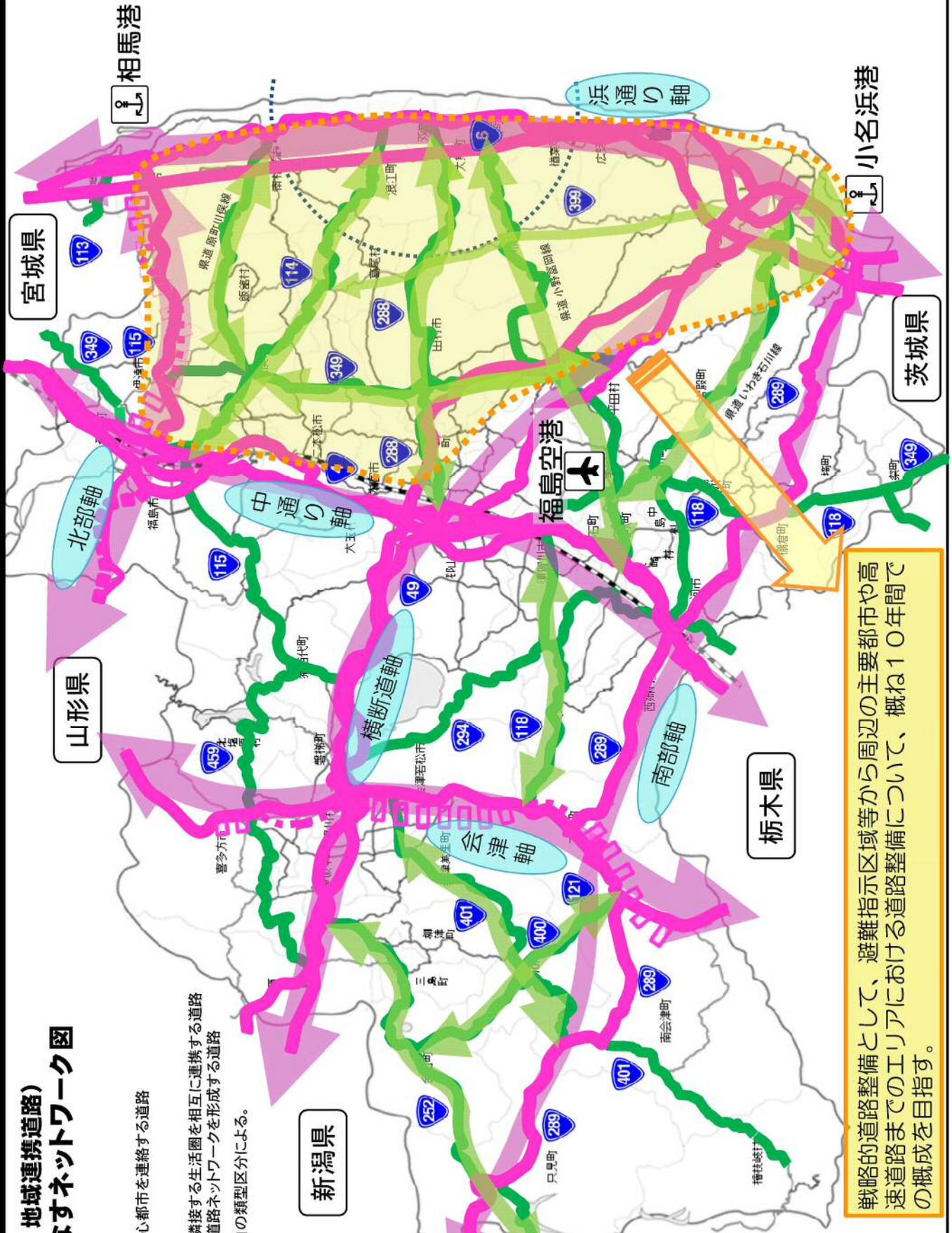
【地域連携道路※】

- ・ 基幹的な道路を補完し、隣接する生活圏を相互に連携する道路
- ・ 基幹的な道路と一体的な道路ネットワークを形成する道路

※「ふくしま道づくりプラン」の類型区分による。

凡 例

| | |
|---|--------|
|  | 基幹的な道路 |
|  | 地域連携道路 |

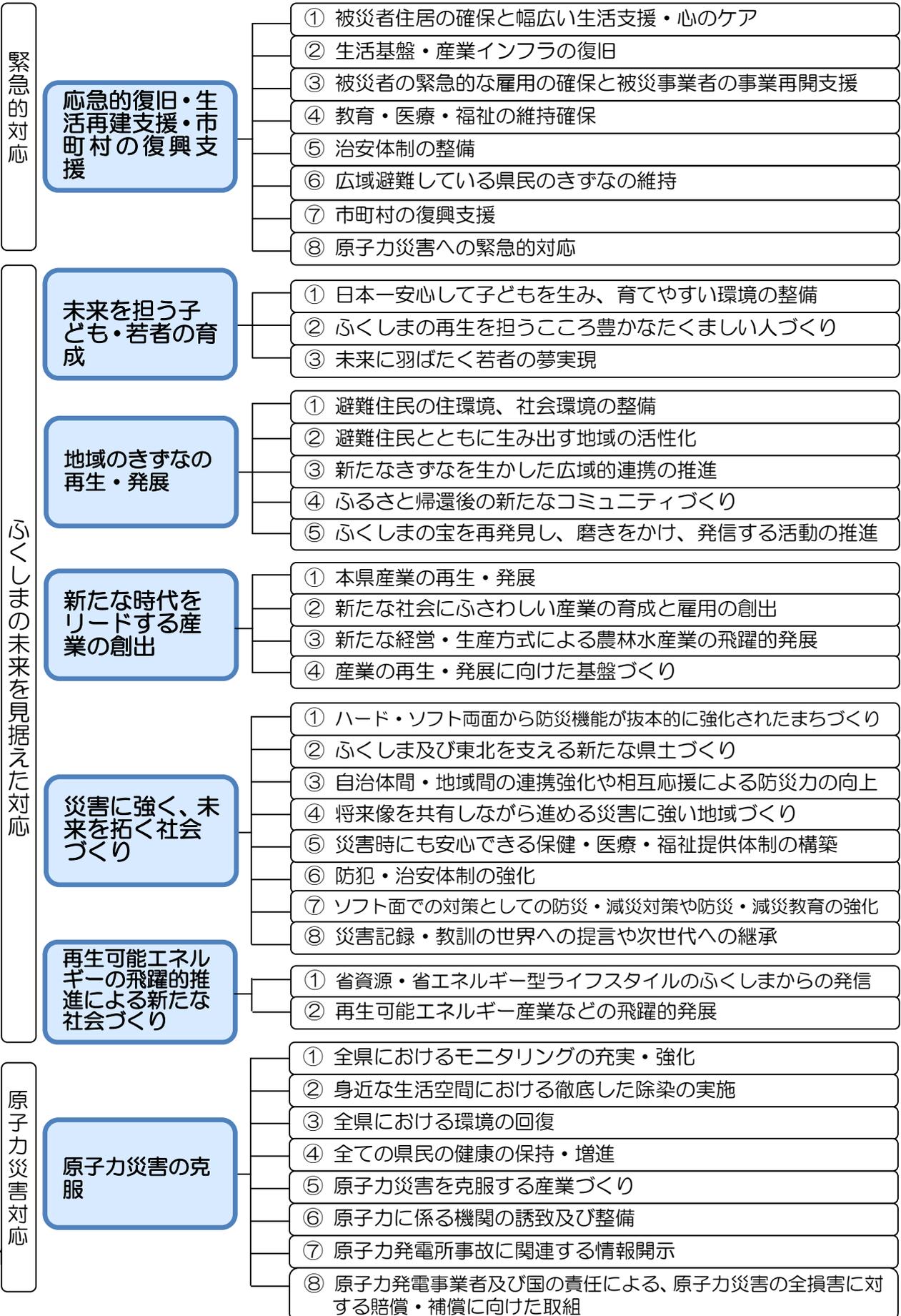


戦略的的道路整備として、避難指示区域等から周辺の主要都市や高速道路までのエリアにおける道路整備について、概ね10年間の概成を目指す。

ii 具体的取組

復興ビジョンにおける3つの理念の下、7つの主要施策を実現するために必要な具体的取組や年度計画、取組主体を位置づけ記載した。
今後、本県においては、復興を成し遂げるため、これらを最優先に取り組む。

「具体的取組」の構成



1 緊急的対応

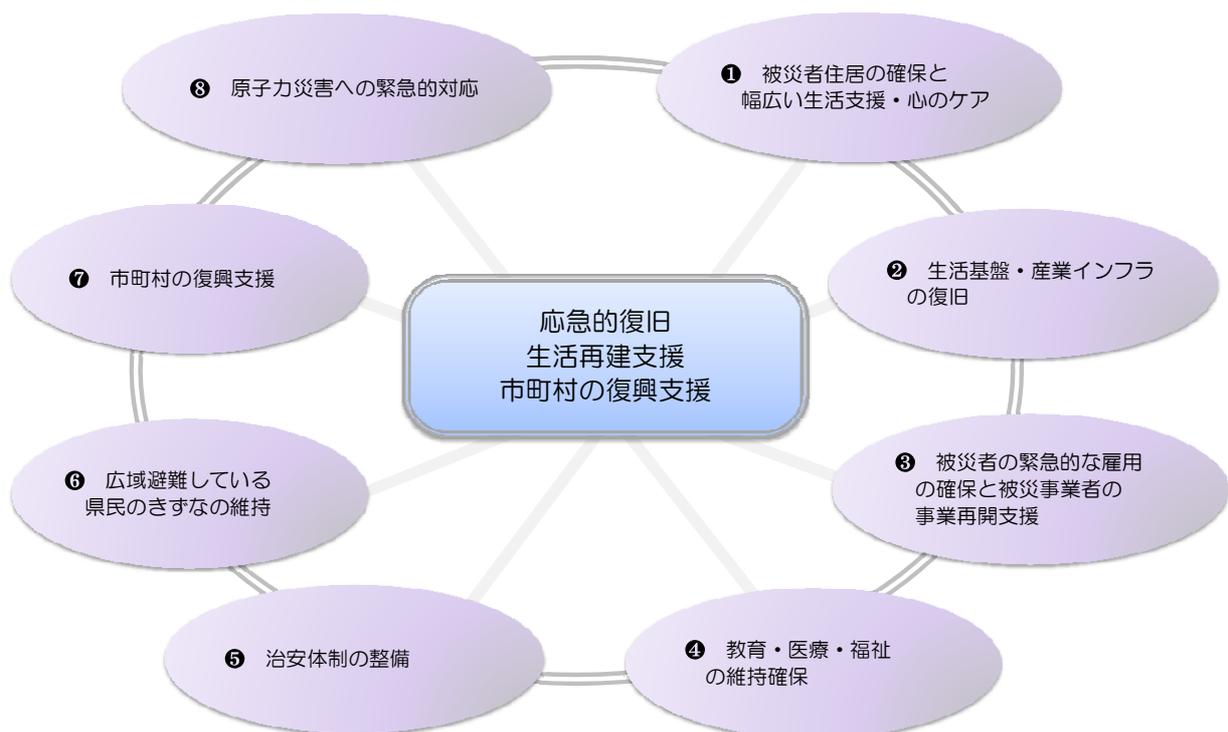
(1) 緊急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

本県は、地震、津波、原子力発電所事故による被害が広範かつ甚大であったことから、再建にはかなりの期間を要することが想定される。そのため、インフラ復旧はもとより、被災者の住居、雇用、医療・福祉などの緊急的復旧・生活再建支援についても、今後の円滑な復興につなぐための重要な要素として復興ビジョンの中に位置づけ、復興の基本である一人一人の生活基盤の再建に取り組む。

また、東日本大震災では、原子力災害に伴う避難指示等により、浜通りの多くの町村が役場機能を県内外に移転しているなど、被災市町村が自治体として行政事務を行う上で重大な障害を負うことになった。こうした中で、県は、広域自治体として被災市町村とともに復旧・復興に取り組む。

さらに、避難住民や被災町村の役場機能を受け入れた市町村における平常時では想定されない様々な課題に対して、受入市町村とともに、住民や役場の支援に努める。

原子力災害については、国の責任において対応すべきであるが、収束時期が明確となっていないことから、原子力発電所事故の収束状況を踏まえて、放射性物質に汚染された環境の浄化や廃棄物の処分など、適時適切に対応していく。



| ① 被災者住居の確保と幅広い生活支援・心のケア | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|-----------------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|---|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 | |
| 融資などによる生活支援 | 被災者に対する融資等 | 国 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 快適な居住環境の整備 | 被災者の居住の確保 | 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 被災住宅の再建・補修などの相談体制の確保 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 仮設住宅及び借り上げ住宅入居者のコミュニティの確保の支援 | 国 県 市町村 民間団体 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 仮設住宅等における孤立の防止 | 国 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 仮設住宅の快適な居住環境の整備 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 心のケア対策 | 学校、事業所、地域における県民の心のケアの推進及び仮設住宅における癒しの空間づくり | 国 県 市町村 民間団体 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

| ② 生活基盤・産業インフラの復旧 | | | | | | | | |
|------------------------|---------------------------------------|----------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 公共土木施設等の復旧 | 小名浜港の復旧 | 国 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | | | |
| | 相馬港の復旧 | 国 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| | 道路、河川、橋りょう、下水道、公営住宅、公園などの復旧 | 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| | 海岸堤防等の復旧 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| | 砂防、地すべり、急傾斜地の復旧 | 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | | | |
| | 農地、林地、農林道、農業用ダム、ため池、排水機場、農業集落排水施設等の復旧 | 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| | 工業用水の復旧 | 県 | ■ | | | | | |
| | 漁港・市場・養殖場の復旧 | 県 市町村 団体 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| | 海岸防災林の復旧 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 農地の除塩対策の推進 | 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| 災害廃棄物の処理、広域市町村圏管理施設の復旧 | 災害廃棄物（がれき）処理の支援 | 国 県 | ■ | ■ | ■ | | | |
| | 消防施設、廃棄物処理、汚泥処理施設、火葬場などの早期復旧の支援 | 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | | | |
| 警戒区域等の見直しに伴うインフラの復旧 | 警戒区域等の見直しに伴うインフラの復旧 | 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |

| ③ 被災者の緊急的な雇用の確保と被災事業者の事業再開支援 | | | | | | | | | |
|------------------------------|-----------------------------------|-----------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|---|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 | |
| 緊急雇用の確保 | 被災者の緊急的な雇用確保 | 県 市町村 団体等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 被災事業者への支援 | 被災事業者への資金支援 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 被災事業者の本格的な事業再開までの人材確保や雇用維持等への支援 | 県 市町村 団体等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 全国規模の展示会等に出展する中小企業に対する助成 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 警戒区域等から移転を余儀なくされている中小企業等に対する融資 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 被災した中小企業に対する技術的助言等 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 県内製造業の支援拠点の復旧 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 県外への企業流出防止 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 農林漁業者等への支援 | 農林漁業者等に対する資金融通 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 被災した農林漁業者等に対する支援 | 県 市町村 団体等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 避難先での農林漁業の再開に対する支援 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 被災した水産業共同利用施設の復旧 | 県 市町村 団体 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 共同利用に供する漁船建造の支援、早急な漁業生産活動の継続・再開支援 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 農業法人などの経営再建のための雇用の確保の促進 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

| ④ 教育・医療・福祉の維持確保 | | | | | | | | |
|-----------------|--|----------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 教育環境の復旧 | 被災した学校施設等の応急復旧 | 県市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| | アクアマリンを始めとした被災した生涯学習施設の早期再開 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| | サテライト校の設置や運営 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 避難児童、生徒受け入れ学校の教員の増員 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 被災した子どもたちの就学環境等を確保するための経済的支援 | 県市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 被災した看護学生に対する経済的支援 | 県 | ■ | ■ | ■ | | | |
| 医療提供体制の回復 | 医師等の医療従事者の確保と医療機関の機能回復 浜通り地方の医療提供体制の再構築 | 国県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 福祉サービス提供体制の復旧 | 福祉施設等の応急復旧 | 国県市町村事業者 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| | 被災した障がい者の生活支援の充実・強化と福祉サービス提供体制の整備 | 国県市町村事業者 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 被災者の心身の健康の保持 | 仮設住宅への診療所や居宅介護サービス提供施設の設置、心のケア、健康管理 | 国県 | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| | スクールカウンセラーの活動による心のケアや地域ぐるみの見守り活動の支援 | 国県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

| ⑤ 治安体制の整備 | | | | | | | | |
|-------------------|---------------------|------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 被災地や仮設住宅等における治安対策 | 被災した警察施設及び交通安全施設の復旧 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| | 避難指示区域等の防犯機能の強化 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 仮設住宅等における治安対策の推進 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

| ⑥ 広域避難している県民のきずなの維持 | | | | | | | | |
|---------------------|--------------------------|------------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 広域避難している県民のきずなの維持 | 全国各地に分散している県民のきずなの維持 | 県 市町村 民間団体 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| | 避難者への情報発信 | 県 市町村 民間団体 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| | 全国の都道府県や市町村等での福島県情報窓口の設置 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

| ⑦ 市町村の復興支援 | | | | | | | | | |
|------------------------|------------------------------------|---------------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|---|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 | |
| 被災市町村の行政機能の復興 | 被災市町村の行政事務や復興事業・取組の支援及び代行 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 役場機能を移転した町村と受け入れた市町村の相互援助体制の支援 | 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 役場機能が移転した町村に対する行政機能の回復 | 役場機能を移転した町村への職員派遣及び町村が行う避難住民との連絡調整 | 国 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 役場機能が移転した町村の行政サービスのシステム構築 | 国 県 | ■ | | | | | | |
| | 緊急災害時において行政機能を低下しないような仕組みづくり | 国 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 被災市町村の復興計画策定支援・現場の意見聴取 | 市町村の復興計画策定 | 国 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 津波被害市街地の復興計画策定 | 国 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 国土調査の促進による、市町村の復興計画策定・実施 | 国 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 効果的・効率的な復興事業実施のための高等教育機関の英知の活用 | 国立 大学 法人 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 市町村との意見交換の場の設定など、現場の意見の聴取 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

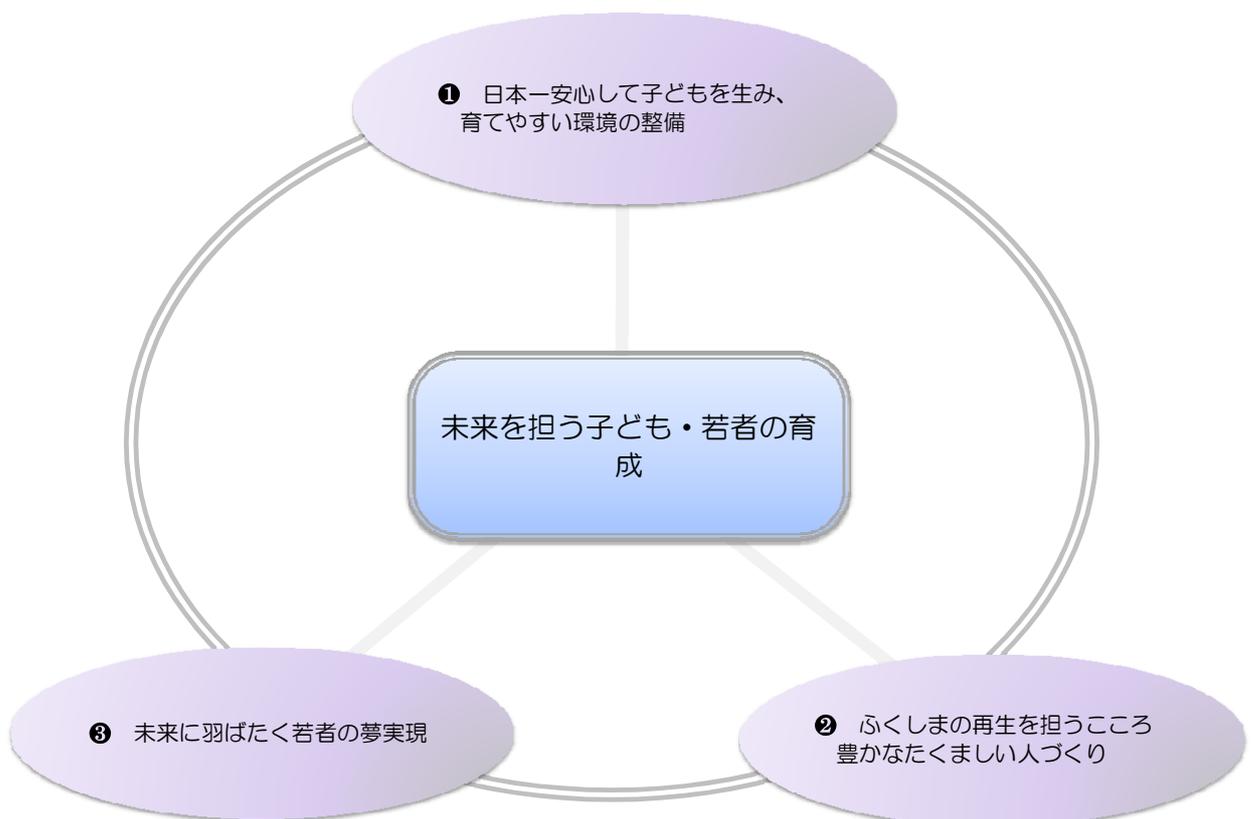
| ⑧ 原子力災害への緊急的対応 | | | | | | | | |
|--------------------------|---|----------------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 原子力災害の全損害に対する賠償・補償に向けた取組 | 県民、事業者への原子力損害賠償の円滑な推進 | 県 市町村 団体等 | | | | | | |
| モニタリング強化及び 県土の環境浄化 | モニタリングの強化 | 国 県 市町村 | | | | | | |
| | 身近な生活空間における放射線量低減対策 | 国 県 市町村 | | | | | | |
| | 農地等における除染対策 | 国 県 市町村 | | | | | | |
| | 森林等における除染対策 | 国 県 市町村 | | | | | | |
| | その他の大気、水、土壌の環境浄化 | 国 県 市町村等 | | | | | | |
| | 放射性物質に汚染された災害廃棄物や下水汚泥等の早急な処理、処分先の確保 | 国 県 市町村 | | | | | | |
| 県民の健康管理 | 長期にわたる県民健康管理調査を通じた健康の保持・増進 | 国 県 | | | | | | |
| | 子ども、妊婦への個人線量計の配布 | 国 県 | | | | | | |
| | 国に対する、放射線に関する各種安全基準の早急な設定や健康に関する情報の迅速な開示の要請 | 国 県 | | | | | | |
| | 食品の安全確保 | 国 県 市町村 団体等 | | | | | | |
| 風評被害対策 | 地域ごと、分野ごとの徹底したモニタリング調査など、放射線量の測定体制・スクリーニング体制の充実・強化 | 国 県 市町村 団体等 | | | | | | |
| | 正確な情報発信、物産展・展示会の開催などによる国内外への安全性のPR、安全性を確保するための仕組みの検討 | 国 県 | | | | | | |
| | テレビや映画などとのタイアップを始めとした観光キャンペーンの強化 | 県 | | | | | | |
| 災害情報の迅速な伝達等 | 国及び原子力発電事業者に対する事故に関連する即時的で透明性の高い情報開示の要求、市町村、県の間での災害時における迅速な情報伝達等の対策 | 国 県 市町村 | | | | | | |

2 ふくしまの未来を見据えた対応

(1) 未来を担う子ども・若者の育成

今の若い世代が、これから復興していくふくしまの将来を担っていくことになる。しかし、現在、地震や津波、原子力発電所事故の影響などにより多くの児童・生徒が地元を離れ、さらに県外にまで避難を強いられた子どもたちも少なくない。ふくしまの地で次の世代を育成できるように、特に子どもたちやその親たちの放射性物質の汚染により生じた不安を取り除くだけでなく、さらにふくしまだからこそ子育てしたいと思われる環境を作っていく。

一方、この大震災によって、多くの若者たちは、命の尊さ、人間と環境との関わり、自ら判断する力の大切さ、自分たちが社会を構成し、動かす力を持っていること、そして、ふくしまが世界と直接つながっていることなどを実感することになった。こうした状況は、世界に通ずる人づくりをするに当たっての重要な基礎となり得るものであり、この大震災の体験を生かしたふくしまならではの教育により、若者たちが力を十分に発揮し、自分の夢を叶えることができるふくしまを目指す。



| ① 日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境の整備 | | | | | | | | |
|----------------------------|--------------------------------|---------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 大震災・原子力災害への対応 | 放射線量の徹底した低減と適時・適切な情報提供 | 国 県 市町村 | | | | | | |
| | 子どもや親の不安や悩みに対する相談体制の整備 | 国 県 市町村 | | | | | | |
| | きめ細かな健康管理の推進 | 国 県 市町村 | | | | | | |
| | 学校や保育所等における給食の検査体制の整備 | 国 県 市町村 | | | | | | |
| 子どもを生み、育てやすい環境整備の更なる推進 | 地域ぐるみの子育ての一層の支援 | 国 県 市町村 | | | | | | |
| | 災害に強く、地域コミュニティの拠点となる教育・福祉施設の整備 | 国 県 市町村 | | | | | | |
| | 教育等への経済的支援 | 国 県 市町村 | | | | | | |
| | 震災孤児等への経済的支援 | 国 県 市町村 | | | | | | |
| | 医療サービスの提供体制の強化、保育サービスの充実 | 国 県 市町村 | | | | | | |
| | 子育て環境の整備 | 国 県 市町村 | | | | | | |

| ② ふくしまの再生を担うところ豊かなたくましい人づくり | | | | | | | |
|-----------------------------|--|-------|------|-----|-----|-----|-----|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 確かな学力の育成 | 少人数教育を生かした少人数指導の充実、魅力ある教材の開発、教員の資質向上などによる確かな学力の育成 | 県市町村 | | | | | |
| | | | | | | | |
| 豊かな心の育成 | 道徳教育やボランティアなどの体験活動の一層の推進による豊かなこころの育成 | 県市町村 | | | | | |
| | 避難した子どもたちに対する、ふるさととの交流機会の提供 | 県 | | | | | |
| 健康・体力の増進 | 子どもたちが屋外で安心して遊び、運動できる環境の整備 | 国県市町村 | | | | | |
| | 子どもたちが自ら健康の保持・増進を図ることができるような健康教育及び食育の推進 | 県市町村 | | | | | |
| 地域が一体となった教育の推進 | 学校・家庭・地域が一体となった地域全体での教育の推進 | 県市町村 | | | | | |
| 将来のふくしまを担う人づくり | 理数教育、防災教育の大幅な充実や国際化の進展に対応できる人づくりなどによる、ふくしまならではの教育の推進 | 県市町村 | | | | | |
| | ふくしまの将来の産業を担う人づくり | 県 | | | | | |

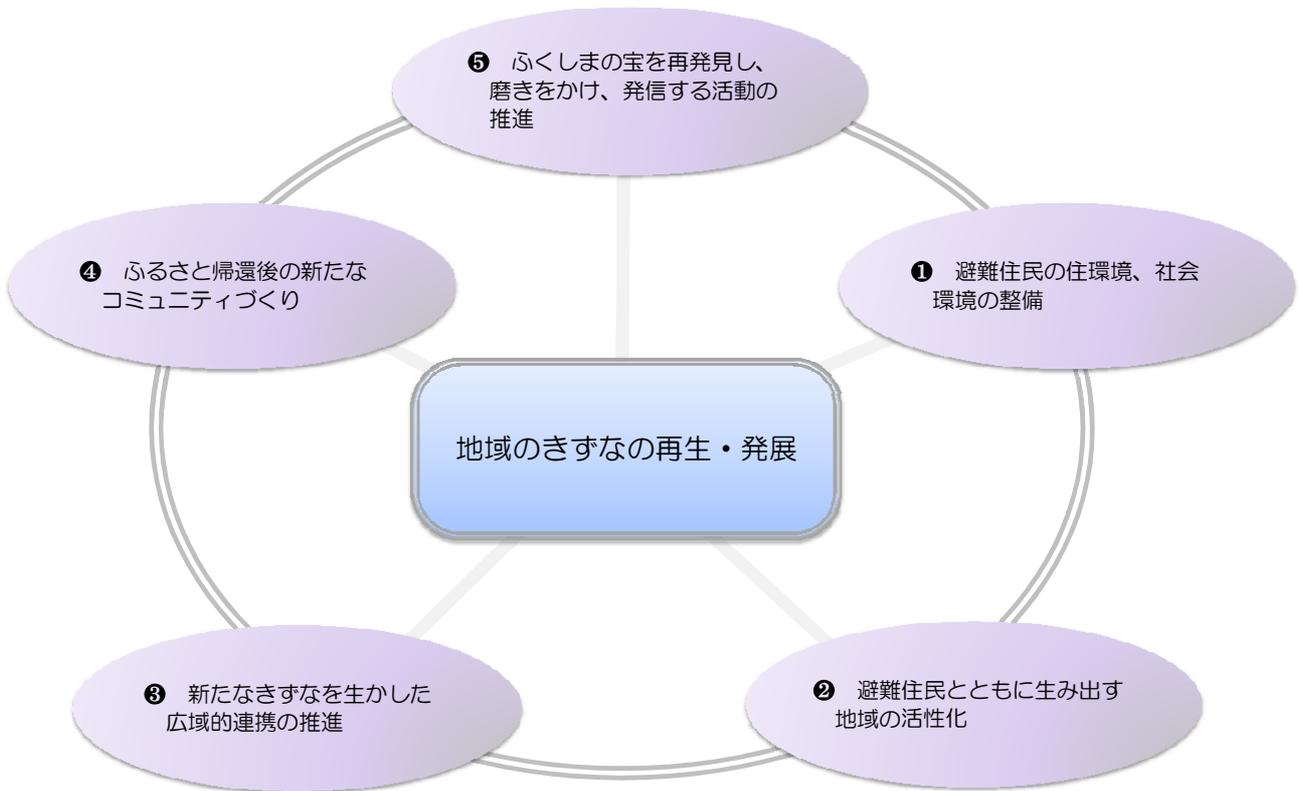
| ③ 未来に羽ばたく若者の夢実現 | | | | | | | |
|-----------------|---|-----------------|------|-----|-----|-----|-----|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 若者の夢実現に向けた取組 | 人の痛みを理解し、優しい気持ち、思いやりを持った若者の育成 | 県 | | | | | |
| | 若者の社会参画の促進 | 県 | | | | | |
| | 県内高等教育機関の充実 | 県 国立大学 法人 | | | | | |
| | 幅広い視野や国際感覚を持つ若者の育成のための国内外の地域との積極的な交流の実施 | 県 | | | | | |

(2) 地域のきずなの再生・発展

地震、津波、原子力発電所事故により、県民は、着の身着のまま県内外に散り散りに避難することを余儀なくされ、地域によっては、避難生活が長期間続くこととなる。

このような状況だからこそ、県民それぞれが、ふくしまらしさを問い、ふるさとへの思いを見つめ直し、ふるさとに対する誇りを大事にすることが必要である。年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、人間の幸福にとって、コミュニティ（地域）の存在は欠かすことはできない。本県に息づく温かい県民性と互いを支え合う地域社会のきずなを再生し、ふるさと帰還後に誇りを持って新たな形に発展できるようにしなければならない。

そのため県は、地域をつなぐ活動を推進するとともに、男女が共に参画し、子ども、障がい者、高齢者等、あらゆる人々が住みやすいコミュニティを目指す。また、県民それぞれのふるさとに対する思いを発信しながら、新たに生まれた国内外の人々とのきずなをふくしまの未来につなげていく。



| ① 避難住民の住環境、社会環境の整備 | | | | | | | | |
|--------------------|------------------------------------|---------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 避難住民の住環境・社会環境の整備 | 避難住民が新たな避難先に移転する際の居住環境の整備、コミュニティ確保 | 国 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 復興公営住宅の整備 | 県 市町村 | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 恒久的な住宅対策 | 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | NPO等の団体による支援活動や住民の自治組織の形成 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 自主避難者への対応 | 住環境等の整備 | 国 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 帰還のための環境整備 | 国 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| ふるさとへ戻らない人への支援 | 県内での住宅再建の支援 | 県 | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | ふくしまの今の姿の情報発信 | 県 | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 避難者を支える仕組みづくり | 避難者を把握するための仕組みづくり | 国 県 | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 居住証明の仕組みづくり | 国 県 | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 子ども・被災者支援法の活用 | 国 県 | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

| ② 避難住民とともに生み出す地域の活性化 | | | | | | | | |
|----------------------|---|---------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 避難住民とともに生み出す地域の活性化 | 避難住民による事業の再開・起業等による、過疎・中山間地域を始めとした県内各地域の活性化 | 県市町村団体等 | | | | | | |

| ③ 新たなきずなを生かした広域的連携の推進 | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-----------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 新たなきずなを生かした広域的連携の推進 | 医療や食料・生活物資の提供、人材の派遣、「がんばろう ふくしま！」運動への参画等、新たなきずなを生かした広域連携の推進 | 県 | | | | | | |
| | 震災を契機とした新たなきずなを次世代へと継承し、広域連携と復興のシンボルとなるきずなの森林づくりの推進 | 県市町村民間団体等 | | | | | | |
| | 避難先で得た自治体や団体等との新たなきずなを生かした広域連携の推進 | 県市町村民間団体 | | | | | | |

| ④ ふるさと帰還後の新たなコミュニティづくり | | | | | | | |
|------------------------|---|--------------------------------|------|-----|-----|-----|-----|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| ふるさと帰還 | 帰還のための環境整備 | 国 県 市町村 | | | | | |
| | 復興に従事する作業員等の宿舍の確保 | 県 | | | | | |
| 住民によるコミュニティの再生 | 地域の歴史・文化を学び、再発見する取組の推進 | 県 市町村 民間団体 | | | | | |
| | 若者から高齢者まで多くの住民が集い、地域の課題に対処する取組の推進 | 県 市町村 民間団体 国立大学 法人 | | | | | |
| | 地域のにぎわいづくり | 県 | | | | | |
| 女性を始めとした生活者目線からの地域づくり | 女性を始め、若者、高齢者等を含めた多様な主体との連携 | 県 市町村 民間団体 等 | | | | | |
| 高齢者や障がい者を支えるまちづくり | 地域全体での見守り活動を始めとした高齢者と地域住民との交流の場の設置 | 県 | | | | | |
| | 高齢者のための住宅やサービスの整備 | 県 民間団体 等 | | | | | |
| | 障がい者一人一人がその人らしく自立した生活ができるよう、ユニバーサルデザインに配慮された社会づくり | 県 | | | | | |

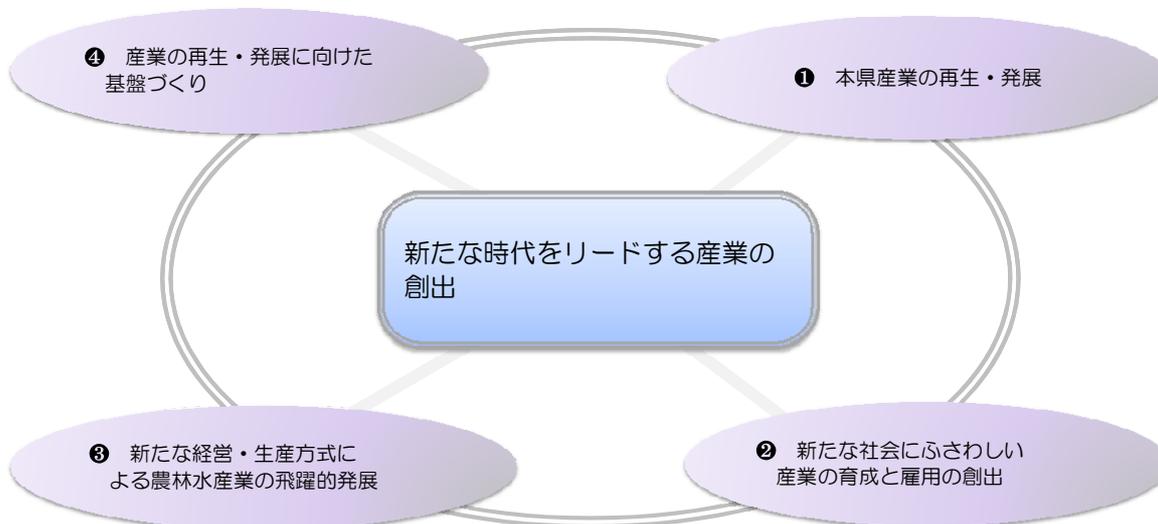
| ⑤ ふくしまの宝を再発見し、磨きをかけ、発信する活動の推進 | | | | | | | | |
|-------------------------------|----------------------------|----------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 伝統、自然、景観の保存、芸術・文化・スポーツの振興 | 地域の伝統文化や自然などの継承、保存、振興 | 県市町村民間団体 | | | | | | |
| | ふるさとの景観の再生、魅力の向上 | 県市町村 | | | | | | |
| | 県民の芸術文化活動やスポーツ活動の支援 | 県 | | | | | | |
| | 日本陸上競技選手権大会の誘致 | 県 | | | | | | |
| 国内外へのふくしまの宝の情報発信 | ふくしまの復興の姿を発信 | 県 | | | | | | |
| | 県民運動の取組の推進による本県のイメージの再生 | 県 | | | | | | |
| | 豊かな森林を再生する県民運動の推進と全国植樹祭の開催 | 県市町村民間団体 | | | | | | |
| | ふくしまをテーマに議論する国際会議などの開催 | 県大学等民間団体 | | | | | | |

(3) 新たな時代をリードする産業の創出

本県産業は、基幹産業である農林水産業、製造業、商業、観光を始め、あらゆる分野において、地震や津波災害に加え、さらには、原子力災害及びそれに伴う風評被害により、まさに存亡の危機に立たされているといっても過言ではなく、企業が県外に流出するという危機にも直面しており、企業が県内で存立するための取組を推進する。

本県産業を大震災前の状況に戻すことが喫緊の課題であることはもとより、浜通りを始めとして、県内全域において、多くの就業の場も失われている。特に、原子力発電所に代わる雇用を確保する必要があることから、環境と共生した豊かなふるさとの未来を描きながら、新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。

これらによって、地域の雇用を生み出し、女性、高齢者、障がい者なども含めた全員参加の経済社会を目指すとともに、若者たちにとっても、将来に夢と希望を持つことができる県づくりを進める。



| ① 本県産業の再生・発展 | | | | | | | | |
|----------------|---------------------------------------|------------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 製造業等の再生 | 移転を余儀なくされた被災事業者の事業再建 | 県 | | | | | | |
| | 被災事業者がふるさとに帰還する際の事業再建 | 県 | | | | | | |
| | 避難住民に対する就業の場の確保 | 県 | | | | | | |
| | 従来進めてきた産業クラスターづくりの一刻も早い再開と更なる集積 | 県 | | | | | | |
| | 企業誘致・企業流出防止のためのインセンティブ | 県 | | | | | | |
| 被災した市街地と産業の再生 | 民間活力による復興まちづくり | 県 市町村 民間団体 | | | | | | |
| | 地域コミュニティの核となる地場商店街のにぎわいづくり | 県 | | | | | | |
| 地域産業の6次化の飛躍的推進 | 農林水産業と観光との連携、加工分野の育成、流通システムの構築、担い手の育成 | 県 団体 | | | | | | |

| ② 新たな社会にふさわしい産業の育成と雇用の創出 | | | | | | | | |
|--------------------------|---|------------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 未来に向けた新たな知の拠点の創出 | 世界的な研究者・技術者の招聘、国際的研究機関の設置 | 国 県 | | | | | | |
| | 地域産業と県内高等教育機関との連携強化 | 県 | | | | | | |
| 観光交流の再生・発展 | 観光復興キャンペーンの継続的展開 | 県 | | | | | | |
| | 海外のマスコミ・旅行関係者等の招聘、海外でのプロモーション活動の実施、外国人観光客の受入体制の整備 | 県 | | | | | | |
| | ふくしまを舞台とした様々なMICEの誘致 | 県 | | | | | | |
| | 磐梯山ジオパークの強化と国内外への発信 | 県 | | | | | | |
| | 福島空港を活用した広域交流の推進 | 県 | | | | | | |
| 医療・福祉機器産業等の推進 | 放射線医学の研究や診断・治療技術の高度化と関連する医療機器産業の集積や創薬開発 | 県 | | | | | | |
| | 介護福祉サービスや介護福祉機器産業など高齢化を見据えた産業づくりの推進 | 県 | | | | | | |
| | 県内企業の参入・取引支援 | 県 | | | | | | |
| 産業人材の育成 | 事業者の自己研鑽や企業・団体の研修制度への支援、専門的かつ実践的な教育訓練などによる産業人材の育成 | 県 | | | | | | |
| 国内外からの資金・人材の調達 | 産業育成などを目的とした基金の造成や復興のための組織の設立等による資金調達 | 県 市町村 民間団体 | | | | | | |
| 原子力発電に代わる新たな産業の集積 | 再生可能エネルギー関連産業を始めとした多様な産業の集積 | 国 県 | | | | | | |

| ③ 新たな経営・生産方式による農林水産業の飛躍的發展 | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|-----------------------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|---|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 | |
| 安全な生産流通体制の確保と情報の積極的発信 | GAPやトレーサビリティシステムなど消費者の安心を高める取組の一体的な構築推進 | 県 市町村 団体等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 情報の積極的発信を通じた消費者とのきずなの構築によるふくしまブランドの飛躍的推進 | 県 市町村 団体等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 新たな経営・生産方式の導入による農業再生モデル構築 | 農地・農業用施設の復旧とあわせた大区画ほ場の整備 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 大規模農業法人や集落営農組織等の育成 | 県 市町村 団体等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 再生可能エネルギーを活用した野菜工場などの大規模施設園芸団地の形成 | 県 市町村 団体 営農集団 等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 経営の協業化による足腰の強い畜産経営体の育成 | 県 市町村 団体等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 林業の復興 | 森林施業と放射性物質の除去・低減を一体的に実施 | 県 市町村 団体 等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 県産材の安定供給体制の構築 | 県 市町村 団体 等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの利用促進 | 県 市町村等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 漁業の復興 | 経営の協業化や低コスト生産による収益性の高い漁業経営の推進 | 県 団体等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 適切な資源管理と栽培漁業の再構築 | 県 団体等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 農林水産業の復興を担う人材の育成 | 農林漁業者に対する新たな経営・生産方式の習得等の機会の提供 | 県 市町村 団体 営農集団 等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

| ④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり | | | | | | | | |
|---------------------|-------------------------|----------------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 産業の再生・発展に向けた基盤づくり | 小名浜港や相馬港などの整備及び利用促進 | 国 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 工業団地の整備 | 国 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 福島空港の積極的活用 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 高規格幹線道路網や高速情報通信基盤の整備の促進 | 国 県 市町村 事業者 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 漁港施設の早期復旧と整備の推進 | 県 市町 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 農地の早期回復と利用集積の促進 | 国 県 市町村 団体等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 農林水産業基盤の強化 | 国 県 市町村 団体等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | コンベンション機能の強化 | 国 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

(4) 災害に強く、未来を拓く社会づくり

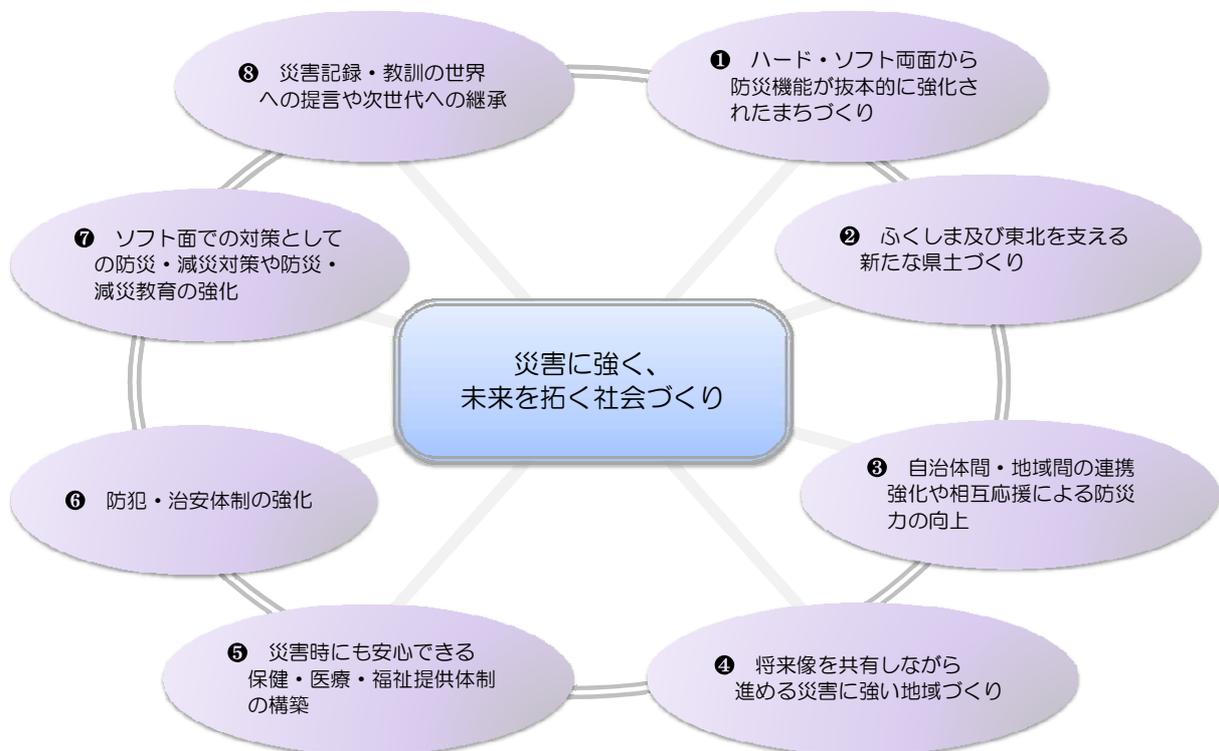
東日本大震災では、東北地方の沿岸域約500kmの極めて広範囲にわたり、道路、鉄道、港湾などのインフラが壊滅的打撃を受け、沿岸地域での交通・通信が途絶えてしまった。

また、原子力災害により住民は、これまで経験したことがない、市町村の範囲を超えた広域避難を強いられ、その情報伝達・避難誘導は困難を極めた。さらに、保健・医療・福祉提供体制の確保という面でも、大きな課題を残した。

そのため、代替手段を持った災害に強いまちづくりを進めるとともに、「減災」という観点から、ハード面の整備、土地利用の再編はもとより、災害時において、安全な場所に確実に逃げるという意識の向上を図るなど、ソフト面の防災対策を充実させ、地域の総合的な防災機能を強化する。

また、地域コミュニティの防犯機能の強化を図り、県民の安全・安心の確保を図る。

さらに、従来から懸念されていた人口減少・超高齢化が、今回の大震災によってさらに加速するおそれがあることから、人口減少・超高齢化に対応した社会づくりを推進する。



| ① ハード・ソフト両面から防災機能が抜本的に強化されたまちづくり | | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|---------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 各種の防災計画の見直し | 福島県及び市町村の地域防災計画の見直し | 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| | 福島県・市町村耐震改修促進計画及び県有施設・建築物の耐震計画の見直し | 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| | 県有建物の再配置・集約・共同利用などの推進による防災機能の強化 | 県 | ■ | ■ | | | | |
| 代替手法の確保とネットワーク化等 | 交通基盤の代替手法の検討 | 県 | ■ | ■ | | | | |
| | 災害時における情報通信手段の強化 | 国 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| | 大規模災害発生時に備えた燃料等の備蓄体制の構築 | 県 | ■ | ■ | | | | |
| 防災情報の提供 | 海岸及び河口部状況の情報提供 | 県 | ■ | ■ | | | | |

| ② ふくしま及び東北を支える新たな県土づくり | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|-------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 県土を形成する基幹的交通基盤の早期復旧と災害に強い道路ネットワークの構築 | 東北中央自動車道の整備 (相馬～福島間) | 県国 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 東北中央自動車道の整備 (福島～米沢間) | 県国 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 常磐自動車道の整備 (南相馬～相馬間) | NEXCO | ■ | | | | | |
| | 常磐自動車道の整備 (相馬～山元間) | NEXCO | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| | 常磐自動車道の整備 (常磐富岡～南相馬間) | NEXCO | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| | 磐越自動車道の4車線化整備 (会津若松～新潟間) | NEXCO | | | | | | ■ |
| | 避難指示区域等から周辺の主要都市や高速道路までのエリアにおける戦略的道路整備 | 国県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 東西の連携軸の強化等、復興道路ネットワークの整備 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 会津縦貫道の整備 | 県国 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 市町村の復興を支援する道路整備 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 県土を形成する基幹的交通基盤の早期復旧と整備促進 | JR常磐線の早期復旧・基盤強化 (宮城県巨理駅～相馬駅間) | JR東日本 | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| | JR常磐線の早期復旧・基盤強化 (原ノ町駅～広野駅間) | JR東日本 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | JR只見線の早期復旧(会津川口駅～大白川駅(新潟県)) | JR東日本 | ■ | ■ | ■ | | | |

| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
|-----------------------------|---|---------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 公共防災拠点施設、道路、港湾、下水道等の防災機能の強化 | 公共防災拠点施設の防災機能強化 | 県国 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 県有建築物・民間建築物等の耐震化の推進 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 道路・港湾・上下水道などの防災機能の強化 | 国 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | ダム・ため池などの耐震性の強化 | 県国 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 港湾・空港の機能強化 | 小名浜港東港地区国際物流ターミナルの整備（国際バルク戦略港湾としての機能強化） | 県国 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 相馬港3号ふ頭地区国際物流ターミナルの整備 | 県国 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 福島空港の機能強化 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

③ 自治体間・地域間の連携強化や相互応援による防災力の向上

| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
|-----------------------------|---------------------------------|------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 自治体間・地域間の連携強化や相互応援による防災力の向上 | 他県・団体との災害協定締結の推進や市町村間の災害協定締結の推進 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 災害時の応援・受援体制の整備 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 災害時における応急仮設住宅や民間賃貸住宅に関する協定締結の推進 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

| ④ 将来像を共有しながら進める災害に強い地域づくり | | | | | | | | |
|---------------------------|-------------------------------|----------------------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 災害に強く、安全・安心なまちづくり | 地域の実情に応じた、災害に強く安全・安心なまちづくり | 国 県 市町村 民間団体 等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 森林の防災機能の強化による地域の防災機能の向上 | 国 県 市町村 民間団体 等 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 地震・津波に強い地域づくり・コミュニティづくり | 多重防御によるまちづくり | 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 地震・津波被害地域における持続可能なまちづくり・地域づくり | 県 市町村 民間団体 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 土地利用ゾーニングにより防災機能を向上させた農村づくり | 県 市町村 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

| ⑤ 災害時にも安心できる保健・医療・福祉提供体制の構築 | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|---------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 保健・医療・福祉提供体制の整備 | 保健・医療・福祉に係る専門スタッフ、施設・設備の確保等、サービスの提供体制の整備 | 国 県 市町村 | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 災害時における避難誘導及び保健・医療・福祉の連携体制 | 保健・医療・福祉に関する連携体制の構築 | 県 市町村 | | | | | | |
| | 災害時要援護者への情報提供や避難誘導体制の強化 | 県 市町村 | | | | | | |
| | 福祉避難所の設置、要介護者の災害時の緊急的相互受け入れ体制の整備 | 県 市町村 | | | | | | |
| | 広域避難を想定した保健・医療・福祉提供体制の整備 | 県 市町村 | | | | | | |

| ⑥ 防犯・治安体制の強化 | | | | | | | | |
|--------------|-----------------------------------|------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 防犯・治安体制の強化 | 警察活動基盤・防犯ネットワークの整備 | 県 | | | | | | |
| | 防犯リーダーの育成、防犯教育・啓発の展開、確実な情報通信手段の強化 | 県 | | | | | | |
| | 暴力団等反社会的勢力の排除気運の向上 | 県 | | | | | | |

| ⑦ ソフト面での対策としての防災・減災対策や防災・減災教育の強化 | | | | | | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| ソフト面での防災・減災対策や防災・減災教育 | 地域の防災体制強化、防災リーダーの育成、地域住民との情報の共有化 | 県 | | | | | | |
| | 学校や地域・職場における防災教育・防災訓練などの防災活動の強化 | 県 市町村 団体 | | | | | | |

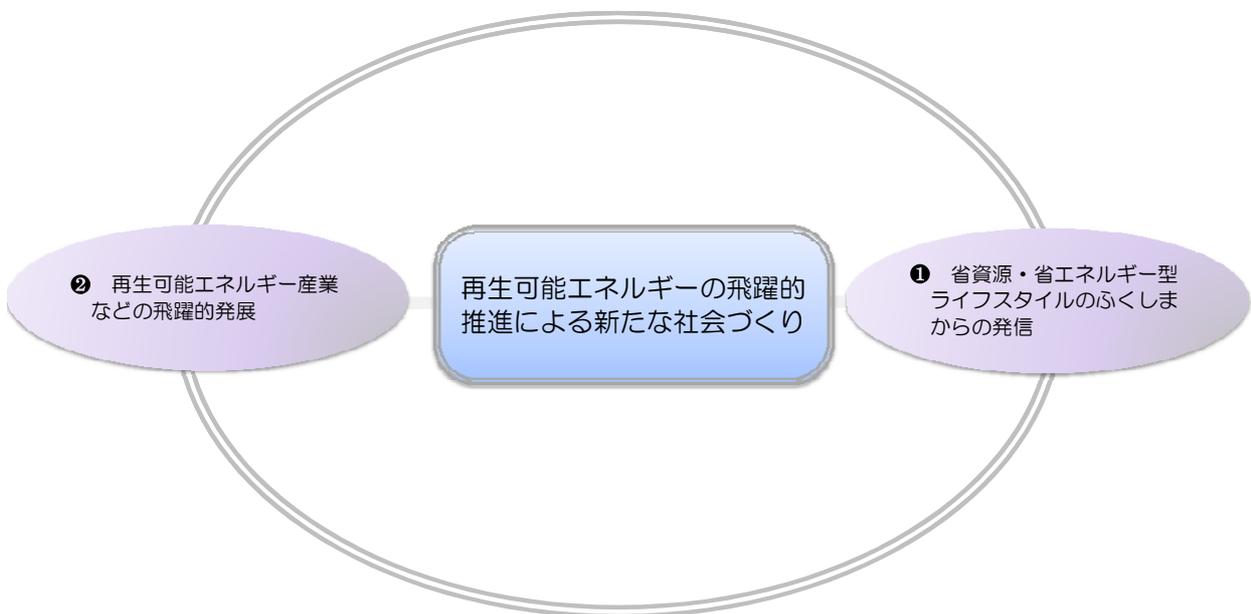
| ⑧ 災害記録・教訓の世界への提言や次世代への継承 | | | | | | | | |
|--------------------------|--|---------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 災害記録・教訓の世界への提言や次世代への継承 | 犠牲者の鎮魂と、体験や記録、教訓を次世代へ継承するためのアーカイブセンターの設置 | 国 県 市町村 | | | | | | |

(5) 再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり

今回の原子力災害により、ふくしまは深く傷ついた。原子力発電所の安全性に対する信頼が根底から崩れた今、本県は、原子力への依存からの脱却を目指す。一方、これまで人類が追い求めてきたエネルギー活用による便利さや快適さを放棄することも困難である。本県は、地球環境の保持と経済的な発展をいかに両立させるかという課題を解決しなければならない。

本県は、この課題に立ち向かい、21世紀が人類にとって環境問題を真剣に考えなければならない時代であるという原点に立ち返り、真に持続可能な社会モデルを国内はもとより世界に対して発信する先進地を目指していく。

そのため、再生可能エネルギーに関する最先端の研究拠点の誘致、関連産業の集積、省エネルギーや地域でエネルギー自立を図る取組などを強力に進める。



| ① 省資源・省エネルギー型ライフスタイルのふくしまからの発信 | | | | | | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|-----------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 省資源・省エネルギー活動の推進 | 福島議定書事業の推進 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 省エネ設備等導入促進 | 県 | ■ | ■ | | | | |
| | 公共交通機関の利用拡大 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| | 建築物の低炭素化の推進 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 家庭における省資源・省エネルギー型ライフスタイルの推進 | 各家庭における再生可能エネルギーの普及 | 国県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | スマートコミュニティの実証・実用化 | 国県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 資源・エネルギー循環のライフスタイルの再評価・情報発信 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 企業・団体における省資源・省エネルギー活動の推進 | 企業、団体、公共施設における再生可能エネルギー設備の導入促進 | 国県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 共同物流システムの導入促進 | 県 民間団体 | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | ESCO事業の導入促進 | 県 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

| ② 再生可能エネルギー産業などの飛躍的発展 | | | | | | | |
|--------------------------|---|----------------|------|-----|-----|-----|-----|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 研究拠点の整備 | 再生可能エネルギーや関連部門の世界レベルの研究拠点の整備 | 国 県 | | | | | |
| 再生可能エネルギーによる発電や熱利用の推進 | 再生可能エネルギーによる発電や熱利用の推進 | 国 県 市町村等 | | | | | |
| 再生可能エネルギー関連産業の集積と雇用の創出 | 太陽光パネルや風力・小水力等の発電用部品の製造、組立て、システム開発、蓄電池の製造等の振興 | 国 県 | | | | | |
| | 県内企業の参入・取引支援 | 国 県 | | | | | |
| 低炭素化のための取組の推進 | 高効率の火力発電の開発・推進や火力発電への木質バイオマスの利用等の促進 | 国 県 事業者 | | | | | |
| エネルギーの地産地消による持続可能なモデルの構築 | スマートコミュニティモデル地域の設定 | 国 県 | | | | | |

3 原子力災害対応

(1) 原子力災害の克服

原子力災害が進行中であり、本県は深刻な影響を受け続けていることから、本県の復興に当たって原子力災害対策が極めて重要な位置を占める。また、原子力災害による影響は、環境、健康、産業、教育などあらゆる分野に及びとともに、世代を越えて長期にわたることが想定される。

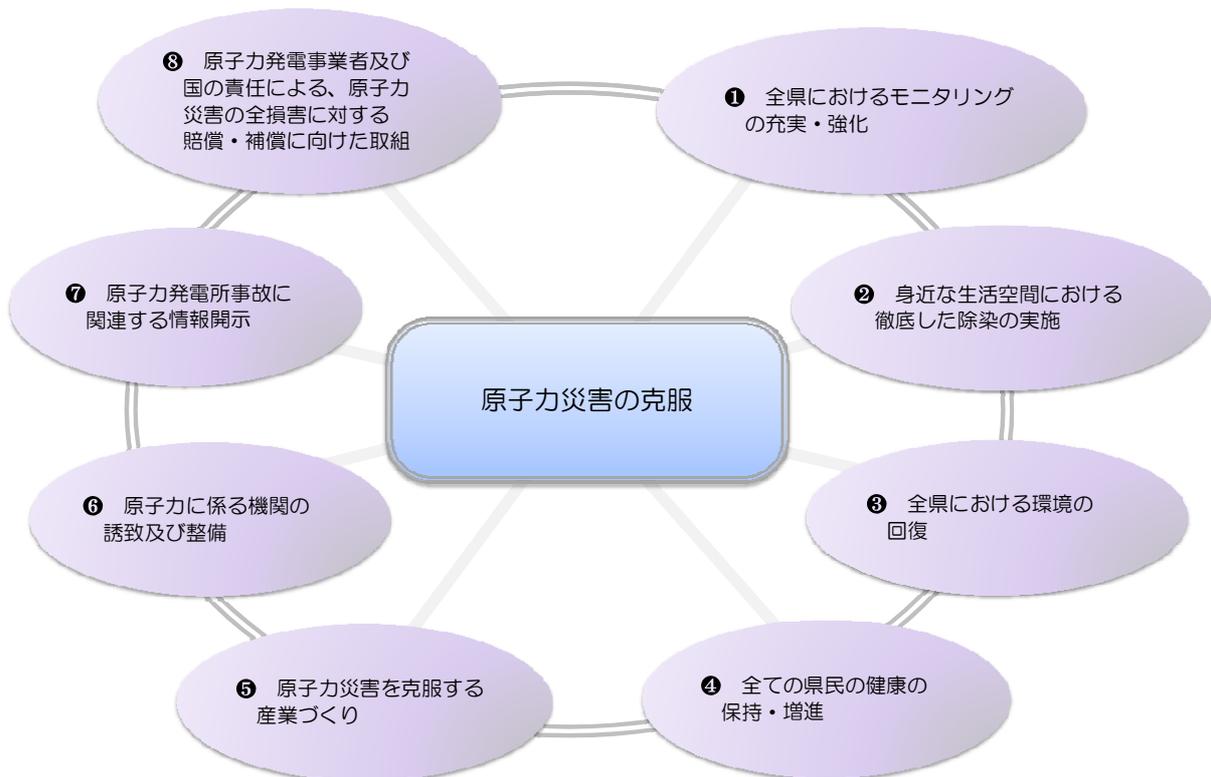
本県は、原子力に依存しない社会を目指しており、国及び原子力発電事業者に対し、県内の原子力発電所についてはすべて廃炉とすることを求める。廃炉が完了するまで、国及び原子力発電事業者の責任の下、廃炉作業が安全に進められ、原子力関連施設及び周辺地域の安全性が確保されなければならない。なお、本県を放射性廃棄物の最終処分場としない方針を堅持する。

また、国及び原子力発電事業者は、原子力発電が安全であるとして国策として推進してきた責任、汚染された土壌、水などを元の状態に戻す責任、そして、原状回復に至るまでの間に生じる損害についての責任があり、これらを全うすることを強く求める。

本県は、この難局を乗り越え、すべての県民が安全で安心して暮らすことのできる社会を目指すため、環境回復についての研究や放射線影響に関する医療拠点を整備し、除染を進めるとともに、健康第一の考え方を前面に打ち出し、全国にも誇れるような健康長寿県を目指す。

また、原子力に係る国際的機関の誘致を含め、世界最先端の知見・頭脳を本県に招致し、事故後の原子力発電所の安全の確保とその監視に取り組んでいく。

なお、国、原子力発電事業者は、原子力発電を国策として推進してきたことから、責任をもって汚染された土壌などの環境を回復するとともに、現状回復に至るまでの全て損害を賠償する義務があり、これらを全うすることを強く求める。



| ① 全県におけるモニタリングの充実・強化 | | | | | | | |
|----------------------|----------------------------------|---------------|------|-----|-----|-----|-----|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 全県におけるモニタリングの充実・強化 | モニタリングの強化 | 国 県 市町村 | | | | | |
| | モニタリング結果の一元的解析・評価と県民へのわかりやすい情報発信 | 国 県 | | | | | |

| ② 身近な生活空間における徹底した除染の実施 | | | | | | | |
|------------------------|-------------------------------------|---------------|------|-----|-----|-----|-----|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 身近な生活空間における徹底した除染 | 身近な生活空間における放射線量低減対策 | 国 県 市町村 | | | | | |
| | 放射性物質に汚染された災害廃棄物や下水汚泥等の早急な処理、処分先の確保 | 国 県 市町村 | | | | | |

| ③ 全県における環境の回復 | | | | | | | | |
|----------------------------|---|--------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 環境回復・創造のための国内外の英知を結集した調査研究 | 環境回復・創造のための、国内外の英知を結集した調査研究・技術開発・実証実験、国際的な研究拠点の整備 | 国県 | | | | | | |
| | 研究成果や実証事例などの情報の国内外への発信 | 国県 | | | | | | |
| 全県全土の環境浄化 | 農地等における除染の推進 | 国県市町村 | | | | | | |
| | 森林等の除染の推進 | 国県市町村 | | | | | | |
| | その他の大気、水、土壌の環境浄化 | 国県市町村等 | | | | | | |
| 処理施設の確保 | 国・市町村との調整 | 国県市町村 | | | | | | |

| ④ 全ての県民の健康の保持・増進 | | | | | | | | |
|------------------|---|----------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 県民の健康確保 | 長期間にわたる県民健康管理調査を通じた健康の保持・増進 | 国県 | | | | | | |
| | 食品の安全確保 | 国県市町村団体等 | | | | | | |
| | 疾病予防・早期発見・早期治療による保健医療先進県の創造 | 国県 | | | | | | |
| 保健医療拠点の整備 | 県立医科大学での放射線医学に関する研究や診療機能の強化、放射線健康障害の早期診断・最先端治療拠点の創設 | 国県医科大学 | | | | | | |
| | 国際的な保健医療機関の誘致 | 国県 | | | | | | |

| ⑤ 原子力災害を克服する産業づくり | | | | | | | | |
|--------------------------------|-------------------------------------|----------------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 各産業における放射線による影響監視システムの確立及び情報発信 | 農林水産物、工業製品等の放射能・放射線量測定及び情報の迅速・的確な公表 | 国 県 市町村 団体等 | | | | | | |
| | 放射能や食の安全に関する知識の普及 | 国 県 | | | | | | |
| 安全で消費者に信頼される農林水産物の生産技術の開発普及 | 放射性物質の農産物への吸収抑制のための研究等 | 国 県 | | | | | | |
| 原子力災害対策と関連させた新たな産業の育成 | 放射性物質の除去や処理技術に関する技術開発及び産業化の推進 | 国 県 | | | | | | |
| | 放射線医学推進と関連させた医療機器の開発及び産業化 | 国 県 | | | | | | |

| ⑥ 原子力に係る機関の誘致及び整備 | | | | | | | | |
|-------------------|---|---------------|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28~H32 |
| 原子力に係る機関の誘致及び整備 | 原子力に関する国際的研究機関や監視機関の誘致、廃炉基準などの安全管理や放射線に関する高度技術の開発促進 | 国 県 | | | | | | |
| | 廃炉に関する研究拠点の整備促進 | 国 県 事業者 | | | | | | |

| ⑦ 原子力発電所事故に関連する情報開示 | | | | | | | |
|---------------------|---|---------------|------|-----|-----|-----|-----|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 災害情報の迅速な伝達等 | 国及び原子力発電事業者に対する事故に関連する即時的で透明性の高い情報開示の要求、市町村、県の間での災害時における迅速な情報伝達等の対策 | 国 県 市町村 | | | | | |
| 原子炉の安全確保 | 国・事業者への要請 | 国 県 事業者 | | | | | |
| 工程表の実施状況の監視 | 国及び原子力発電事業者が示した工程の進捗状況、廃炉に向けた取組状況に対する監視 | 国 県 | | | | | |
| 廃炉作業の安全確認態勢の強化 | 廃炉作業の安全確保対策の確認と結果の分かりやすい情報提供 | 国 県 | | | | | |
| | 廃炉作業員の健康管理の監視 | 国 県 事業者 | | | | | |

| ⑧ 原子力発電事業者及び国の責任による、原子力災害の全損害に対する賠償・補償に向けた取組 | | | | | | | |
|--|-----------------------|-----------------|------|-----|-----|-----|-----|
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組主体 | 年度計画 | | | | |
| | | | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 原子力災害の全損害に対する賠償・補償に向けた取組 | 県民、事業者への原子力損害賠償の円滑な推進 | 県 市町村 団体等 | | | | | |

iii 地域別の取組

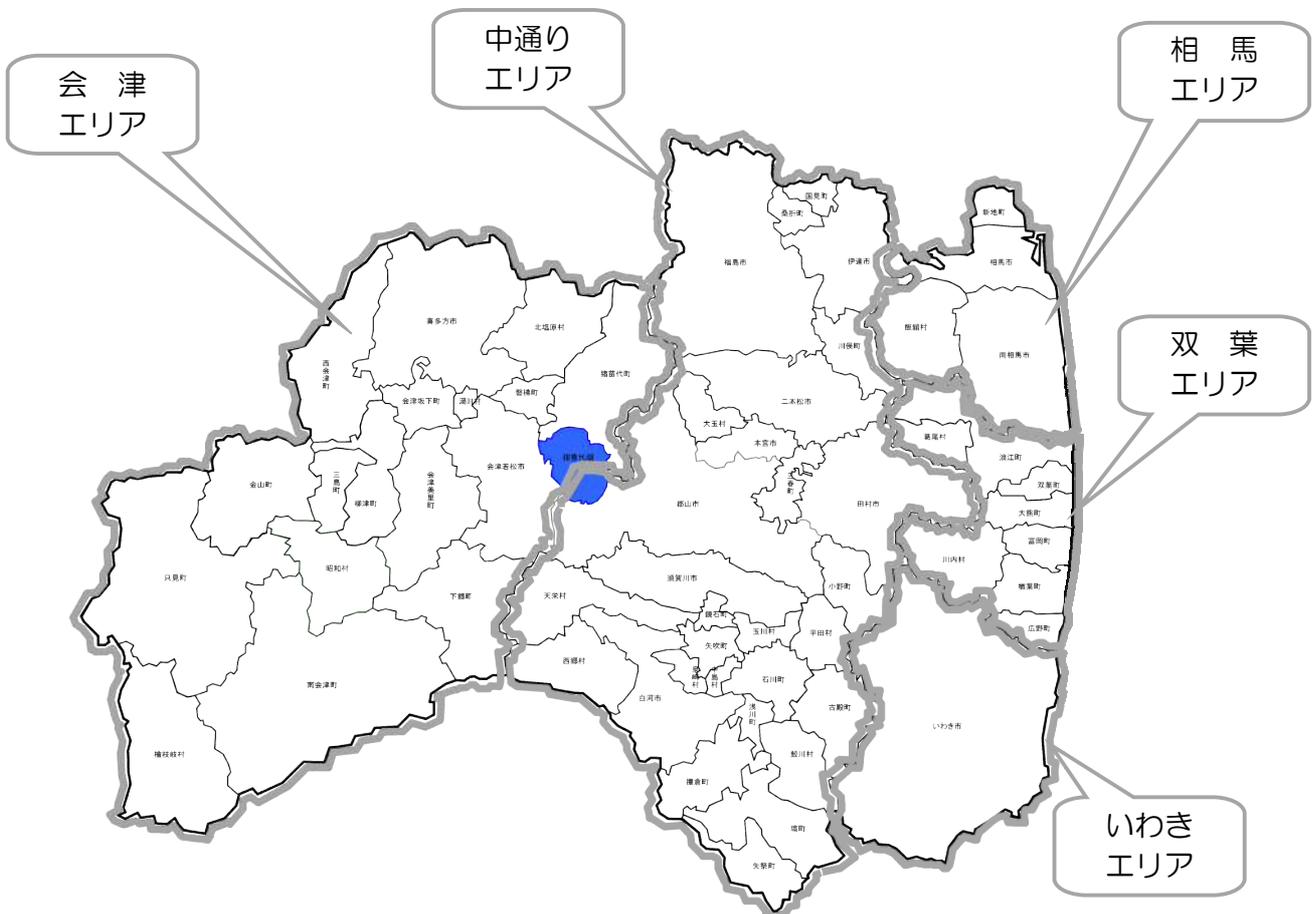
本県は、地理的条件や歴史的・文化的に関連が強く一体性が高い7つの生活圏に基づく地域づくりを進めてきた。一方、東日本大震災からの復興においては、地震・津波・原子力災害及び風評による被害の状況が地域ごとに異なるため、それぞれに応じた取組が必要となる。

そこで、本節では、生活圏を基礎としつつ、被害状況を踏まえて、本県を5つのエリアに分け、各エリアで重点的に推進する施策として、関連する重点プロジェクト等を記載する。また、具体的な取組として、エリア固有の事項や特に重要な事項を中心に記載する。

また、各エリアに共通する取組は全県で進めていくが、それぞれのエリアの復興の取組を連携して進めることにより、本県全体の復興を進めるものとする。

なお、政府は、平成23年12月26日に早ければ平成24年4月1日を目指し警戒区域を解除するとともに、計画的避難区域を含む避難指示区域を一体として見直し、放射線量に応じて、「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」の3つに区分し直すとの方針を示した。しかし、平成24年1月現在未だに区域見直しが行われていない町村がある。

県は、今後も国における避難指示区域変更の動きや原子力発電所事故の収束状況を注視しつつ、県民の意向に細やかに対応していく。



地域別データ

○人口

※()書きは、地域内市町村数

| | 相馬(4) | 双葉(8) | いわき(1) | 中通り(29) | 会津(17) | 合計 |
|----------------|-----------|----------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 人口(H23.3.1現在) | 122,783 人 | 72,679 人 | 341,463 人 | 1,196,730 人 | 290,746 人 | 2,024,401 人 |
| 人口(H24.10.1現在) | 114,860 人 | 67,525 人 | 330,273 人 | 1,164,189 人 | 285,486 人 | 1,962,333 人 |
| 増減 | -7,923 人 | -5,154 人 | -11,190 人 | -32,541 人 | -5,260 人 | -62,068 人 |
| 減少率 | -6.45 % | -7.09 % | -3.28 % | -2.72 % | -1.81 % | -3.07 % |

出典：福島県の推計人口（平成24年10月1日現在）

（注：住民基本台帳の転出入や出生死亡等の加減による推計値）

○東北地方太平洋沖地震による被害状況

| | 相馬(4) | 双葉(8) | いわき(1) | 中通り(29) | 会津(17) | 合計 |
|----------------|---------|--------|----------|----------|--------|-----------|
| 最大震度 | 震度6強 | 震度6強 | 震度6弱 | 震度6強 | 震度6弱 | 震度6強 |
| 死者(A)※1 | 1,628 人 | 887 人 | 430 人 | 40 人 | 4 人 | 2,989 人 |
| 行方不明者(B)※2 | 0 人 | 4 人 | 0 人 | 1 人 | 0 人 | 5 人 |
| (A+B)/人口(3月1日) | 1.33 % | 1.23 % | 0.13 % | 0.00 % | 0.00 % | 0.15 % |
| 住家全壊 | 7,107 棟 | 813 棟※ | 7,905 棟 | 5,185 棟 | 24 棟 | 21,034 棟※ |
| 住家半壊 | 2,953 棟 | 404 棟※ | 32,512 棟 | 36,101 棟 | 134 棟 | 72,104 棟※ |

* 住家全半壊の双葉エリアの棟数は、詳細調査中。

※1 明確に死亡が確認できる遺体が見つかっていないが、死亡届等が出されている者

※2 明確に死亡が確認できる遺体が見つかっておらず、死亡届等も出ていない者

出典：福島県災害対策本部平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第781報 平成24年11月15日現在）

○津波浸水状況

| | 相馬(4) | 双葉(8) | いわき(1) | 中通り(29) | 会津(17) | 合計 |
|-------------|---------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|
| 面積 | 873 km ² | 865 km ² | 1,231 km ² | 5,393 km ² | 5,421 km ² | 13,783 km ² |
| 浸水面積全体 | 79 km ² | 18 km ² | 15 km ² | - km ² | - km ² | 112 km ² |
| | 9.05 % | 2.08 % | 1.22 % | - % | - % | 0.81 % |
| 浸水（主な土地の面積） | （海水域） | 6 km ² | 0.5未満 km ² | 1 km ² | - | 8 km ² |
| | （田） | 46 km ² | 10 km ² | 2 km ² | - | 59 km ² |
| | （その他の用地※） | 7 km ² | 1 km ² | 3 km ² | - | 10 km ² |
| | （幹線交通用地） | 2 km ² | 0.5未満 km ² | 0.5未満 km ² | - | 2 km ² |
| | （建物用地） | 6 km ² | 1 km ² | 5 km ² | - | 13 km ² |

出典：国土地理院（平成23年4月18日）より

○公共施設被害状況

| | 相馬(4) | 双葉(8) | いわき(1) | 中通り(29) | 会津(17) | 合計 | |
|--------|--------|-------------|------------|------------|-------------|-----------|-------------|
| 公共土木施設 | 被害報告件数 | 855 件 | 179 件 | 1,063 件 | 2,802 件 | 50 件 | 4,949 件 |
| | 被害報告額 | 166,715 百万円 | 49,410 百万円 | 62,569 百万円 | 35,876 百万円 | 1,631 百万円 | 316,202 百万円 |
| 農林水産施設 | 被害報告件数 | 562 件 | 87 件 | 382 件 | 3,988 件 | 85 件 | 5,104 件 |
| | 被害報告額 | 158,381 百万円 | 40,860 百万円 | 5,904 百万円 | 39,177 百万円 | 978 百万円 | 245,300 百万円 |
| 文教施設 | 被害報告件数 | 65 件 | 7 件 | 169 件 | 616 件 | 48 件 | 905 件 |
| | 被害報告額 | 2,004 百万円 | 99 百万円 | 14,222 百万円 | 30,123 百万円 | 533 百万円 | 46,981 百万円 |
| 合計 | 被害報告件数 | 1,482 件 | 273 件 | 1,614 件 | 7,406 件 | 183 件 | 10,958 件 |
| | 被害報告額 | 327,100 百万円 | 90,369 百万円 | 82,695 百万円 | 105,176 百万円 | 3,142 百万円 | 608,483 百万円 |

* 県所管分：福島第一原子力発電所から30km圏内は、航空写真等により推定した概算被害額を計上している。（土木部・農林水産部）

* 市町村所管分：南相馬市の一部及び双葉郡8町村の概算被害額は含まれていない。（土木部・教育庁）

* 今後の調査により、被害箇所数及び被害額の変更がある。

※福島県土木部、農林水産部、教育委員会調べ（県工事・市町村工事合計、平成23年12月27日現在）

○原子力災害に伴う避難区域等

| | 相馬(4) | 双葉(8) | いわき(1) | 中通り(29) | 会津(17) |
|---------------------------|---------------------|---|--------|------------|--------|
| 警戒区域 | | 浪江町(一部) 双葉町 大熊町 富岡町 葛尾村(一部) | - | | - |
| 計画的避難区域 | | 葛尾村(一部) 浪江町(一部) | - | 川俣町(一部) | - |
| 特定避難勧奨地点 | 南相馬市 (142地点) | 川内村(1地点) | - | 伊達市(117地点) | - |
| 帰還困難区域 | 南相馬市(一部) 飯館村(一部) | | | | |
| 居住制限区域 | 南相馬市(一部) 飯館村(一部) | 川内村(一部) | | | |
| 避難指示解除 準備区域 | 南相馬市(一部) 飯館村(一部) | 川内村(一部) 楢葉町(一部) | | 田村市(一部) | |
| 緊急時避難準備区域 (H23.9.30解除) | 南相馬市(一部) | 広野町 川内村(一部) 楢葉町(一部) | - | 田村市(一部) | - |

○役場機能移転状況

| | 相馬(4) | 双葉(8) | いわき(1) | 中通り(29) | 会津(17) | |
|---------------|-------|-------|---------|---------------------------|---------|------------|
| 役場機能移転 | 飯館村 | 6町村※ | - | - | - | |
| 条例設置の 出張所等 | - | - | 楢葉町・富岡町 | 飯館村・富岡町 双葉町・浪江町 葛尾村 | 楢葉町・大熊町 | 埼玉県 双葉町 |

※双葉8町村のうち、広野町は平成24年3月1日、川内村は平成24年3月26日に地元で役場再開

○避難者の状況(県内)

| | 相馬(4) | 双葉(8) | いわき(1) | 中通り(29) | 会津(17) | 合計 |
|------------|-----------|-----------|----------|----------|---------|-----------|
| 仮設住宅(11/9) | -12,142 人 | -17,421 人 | -457 人 | -2,634 人 | 0 人 | -32,654 人 |
| 受入数 | 11,507 人 | 128 人 | 7,655 人 | 11,695 人 | 1,669 人 | 32,654 人 |
| 借上住宅(11/9) | -14,282 人 | -34,374 人 | -5,621 人 | -5,988 人 | 0 人 | -60,265 人 |
| 受入数 | 7,308 人 | 68 人 | 21,772 人 | 26,880 人 | 4,237 人 | 60,265 人 |
| 公営住宅(11/9) | -235 人 | -464 人 | 0 人 | -520 人 | -6 人 | -1,225 人 |
| 受入数 | 97 人 | 0 人 | 206 人 | 784 人 | 138 人 | 1,225 人 |
| 県内避難者計 | -26,659 人 | -52,259 人 | -6,078 人 | -9,142 人 | -6 人 | -94,144 人 |
| 受入数 | 18,912 人 | 196 人 | 29,633 人 | 39,359 人 | 6,044 人 | 94,144 人 |

* 上段は、当該地域から避難元住居を離れて県内に避難している人数。下段の受入数は、当該地域に県内から避難している人数。

※福島県災害対策本部、土木部調べ

(注: 該当事町村等からの報告、聴取による数。住民基本台帳とは連動していない。)

【参考】避難者の状況(県外)

| | 避難者数 |
|-------------|----------|
| 県外避難者(11/1) | 58,608 人 |

※復興庁「震災による避難者の避難場所別人数調査」のうち福島県分を抽出。

1 相馬エリア

復興へ向けた考え方

相馬エリアにおいては、特に地震・津波により被災した施設の早期復旧と復興へ向けたまちづくりの取組を強力に推進する。

また、原子力災害に伴い避難を余儀なくされている地域においては、国内外の英知を集めて原子力災害を克服し、当エリアを含む相双地方の復興なくして、ふくしまの復興、日本の復興はありえないという考えの下、ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集して、県は、市町村とともに、帰還と復興へ向けた環境整備に全力で取り組む。

[位置・面積]

- 相馬エリアは、県の東部・浜通り地方の北部に位置し、西は阿武隈高地、東は太平洋に面した総面積 873km² の比較的温暖な地域である。
- 沿岸部の北から、新地町・相馬市・南相馬市が位置し、内陸部に飯舘村が位置している。

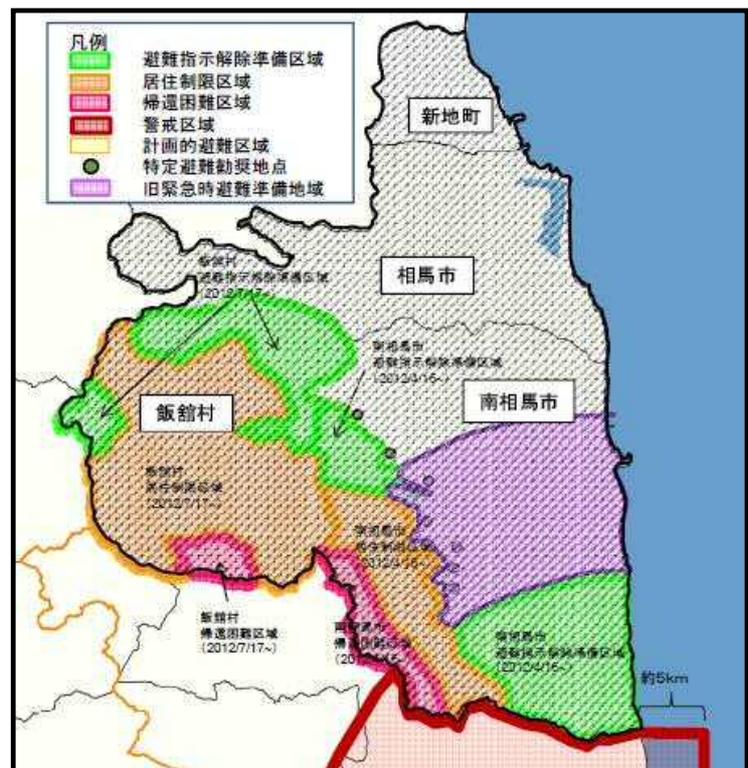


3 (1) 現状と課題

4 [主な地震・津波被害]

5 ○平成23年3月11日、震度6強を観測。地震・津波
6 による死者1,628人。住家全半壊10,060棟（平成
7 24年11月15日現在）。8
9 ○津波の浸水面積は、相馬エリアの総面積873km²の約
10 9%となる79km²に及び、当エリアの水産業と観光に
11 大きな役割を果たしてきた相馬市松川浦が壊滅的な被害
12 を受けたほか、建物用地6km²、農地46km²を始め、
13 住家・鉄道・道路・漁港・水産業関連施設・港湾・海
14 岸堤防等のインフラに壊滅的な被害を受けている。15
16 ○被災者に対する支援及びインフラの復旧や医療・福祉の
17 早期回復に取り組むとともに、特に津波被害の甚大で
18 あった沿岸部のまちづくりにおいては、「減災」の考え
19 方を基本とし、地域住民と地域の将来像を共有しなが
20 ら新たな災害に強いまちづくりを進めていくことが課
21 題となっている。

22 [原子力災害に伴う影響]

23
24 ○南相馬市は、平成24年4月16
25 日に警戒区域及び計画的避難準備
26 区域の見直しが行われ、避難指示
27 解除準備区域、居住制限区域、帰
28 還困難区域に再編された。また、
29 142の特定避難勧奨地点が設定
30 されてある一方で、そもそも区域
31 設定がされなかった地域もあり、
32 一つの市の中に様々な状況が存在
33 している。なお、緊急時避難準備
34 区域については、平成23年9月
35 30日に解除され、住民の帰還に向
36 けた取組が進められている。

○飯舘村は、平成23年4月22日に全村が計画的避難区域に設定された。平成24年7月17日に避難指示区域の見直しが行われ、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の3つの区域に再編されたが、今もなお、村民は避難生活を余儀なくされている。また、役場機能も移転しており、避難先における役場機能の維持、県内外に分散した住民に対する行政サービスの提供、原子力災害への対応等を同時に進めていることから、県は、村の復旧・復興の取組を国とともに強力に支援していく必要がある。

○住民は放射線の影響に対する不安を抱えた生活を強いられており、環境放射線等のモニタリング、徹底した除染の実施、住民の健康の保持・増進に取り組む必要がある。

○県内外への避難者は、家族の分断や慣れない避難先での孤立による精神的苦痛、避難生活に伴う経済的負担の増加、生活不安などが生じており、避難先における住民の支援ときずなの維持を図ること等が課題となっている。

○相馬エリアは、医師や看護師の不足等により地域医療が危機的な状況にあり、早急な医療提供体制の再構築が課題となっている。

○農林水産業を始めあらゆる産業が原子力災害と風評被害の打撃を受けており、これらを克服する産業づくりが課題となっている。

[被災住民・被災市町村の受入れ]

○相馬エリアでは、双葉エリアからの避難者を含め、仮設住宅や借上住宅などにより約1万9千人の避難者が居住している。居住人口の急増に対応する住環境の整備や、教育、保健、医療、福祉などの公共サービス提供等の受入態勢整備及び雇用の確保が課題となっている。

(2) 復興の取組

①環境回復

- ・環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- ・徹底した除染により、美しく豊かなふるさとを再生する。
- ・廃棄物の処理を進める。

<関連する重点プロジェクト>

 重点 1 「環境回復プロジェクト」

1
2
3
4 <具体的な取組>

5 [モニタリング]

6 ○5 kmメッシュごとに設置した計約60台の可搬型モニタリングポストと、子どもたちの安
7 全・安心確保のために学校や保育施設などに設置した計約160台のリアルタイム線量測定シ
8 ステムにより、環境放射線の状況を把握し、わかりやすく測定結果を公開する。

9 ○住民の身近な公共施設等に整備した食品等の放射性物質簡易測定機器により、住民自らが検
10 査し確認できる体制を構築する。

11
12 [除染]

13 ○関係機関と連携し、除染計画を策定・実施する市町とともに、放射性物質に汚染された生活
14 圏・農地・森林などについて、除染により計画的に放射線量を低減させる。

15 ○除染特別地域において、県は、市村と連携して国による除染及びがれき処理を促し、域内の
16 放射線量を低減させる。

17 ○仮置場の設置については、住民説明会や現地視察会などの住民理解を促進する取組を行う。

18
19 [廃棄物の処理]

20 ○地域住民の理解を得ながら災害廃棄物の処理を進めるとともに、放射性セシウム濃度が1キ
21 ログラムあたり8,000ベクレルを超える指定廃棄物について、国に早期処理を求める。

22 ○国が処理を行う汚染廃棄物対策地域については、早急に取り組むよう市村とともに国に働き
23 かける。

24
25 [食品、飲料水の安全確保]

26 ○米や野菜、魚など農林水産物や加工食品の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心
27 な農林水産物や加工食品の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報発信
28 を行う。

29 ○飲料水の安全性を確保するため、水源の種類や環境放射線等の状況を考慮した定期的な放射
30 性物質検査を実施する。

31
32 [拠点の整備]

33 ○放射性物質に汚染された環境を回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造す
34 るため、原子力関連施設周辺でのモニタリングや安全監視等を行う国際的な調査研究拠点を整
35 備する。

②健康、教育

- ・ 県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
- ・ 医療福祉提供体制の再構築を図る。
- ・ 子どもたちの教育環境等の充実に努める。
- ・ 放射線に関する知識の普及に取り組む。

＜関連する重点プロジェクト＞

- 👉 重点 3 「県民の心身の健康を守るプロジェクト」
- 👉 重点 4 「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

＜具体的な取組＞

[健康管理調査]

○ 県民健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期治療につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

[被災者健康支援]

○ 仮設住宅等に入居している住民の心身の健康の保持、増進を図る。

[医療福祉提供体制の再構築]

○ 国が設置した「相双地域等医療・福祉復興支援センター」との連携を図りながら、全国組織への医療支援の要請や震災により離職した医療従事者等の再雇用など、医師・看護師を始めとする医療人材や福祉人材を確保する。

○ 被災した医療機関、福祉施設等の復旧、避難指示等のあった区域内の医療機関の運営支援に取り組む。

○ 精神科入院病床の再稼働や在宅医療の推進による精神科医療の回復を図る。

○ 当エリアの中核的医療機関については、福島県立医科大学に設置する放射線医学の研究・治療拠点との連携体制の構築などにより、医療拠点として整備する。

[教育環境等の整備]

○ 被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設の復旧、サテライト校の集約に伴う宿泊施設の確保など、教育環境の充実に努める。

○ 避難指示区域内にある学校等について、解除後の早期再開を図る。

○ 安心して子どもを遊ばせることができる屋内施設等の整備を推進する。

[放射線に関する知識の普及]

○放射線に関する正確な知識を住民と共有するための講習会等を開催する。

③生活再建

・地震・津波による被災者や双葉エリアからの避難者が安心して暮らすことができる環境を整備するとともに、雇用の維持・確保に努め、生活再建に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

 重点 2 「生活再建支援プロジェクト」

 重点 9 「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」

<具体的な取組>

[情報発信]

○被災者に対して、行政情報や生活支援、復旧・復興状況の情報を提供する。

[生活再建支援ときずなづくり]

○仮設住宅等における住環境の整備や避難者相互や地域住民などとのきずなづくりを回りコミュニティの確保をするとともに、仮設住宅等への電子回覧板等による情報発信など、避難者への情報提供・きずなの維持に取り組む。加えて、避難先での事業再開や雇用の維持・確保に努める。

○ONPO等の民間団体による、被災者の生活再建に向けた活動を支援する。

[防犯・防火]

○避難指示区域内の警戒、警ら活動を継続して行い、安全・安心を確保する。

○仮設住宅やその周辺地域における巡回パトロールや警察安全相談、交通安全対策等を実施する。

○県内各消防本部による広域応援体制を整備し、避難指示区域内での大規模火災に備える。

[住宅再建支援]

○生活再建に向けて、被災者の住宅再建（建築・改修・購入）を進める。

○既存住宅の耐震化を促進し、安全で安心できる住まいづくりを推進する。

1
2
3
4 [自治体連携支援]

5 ○相馬市及び南相馬市は、地震・津波による大きな被害を受けるとともに、南相馬市は原発避
6 難者特例法の指定市町村となっている。加えて、双葉エリアをはじめとした避難指示区域か
7 らの被災者を受け入れ、その対応に当たっている。原発避難者特例法による事務の執行等に
8 関し、避難元町村並びに相馬市及び南相馬市とともに、意向や課題の確認・調整を行いな
9 がら、自治体間の相互援助体制構築を行う。

10
11 [受入自治体への支援]

12 ○双葉エリアなどの住民を受け入れていることを踏まえ、医療・福祉サービスや行政サービス
13 等が円滑に提供できるよう、必要な支援を行う。

14
15 [生活拠点に必要な機能の整備]

16 ○避難中の生活拠点にかかる協議や、必要となる機能について検討する。

17
18 [長期避難者等の生活拠点の整備]

19 ○復興公営住宅の町外への整備を希望する市町村と、国、県、受入市町村との個別による協議
20 の場を設けて避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行なった上で、復興公営住宅の
21 整備を進める。

22 ○ふるさとへ戻らないことを選択した避難者に対し、その状況に応じて、安定的な生活が再構
23 築できるよう、住宅の確保、雇用の創出などに取り組む。

24
25 [作業員等の宿舎確保]

26 ○復興に従事する作業員等の宿舎の確保を図る。

27
28 [帰還支援]

29 ○公共インフラの復旧状況など、帰還に向けた取組を情報発信する。

30 ○市村の住民の帰還に向けた構想を尊重しながら、帰還にあたっての課題を整理するとともに
31 国や市村と連携して環境整備に取り組み、住民や事業所の帰還を加速させる。

32
33 [原子力損害賠償支援]

34 ○原子力災害に伴って生じた全ての損害について、被害者の立場に立った賠償が実現し、1日
35 も早く元の生活が再建できるよう、様々な取組を行う。

④産業の再生及び創出

・農林水産業、製造業、商業、観光業を始め、あらゆる分野の産業が地震や津波、原子力災害及び風評被害により存亡の危機に立たされており、これらが大震災前の状況に戻すとともに、環境と共生した新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。

＜関連する重点プロジェクト＞

- 👉 重点 5 「農林水産業再生プロジェクト」
- 👉 重点 6 「中小企業等復興プロジェクト」
- 👉 重点 7 「再生可能エネルギー推進プロジェクト」
- 👉 重点10 「ふくしまの観光交流プロジェクト」

＜具体的な取組＞

[農林水産業の再生]

- 大規模な土地利用型農業や太陽光発電等による電力を活用した植物工場を始めとした施設園芸の導入、その経営を担う農業法人の育成など、新たな経営・生産方式の導入を推進する。
- 優良繁殖牛・肥育牛・乳用牛の導入や、安全な粗飼料の確保を推進し、畜産業の再生を図る。
- 避難農業者の避難先での営農再開に向けた支援を行う。
- ノリの養殖場・カレイ類等の保育場となっている松川浦の復旧のほか、沿岸漁業の操業再開に向けた取組を支援するとともに、共同利用漁船の導入や経営の協業化を進める取組を推進し、沿岸漁業の再生を図る。

[事業再開等への支援]

- 大震災により多大な影響を受けた企業や農林漁業者などに対し、事業再開・継続に要する経費の補助や資金融資などにより、企業再生に取り組む。
- 緊急雇用創出基金事業を活用して、被災者の就業の場の確保に努める。
- 市町村、商工団体等との連携を図りながら、民間サービスの再開を支援し、買い物環境や交通手段の確保など生活環境の整備に取り組む。

[産業人材の育成]

- テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実にも努めるほか、先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業（技塾等）を実施するなど地域産業のニーズを踏まえて人材育成を進める。

[産業振興の推進]

- 工業団地造成費用利子補給制度の活用等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、企業立地補助制度や、東日本大震災復興特別区域法による法人税等の優遇措置等を活用し、企業立地を推進する。
- 既存産業の集積を生かしながら、新たな時代をリードする医療関連産業及び再生可能エネルギー関連産業の集積を図る。
- 水産加工業など当地の地場産業の振興のため、事業者や組合等と連携して新しい製造技術や市場性の高い商品の開発を推進する。

[再生可能エネルギーの導入等の推進]

- 当エリアにおいてポテンシャルが高い太陽光発電や風力発電など、先進地として再生可能エネルギー導入を図る。
- 再生可能エネルギーの研究開発拠点と連携し、スマートコミュニティの実証試験等スマートグリッドを含む再生可能エネルギーの研究を推進するとともに、研究施設の誘致活動を展開する。
- 木質がれきや森林除染に伴う伐採木の活用を含めた木質バイオマスのエネルギー利用、藻類によるバイオ燃料の実証研究等を推進する。

[観光交流の推進]

- 相馬野馬追や史跡、パークゴルフ場などの観光資源はもとより、復興の過程を資源とする観光や復興をきっかけとする交流促進、再生可能エネルギーの集積を踏まえた産業観光など、新たな観光振興と多様な交流を推進する。

⑤地震・津波被害への対応

- ・当エリアは、津波により県内で最も甚大な被害を受けている。被災施設の復旧を行うとともに、「減災」という視点から、ハード面の整備はもとより、ソフト面の防災対策を充実させ、地域の総合的な防災機能の向上を図る。

<関連する重点プロジェクト>

-  重点11「津波被災地復興まちづくりプロジェクト」

1
2
3
4 <具体的な取組>

5 [土地利用]

6 ○津波により甚大な被害を受けた地域については、住民の命を最優先に考え、海岸堤防の嵩上
7 げはもとより、防災緑地、海岸防災林（防潮林）、道路などを組み合わせた多重防御によるハ
8 ード整備と、災害危険区域の指定や避難計画の強化などのソフト対策を複合的に検討し、国、
9 県、市町村が緊密に連携しながら災害に強いまちづくりを進める。

10
11 [家屋の移転事業の支援]

12 ○被災した住民の意向を基本にしながら、防災集団移転事業や土地区画整理事業について推進
13 する。

14
15 [住宅の整備]

16 ○復興公営住宅整備事業について、法制度や活用事例等を情報提供する。

17 ○既存住宅の耐震化を促進し、安全で安心できる住まいづくりを推進する。

18
19 [インフラの復旧]

20 ○国と連携し、がれきなど災害廃棄物の早期処理を推進する。また、市町とともに、漁場の回
21 復のため、がれきや漂着物の回収などの取組を推進する。

22 ○土木施設等の早期復旧に努め、概ね平成25年度から平成27年度までの完成を目指す。

23 ○海岸堤防は、「頻度の高い津波」や「高潮波浪」を考慮し、堤防高7.2mを基本として、概ね
24 平成27年度までに整備を行う。

25 ○県道相馬亘理線や原町海老相馬線、北泉小高線等について、各市町が策定する復興計画に基
26 づくまちづくりや土地利用の方針を勘案し、必要に応じ二線堤の機能も備えるよう整備する。

27 ○避難指示区域等内における生活、交通、産業に係るインフラの被害状況の把握に努め、区域
28 の解除に備えてインフラの早期復旧に努める。また、沿岸部の復旧においては、市町の策定
29 するまちづくりや土地利用の方針を勘案し、多重防御によるハード整備など、総合的な防災
30 力の向上に取り組む。

31 ○重要港湾相馬港は、相馬エリアの物流拠点として重要な役割を担っており、概ね平成25年
32 度までに岸壁、上屋、荷役機械等の係留施設等の復旧を完了し、概ね平成27年度までに防
33 波堤の復旧を目指す。

34 ○釣師浜漁港、松川浦漁港、真野川漁港の主要な施設については概ね平成25年度までの本復
35 旧を目指す。

36 ○漁港間の機能分担を図りつつ、産地市場や水産業関連施設等の効率的な復旧を推進する。

37 ○農地の除塩及び排水機場など農業用施設の災害復旧を推進し、概ね平成26年度で完了する。
38 また、津波被害を受けた農地について、市町の復興計画を踏まえて平成28年度を目途に復
39 旧を推進する。

- 1
2
3
4 ○「農用地災害復旧関連区画整理事業」及び「復興基盤総合整備事業」により大区画のほ場整備を行うなど、まちづくりと一体となった農地等の基盤整備を行う。
5
6 ○ため池の効果的な耐震性検証手法を確立した上で、調査を実施し、ため池の耐震化を推進する。
7

8
9 [ふるさとの景観の再生、魅力向上]

- 10 ○地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、損傷を受けた歴史的建造物や文化財
11 等の復旧や津波被害地区等のまちなみ景観再生等を推進する。
12
13

14 **⑥復興を支援する交通網の整備**

- 15
16 • 浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早期復旧・整備と、生活を支援する道路を整備す
17 るとともに、浜通りと中通りをつなぐ復興を支援する道路や東西連携道路など、災害に強
18 い道路ネットワークを構築する。
19

20 <関連する重点プロジェクト>

21  重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」
22
23

24 <具体的な取組>

25 [道路]

- 26 ○県土の骨格を形成する縦横6本の連携軸のうち、相馬エリアと中通りを結ぶ「北部軸」であ
27 る東北中央自動車道（相馬～福島間）について、着手後概ね10年以内の完成に向けて、国
28 や関係市町村等と連携し整備促進に努めるとともに、「浜通り軸」である常磐自動車道の常磐
29 富岡以北（常磐富岡～山元間）については、平成26年度の完成予定年（ただし、常磐富岡
30 ～浪江間は平成26年度を目指す他の区間から大きく遅れることのない時期）にこだわるこ
31 となく、一日も早い全線供用に向けて、国や関係市町村、NEXCO 東日本等と連携し整備促
32 進に努める。
33 ○避難指示区域等から周辺の主要都市や高速道路までのエリアにおける戦略的道路整備として
34 相馬エリアと中通りを結ぶ県道原町川俣線等の道路改良を進め、東西連携及び防災機能の強
35 化を図る。
36
37
38
39

1
2
3
4 [鉄道]

5 ○JR常磐線について、県境から駒ヶ嶺駅までの区間においての津波被害を受けにくい西側へ
6 のルート変更や新地駅の西側への移設に向けて県職員を新地町に駐在させ、地元市町及びJ
7 R、国等と協議を進めるとともに、早期復旧を進める中で、線形改良や道路との立体交差等
8 による基盤強化を図る。

9 ○将来的には、JR常磐線の複線化を含めた高速鉄道化、快適化について検討を進める。

10
11 [路線バス等]

12 ○住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。

13
14 [産業の復興を支援する物流拠点の強化]

15 ○産業復興を支援するため、国際海上物流の拠点である相馬港の整備を推進する。
16

2 双葉エリア

復興へ向けた考え方

双葉エリアは、地震・津波に見舞われたほか、原子力災害によりほとんどの住民が避難を余儀なくされるという人類史上経験がない災害に見舞われている。

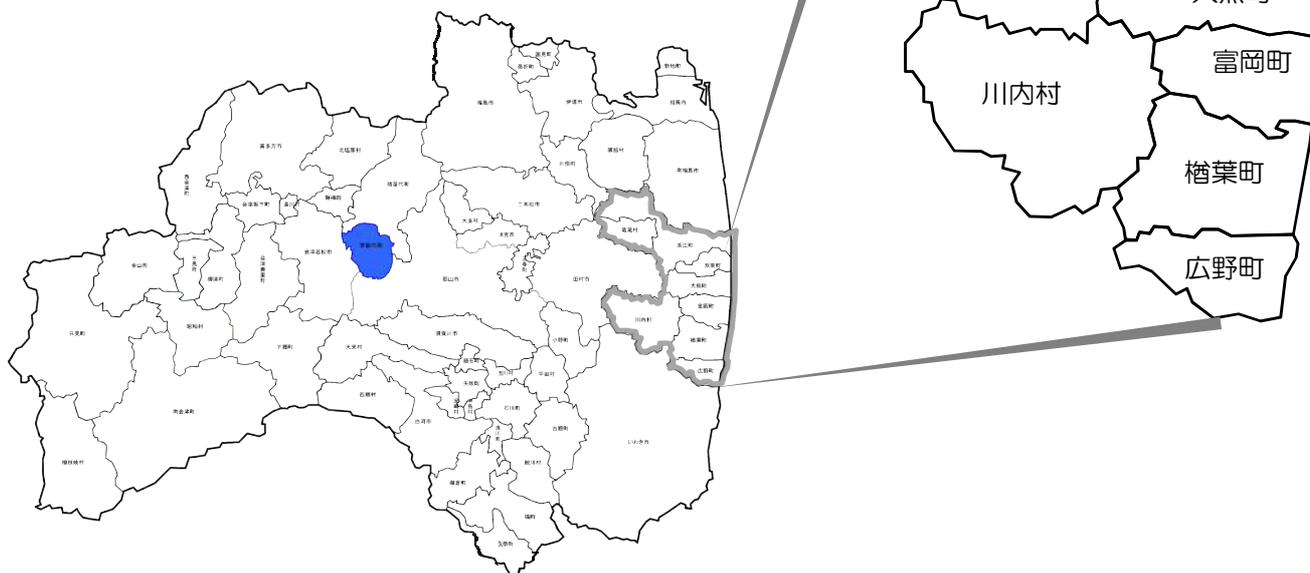
一部で復旧・復興に向けた動きを進めているものの、多くの町村は、具体的な取組を進めることが困難な状況にある。

このため、県は、国内外の英知を集めて原子力災害を克服し、当エリアを含む相双地方の復興なくして、ふくしまの復興、日本の復興はありえないという考えの下、ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集して、県は、町村とともに、帰還と復興へ向けた環境整備に全力で取り組む。

[位置・面積]

○双葉エリアは、県の東部・浜通り地方のほぼ中央に位置し、西は阿武隈高地、東は太平洋に面した総面積 865km²の比較的温暖な地域である。

○沿岸部の北から、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町の6町が位置し、内陸部に葛尾村、川内村が位置している。



平成23年4月22日には改めて双葉町・大熊町・富岡町の全域と浪江町・葛尾村・川内村・
楡葉町の一部が警戒区域に、浪江町・葛尾村の一部が計画的避難区域に、そして、広野町の
全域と川内村・楡葉町の一部が緊急時避難準備区域に設定された。その後、川内村に1箇所
特定避難勧奨地点が設定されている。緊急時避難準備区域は平成23年9月30日に解除さ
れたものの、今なお8町村の住民の多くが避難を余儀なくされている。

○県内外で多くの住民が避難生活を送っている。県外避難先は北海道から沖縄まで分散してい
る。住民は放射線被ばくの不安を抱えるとともに、家族の分断や慣れない避難先での孤立に
よる精神的苦痛や避難生活に伴う経済的負担の増加、生活不安などが生じており、県内外の
避難先における住民の支援ときずなの維持を図ること等が課題となっている。

○役場機能も県内外に移転しており、避難先における役場機能の維持、県内外に分散した住民
に対する行政サービスの提供、地震・津波被害と原子力災害への対応等を同時に進めている
ことから、町村の復旧・復興の取組を国とともに強力に支援していく必要がある。

○緊急時避難準備区域の解除を受け、川内村、広野町では住民の帰還のための環境の整備を進
めている。また、楡葉町では、2年間実施する除染の状況を見極めながら住民の帰還につい
て判断するとしている。

○避難指示区域においては、インフラ調査など生活環境の復旧に向けた取組や国による除染が
開始されている。

○広野町は、町が平成23年3月13日に発令した避難指示について平成24年3月31日に
解除した。川内村は平成24年4月1日に、楡葉町は平成24年8月10日に、避難指示区
域の見直しが行われた。

[被災住民・被災市町村の受入れ]

○緊急時避難準備区域が解除された地域においては、避難指示区域等での生活再建の準備のた
めの居住者の増が見込まれており、これらに対応する住環境の整備や、教育、医療、福祉な
どの公共サービス提供等の受入態勢整備及び雇用の確保が課題となっている。

(2) 復興の取組

○双葉エリアは、5 町 2 村が警戒区域及び計画的避難区域に設定され、その後区域見直しが進められているものの、依然として県内でも特に困難な状況に置かれている。こうした中、各町村は、多くの悩みを抱えながらそれぞれに、あるいは、双葉地方町村会の場や県と国との協議の場等を用いて、復興に向けた検討や取組を進めている。県は、各町村と緊密に協議を行うとともに、福島県復興の最重要課題として双葉地方町村の復興に臨み、一日も早い双葉エリアの復興に向けて全庁を挙げて取り組む。

①環境回復

- 環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- 徹底した除染により、美しく豊かなふるさとを再生する。• 原子力発電所周辺地域の安全監視を徹底する。

<関連する重点プロジェクト>

 重点1「環境回復プロジェクト」

<具体的な取組>

[モニタリング]

○5 kmメッシュごとに設置した計約 1 4 0 台の可搬型モニタリングポストと、子どもたちの安全・安心確保のため、学校や保育施設などに設置した計約 30 台のリアルタイム線量測定システムにより、環境放射線の状況を把握し、わかりやすく測定結果を公開する。

○住民の身近な公共施設等に整備した食品等の放射性物質簡易測定機器により、住民自らが検査し確認できる体制を構築する。

[除染]

○関係機関と連携し、除染計画を策定・実施する町村とともに、放射性物質に汚染された生活圏・農地・森林などについて、除染により計画的に放射線量を低減させる。

○除染特別地域において、県は、町村と連携して国による除染及びがれき処理を促し、域内の放射線量を低減させる。

○仮置場の設置については、住民説明会や現地視察会などの住民理解を促進する取組を行う。

1
2
3
4 [廃棄物の処理]

- 5 ○地域住民の理解を得ながら災害廃棄物の処理を進めるとともに、放射性セシウム濃度が1キ
6 ログラムあたり8,000ベクレルを超える指定廃棄物について、国に早期処理を求める。
7 ○国が処理を行う汚染廃棄物対策地域については、早急に取り組むよう町村とともに国に働き
8 かける。

9
10 [食品、飲料水の安全確保]

- 11 ○米や野菜、魚など農林水産物や加工食品の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心
12 な農林水産物や加工食品の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報発信
13 を行う。
14 ○飲料水の安全性を確保するため、水源の種類や環境放射線等の状況を考慮した定期的な放射
15 性物質検査を実施する。

16
17 [原子力防災拠点]

- 18 ○国に対し、廃炉に向けた取組を進める原子力発電所にかかる新たな原子力防災拠点施設の設置
19 要請する。

20
21 [原子力発電所に関する監視]

- 22 ○原子力発電所の立入調査や環境放射線の監視測定等を行うとともに、周辺地域の安全監視を
23 徹底する。

24
25 [廃炉に向けた取組]

- 26 ○安全かつ安定的な廃炉処理を確実に進めるために、廃炉に関する研究及び人材育成のための
27 機関を誘致するとともに、廃炉に向けた関連産業の育成を図る。

28
29
30 **②健康、教育**

- 31
32 • 県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
33 • 医療福祉提供体制の再構築を図る。
34 • 子どもたちの教育環境等の充実に努める。
35 • 放射線に関する知識の普及に取り組む。

36
37 <関連する重点プロジェクト>

- 38  重点 3「県民の心身の健康を守るプロジェクト」
39  重点 4「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

1
2
3
4 <具体的な取組>

5 [健康管理調査]

6 ○県民健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期
7 治療につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

8
9 [被災者健康支援]

10 ○仮設住宅等に入居している住民の心身の健康の保持、増進を図る。

11
12 [医療福祉提供体制の再構築]

13 ○町村と共同で、被災した医療機関・福祉施設等の復旧に取り組むとともに、国が設置した「相
14 双地域等医療・福祉復興支援センター」との連携を図りながら、全国組織への医療支援の要
15 請や震災により離職した医療従事者等の再雇用の支援など、医師・看護師等を始めとする医
16 療福祉従事者の確保を図る。

17 ○福島県立医科大学に設置する放射線医学の研究・治療拠点と、当エリアの医療機関との連携
18 体制を構築する。

19 ○原子力災害により延期されている県立大野病院と双葉厚生病院の統合について、原子力発電
20 所事故収束後の原発周辺地域への立入規制の動向、住民の帰還状況や医療需要を見極めなが
21 ら、方向性を検討し、地域の医療需要に応えられる体制整備を目指す。

22
23 [教育環境等の整備]

24 ○各地域において再開している学校等について、被災児童等の就学・通学支援、スクールカウ
25 ンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設等の復旧、サテライト校の集約に伴う宿泊施
26 設の確保など、長期避難にも対応した教育環境の整備を図る。

27 ○避難指示区域等内にある学校等について、解除後の早期再開を図る。

28 ○(財)日本サッカー協会人材育成プログラムと連携して展開してきた国際人として社会をリ
29 ードする人づくりを目指す「双葉地区教育構想」の双葉エリアにおける再開を目指す。

30 ○安心して子どもを遊ばせることができる屋内施設等の整備を推進する。

31
32 [放射線に関する知識の普及]

33 ○放射線に関する正確な知識を住民と共有するための講習会等を開催する。
34
35
36
37
38
39

③生活再建

- ・被災者が安心して暮らすことができる環境を整備するとともに、雇用の確保に努め、生活再建に取り組む。
- ・町村とともに、警戒区域等の解除に向けた取組を推進する。

＜関連する重点プロジェクト＞

- 👉 重点 2「生活再建支援プロジェクト」
- 👉 重点 9「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」

＜具体的な取組＞

[情報発信]

○被災者に対して、行政情報や生活支援、復旧・復興状況の情報を提供する。

[生活再建支援ときずなづくり]

○避難先において、仮設住宅等における住環境の整備や避難者相互や地域住民などとのきずなづくりを図りコミュニティの確保をするとともに、仮設住宅等への電子回覧板等による情報発信など、避難者への情報提供・きずなの維持に取り組む。加えて、避難先での事業再開や雇用の維持・確保に努める。

○ONPO等の民間団体による、被災者の生活再建に向けた活動を支援する。

[防犯・防火]

○避難指示区域等の立入規制や警戒、警ら活動を継続して行い、安全安心を確保する。

○楡葉町に設置した双葉署の臨時庁舎を拠点として、区域見直しに対応した治安態勢を強化する。

○県内各消防本部による広域応援体制を整備し、警戒区域等内での大規模火災に備える。

[住宅再建支援]

○生活再建に向けて、被災者の住宅再建（建築・改修・購入）を進める。

○既存住宅の耐震化を促進し、安全で安心できる住まいづくりを推進する。

[自治体連携支援]

○必要に応じ、事務の共同処理及び委託等、町村間または町村と県など自治体間における業務連携の検討及び調整を行う。

1
2
3
4 [生活拠点に必要な機能の整備]

5 ○避難中の生活拠点にかかる協議や、必要となる機能について検討する。

6
7 [長期避難者等の生活拠点の整備]

8 ○復興公営住宅の町外への整備を希望する町村と、国、県、受入市町村との個別による協議の
9 場を設けて避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行なった上で、復興公営住宅の整
10 備を進める。

11 ○ふるさとへ戻らないことを選択した避難者に対し、その状況に応じて、安定的な生活が再構
12 築できるよう、住宅の確保、雇用の創出などに取り組む。

13
14 [帰還支援]

15 ○公共インフラの復旧状況など、帰還に向けた取組を情報発信する。

16 ○町村ごとではもとより同一町村の中でも、地震・津波被害、放射線量等の状況が大きく異な
17 っており、住民の帰還に向けては、これらの状況に応じて各町村で様々な方法が検討されて
18 いる。区域見直し後、速やかに帰還することを目指す町村、町村内外に一定期間集合して居
19 住せざるを得ない町村などがある。。それぞれの構想を尊重しながら、国や町村とともに、帰
20 還のための環境整備に関する課題を整理するとともにその解決に取り組み、住民や事業所の
21 帰還を加速させる。

22 ○双葉地方広域市町村圏組合で実施するインフラ事業等を支援し、帰還のための環境整備を加
23 速させる。

24
25 [原子力損害賠償支援]

26 ○原子力災害に伴って生じた全ての損害について、被害者の立場に立った賠償が実現し、1日
27 も早く元の生活が再建できるよう、様々な取り組みを行う。

28
29 [区域の見直し]

30 ○町村とともに、住民帰還に向けた方針等の策定及び実施に積極的に取り組むとともに、区域
31 の見直しに当たっては、国に対し町村の意向を十分に踏まえた上で判断するよう要請する。

④産業の再生及び創出

- ・農林水産業、製造業、商業、観光業を始め、あらゆる分野の産業が地震や津波、原子力災害及び風評被害により存亡の危機に立たされており、これらが大震災前の状況に戻すとともに、環境と共生した新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。
- ・避難のための移転を余儀なくされた農林漁業者・商工事業者等の帰還と事業再開を進める。
- ・帰還後の住民の安全・安心な暮らしを支える産業の再生に取り組む。

＜関連する重点プロジェクト＞

-  重点 5 「農林水産業再生プロジェクト」
-  重点 6 「中小企業等復興プロジェクト」
-  重点 7 「再生可能エネルギー推進プロジェクト」

＜具体的な取組＞

[農林水産業の再生]

- 生産性の飛躍的向上を図るため、担い手への農地集積による土地利用型農業の大規模化、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した植物工場を始めとした施設園芸の導入、その経営を担う農業法人の育成など、新たな経営・生産方式の導入を推進する。
- 畜産業の再生を図るため、優良繁殖牛や乳用牛の導入、安全な粗飼料の確保を推進する。
- 森林・林業の再生を図るため、増大が見込まれる木材や木質バイオマスの復興需要に対応した供給体制の整備を推進する。
- 営農再開までの間の農地保全や食用作物の生産が可能となるまでの間の営農手法として、非食用作物のエネルギー化等について調査・研究を行う。
- 避難農業者の避難先での営農再開に向けた支援を行う。

[事業再開等への支援]

- 避難のための移転を余儀なくされた農林漁業者・商工事業者等の帰還と事業再開に取り組む。
- 大震災により多大な影響を受けた企業に対し、事業再開・継続に要する経費の補助や資金融資などにより、企業再生に取り組む。
- 緊急雇用創出基金事業を活用した雇用創出により、可能な限り被災者の就業の場の確保に努める。
- 町村、商工団体等との連携を図りながら、民間サービスの再開を支援し、買い物環境や交通手段の確保など生活環境の整備に取り組む。

[産業人材の育成]

○テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実に努めるほか、先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業（技塾等）を実施するなど地域産業のニーズを踏まえて人材育成を進める。また、生徒募集が停止されている公立双葉准看護学院の学生に対する支援を含めた同学院の今後の取組に対しては町村等と協議しながら支援を行う。

[産業振興の推進]

- 工業団地造成費用利子補給制度の活用等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、企業立地補助制度や、東日本大震災復興特別区域法による法人税等の優遇措置等を活用し、企業立地を推進する。
- 環境回復に係る取組を進めるほか、再生可能エネルギー関連産業などの集積を推進し、原子力産業に代わる新たな雇用の創出を図る。
- 事業を再開した事業者や組合等と連携して新しい製造技術や市場性の高い商品の開発を推進する。
- ハイテクプラザ等において、放射線低減に係る技術開発に取り組み、関連する企業へ技術移転を行う。

[再生可能エネルギーの導入等の推進]

- 再生可能エネルギーの研究開発拠点と連携し、当エリアにおいてポテンシャルの高い太陽光や風力発電などの先進地として再生可能エネルギーの導入を図るとともに、研究施設の誘致活動を展開する。
- 森林除染に伴う伐採木の活用を含めた木質バイオマスのエネルギー利用等を推進する。

[観光交流の推進]

- サッカー界初のナショナルトレーニングセンターであるJヴィレッジ（楡葉町・広野町）は、原子力発電所事故収束に向けた前線基地として利用されているが、原発事故収束後の状況をみながら迅速な除染を進め復興のシンボルとして早期の再開を目指す。

⑤地震・津波被害への対応

- ・当エリアでは、地震・津波による甚大な被害が発生した。避難区域等の見直しを踏まえながら、生活に必要な被災施設の復旧を行うとともに、「減災」という視点から、ハード面の整備はもとより、ソフト面の防災対策を充実させ、地域の総合的な防災機能の向上を図る。

1
2
3
4 <関連する重点プロジェクト>

5  重点1 1 「津波被災地復興まちづくりプロジェクト」

6
7
8 <具体的な取組>

9 [土地利用]

10 ○津波により甚大な被害を受けた地域については、住民の命を最優先に考え、海岸堤防の嵩上
11 げや、防災緑地、海岸防災林（防潮林）、道路などを組み合わせた多重防御によるハード整備
12 と、災害危険区域の指定や避難計画の強化などのソフト対策を複合的に検討し、国、県、町
13 が緊密に連携しながら災害に強いまちづくりを進める。

14
15 [家屋の移転事業の支援]

16 ○被災した住民の意向を基本にしながら、防災集団移転事業や土地区画整理事業について早期
17 の事業化を図る。

18
19 [インフラの復旧]

20 ○警戒区域等内における生活、交通、産業に係るインフラの被害状況の把握に努め、避難指示
21 区域等の見直しを踏まえながら、インフラの早期復旧に努める。

22 ○国と連携し、がれきなど災害廃棄物の早期処理を推進する。また、漁場生産力の回復のため、
23 町とともに、漁場に堆積した壊れた建物等の回収などの取組を推進する。

24 ○沿岸部の復旧においては、町村の策定するまちづくりや土地利用の方針を勘案し、多重防御
25 によるハード整備など、総合的な防災力の向上に取り組む。

26 ○海岸堤防は、「頻度の高い津波」や「高潮波浪」を考慮し、富岡より南側は堤防高 8.7m、北
27 側は 7.2m を基本として、概ね平成 27 年度まで（警戒区域は事業に着手してから概ね 5 年
28 以内）に整備を行う。

29
30 [公共サービスの復旧支援]

31 ○避難指示区域内に所在する施設により行われていた、ごみ、し尿処理、下水処理や水道事業
32 などの公共サービスについて、町村等とともに復旧又は代替機能の確保等に取り組む。

33
34 [ふるさとの景観の再生、魅力向上]

35 ○地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、損傷を受けた歴史的建造物や文化財
36 等の復旧や津波被害地区等のまちなみ景観再生等を推進する。

⑥復興を支援する交通網の整備

・避難指示区域の解除に伴い帰還する住民の生活に必要となる、他エリアへの通勤による雇用確保や医療提供体制の確保のためにも、浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早急な復旧・整備と、生活を支援する道路を整備するとともに、浜通りと中通りをつなぐ東西連携道路など、災害に強い道路ネットワークを構築する。

＜関連する重点プロジェクト＞

 重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

＜具体的な取組＞

[道路]

- 「浜通り軸」である常磐自動車道の常磐富岡以北（常磐富岡～山元間）については、平成26年度の完成予定年（ただし、常磐富岡～浪江間は平成26年度を目指す他の区間から大きく遅れることのない時期）にこだわることなく、一日も早い全線供用に向けて、国や関係市町村、NEXCO 東日本等と連携し整備促進に努める。
- 避難指示区域等から周辺の主要都市や高速道路までのエリアの復興を加速させるため戦略的
道路整備として、双葉エリアと中通りエリアを結ぶ国道114号や288号、県道小野富岡線
を整備するとともに、双葉エリアといわきエリアを結ぶ国道399等の整備を進める。
- 双葉エリアにおける将来の復興の姿（ランドデザイン等）を踏まえながら、必要となる道
路網についての検討を進める。

[鉄道]

- 広野駅以北が不通となっているJR常磐線について、避難指示区域内の詳細な被害状況の把握に努めるとともに、被災町の復興計画等の策定状況や原子力発電所事故による影響の収束状況を見ながら、地元町やJR東日本、国等と連携して、運転を再開する区間を順次延伸しながら早期復旧に向けて取り組む。また、原線復旧が困難な区間については、早期復旧の具体化を進める中で、ルート変更や線形改良や道路との立体交差等による基盤強化を図る。
- 将来的には、JR常磐線の複線化を含めた高速鉄道化、快適化について検討を進める。

[路線バス等]

- 避難指示区域等の見直しを踏まえて、住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。

3 いわきエリア

復興へ向けた考え方

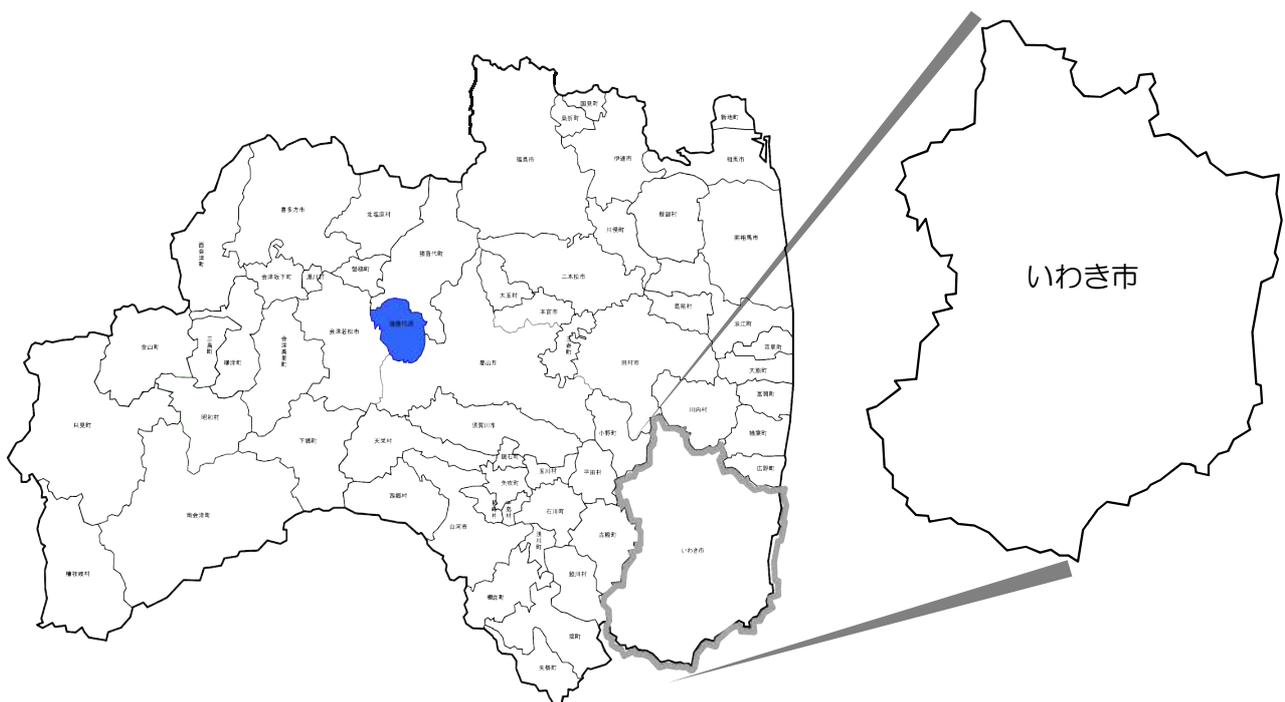
いわきエリアにおいては、地震・津波により被災した施設の早期復旧と復興へ向けたまちづくりの取組を強かに推進する。

また、いわきエリアは大きな被害を受けた一方で、双葉エリアなどから避難してきた多くの住民を受け入れている。長期避難を余儀なくされている中で、住環境を始め保健・医療・福祉や教育、雇用などの様々な課題において双葉エリアとの連携・協力のもと取り組むとともに、帰郷の足掛かりとなる支援を行う。

さらに、地域特性を生かして洋上風力発電の導入に向けた検討を行うなど、再生可能エネルギーの推進を図る。

[位置・面積]

〇いわきエリアは、県の東部・浜通り地方の南側に位置し、西は阿武隈高地、東は太平洋に面し、総面積 1,231km²、年間日照が 2,000 時間を超える温暖な地域である。



(1) 現状と課題

[主な地震・津波被害]

○平成23年3月11日、震度6弱を観測。同年4月11日及び12日、震度6弱を観測。死者430人。住家全半壊40,417棟（平成24年11月15日現在）。

○津波の浸水面積は18km²に及んでいる。住家のほか、水道やガスなどのライフライン施設が大きな被害を受け、特に平成23年3月及び4月の地震により断水が長期にわたるなど住民生活に大きな支障が生じた。

○宅地も含め多くの箇所で土砂災害が発生し、道路等が損壊したほか、港湾・漁港・海岸堤防等のインフラが被災した。農地・農業用施設、水産業関連施設、林道・治山施設などにも甚大な被害が生じており、被災者に対する支援及びインフラ等の早期の復旧・回復に取り組むとともに、特に津波被害の甚大であった沿岸部のまちづくりにおいては、「減災」の考え方を基本とし、地域住民と地域の将来像を共有しながら新たな災害に強いまちづくりを進めていくことが課題となっている。



[原子力災害に伴う影響]

○原子力発電所事故発生当初は一部地域が屋内退避区域に設定されたが、平成23年4月22日に解除されている。

○住民は放射線の影響に対する不安を抱えており、環境放射線等のモニタリング、徹底した除染の実施、住民の健康の保持・増進に取り組む必要がある。

○農林水産業を始めあらゆる産業が原子力災害と風評被害などの打撃を受け、これらを克服する産業づくりが課題となっている。

[被災住民・被災市町村の受入れ]

○いわきエリアには、仮設住宅や借上住宅などにより約2万4千人の避難者を受入れており、双葉エリアの住民を中心に増加傾向が続いている。また、楢葉町が役場機能を設置しているほか、いわき市に居住する避難住民の多い富岡町、大熊町、浪江町が出張所等を設置している。居住人口の急増に対応する住環境の整備や、教育、保健、医療、福祉などの公共サービス提供等の受入態勢整備及び雇用の確保が課題となっている。

(2) 復興の取組

①環境回復

- ・環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- ・徹底した除染により美しく豊かなふるさとを再生する。
- ・廃棄物の処理を進める。

<関連する重点プロジェクト>

 重点 1 「環境回復プロジェクト」

<具体的な取組>

[モニタリング]

- 5kmメッシュごとに設置した計約 50 台の可搬型モニタリングポストと、子どもたちの安全・安心確保のために学校や保育施設などに設置した計約 420 台のリアルタイム線量測定システムにより、環境放射線の状況を把握し、わかりやすく測定結果を公開する。
- 住民の身近な公共施設等に整備した食品等の放射性物質簡易測定機器により、住民自らが検査し確認できる体制を構築する。

[除染]

- 関係機関と連携し、除染計画を策定・実施するいわき市とともに、放射性物質に汚染された生活圏・農地・森林などについて、除染により計画的に放射線量を低減させる。
- 仮置場の設置については、住民説明会や現地視察会などの住民理解を促進する取組を行う。

[廃棄物の処理]

- 地域住民の理解を得ながら災害廃棄物の処理を進めるとともに、放射性セシウム濃度が1キログラムあたり 8,000 ベクレルを超える指定廃棄物について、国に早期処理を求める。

[食品の安全確保]

- 米や野菜、魚など農林水産物や加工食品の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心な農林水産物や加工食品の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報発信を行う。

②健康、教育

- ・県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
- ・双葉エリアなどからの避難者が多く、居住人口が増加していることから、医療福祉提供体制の回復及び充実・強化を図る。
- ・子どもたちの教育環境等の充実に努める。
- ・放射線に関する知識の普及に取り組む。

＜関連する重点プロジェクト＞

- 👉 重点 3「県民の心身の健康を守るプロジェクト」
- 👉 重点 4「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

＜具体的な取組＞

[健康管理調査]

- 県民健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期治療につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

[被災者の心身の健康保持]

- 仮設住宅等に入居している住民の心身の健康の保持、増進を図る。

[医療福祉提供体制の回復及び充実・強化]

- 医療従事者や介護人材の確保、育成を図るほか、医療機関の役割分担と機能強化、医療機関相互及び医療と介護の連携促進などにより、医療福祉等の提供体制の回復及び充実・強化を図る。

- 福島県立医科大学に設置する放射線医学の研究・治療拠点と当エリアの中核的医療機関との連携体制の構築を図る。

[教育環境等の整備]

- 被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設の復旧、サテライト校の教育環境の充実に努める。
- 安心して子どもを遊ばせることができる屋内施設等の整備を推進する。

[放射線に関する知識の普及]

- 放射線に関する正確な知識を住民と共有するため、リスクコミュニケーションに取り組む。

③生活再建

・地震・津波による被災者や双葉エリアなどからの避難者が安心して暮らすことができる環境を整備するとともに、雇用の維持・確保に努め、生活再建に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

 重点 2 「生活再建支援プロジェクト」

 重点 9 「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」

<具体的な取組>

[情報発信]

○被災者に対して、行政情報や生活支援、復旧・復興状況等に関連した情報を提供する。

[生活再建支援ときずなづくり]

○仮設住宅等における住環境の整備や避難者相互や地域住民などとのきずなづくりを図りコミュニティの確保をするとともに、被災者が安心して暮らすことができる環境を整備する。加えて、避難先での事業再開や雇用の維持・確保に努める。

○NPO等の民間団体による、被災者の生活再建に向けた活動を支援する。

[防犯]

○仮設住宅やその周辺地域における巡回パトロールや警察安全相談、交通安全対策等を実施する。

[住宅再建支援]

○生活再建に向けて、被災者の住宅再建（建築・改修・購入）を進める。

○既存住宅の耐震化を促進し、安全で安心できる住まいづくりを推進する。

[自治体連携支援]

○いわき市は、地震・津波による大きな被害を受けるとともに、原発避難者特例法の指定市町村に指定されている。加えて、双葉エリアをはじめとした避難指示区域からの避難者を受け入れ、その対応に当たっている。原発避難者特例法による事務の執行等に関し、避難元町村及びいわき市とともに、意向や課題の確認・調整を行いながら、自治体間の相互援助体制構築を行う。

[受入自治体への支援]

○双葉エリアなどの住民を受け入れていることを踏まえ、医療・福祉サービスや行政サービス等が円滑に提供できるよう、必要な支援を行う。

[生活拠点に必要な機能の整備]

○避難中の生活拠点にかかる協議や、必要となる機能の検討を行う。

[長期避難者等の生活拠点の整備]

○復興公営住宅の町外への整備を希望する市町村と、国、県、受入市町村との個別による協議の場を設けて避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行なった上で、復興公営住宅の整備を進める。

[作業員等の宿舎確保]

○復興に従事する作業員等の宿舎の確保を図る。

④産業の再生及び創出

・農林水産業、製造業、商業、観光業を始め、あらゆる分野の産業が地震や津波、原子力災害及び風評被害により大きな被害を受けており、これらが大震災前の状況に戻すとともに、環境と共生した新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

-  重点 5 「農林水産業再生プロジェクト」
-  重点 6 「中小企業等復興プロジェクト」
-  重点 7 「再生可能エネルギー推進プロジェクト」
-  重点 10 「ふくしまの観光交流プロジェクト」

<具体的な取組>

[農林水産業の再生]

○生産性の飛躍的向上を図るため、ほ場の大区画化等の基盤整備と担い手への集積を進めるとともに、冬季温暖で日照量が豊富な気象条件を生かした大規模施設園芸の導入、その経営を担う農業法人の育成など、新たな経営・生産方式の導入を推進する。

○農林水産業とその他産業の連携・融合により、農林水産物の付加価値を高める地域産業6次化を推進する。

- 1
2
3
4 ○畜産業の再生を図るため、優良繁殖牛や乳用牛の導入、安全な粗飼料の確保を推進する。
5 ○森林・林業の再生を図るため、増大が見込まれる木材の復興需要に対応した供給体制の整備
6 を推進する。
7 ○沿岸漁業の操業再開に向けた取組を支援するとともに、カツオ・サンマ等沖合性魚類の水揚
8 げ量の拡大による地域の活性化を図るため、県外船の誘致を図る取組を推進する。
9 ○アワビなど漁業者ニーズが高い種苗の生産を再開し、つくり育てる漁業の再構築を推進する。
10 ○避難農業者の避難先での営農再開に向けた支援を行う。

11
12 [商工業の再生]

- 13 ○被災事業者の事業再建を支援するほか、中心市街地の商業機能の回復と活性化に取り組む。

14
15 [産業人材の育成]

- 16 ○テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実に努めるほか、
17 先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業を実施するなど地域産業のニ-
18 ズを踏まえて人材育成を進める。

19
20 [産業振興の推進]

- 21 ○工業団地造成費用利子補給制度の活用等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、
22 企業立地補助制度や、東日本大震災復興特別区域法による法人税等の優遇措置等を活用し、
23 企業立地を推進する。
24 ○再生可能エネルギー関連産業の集積を進め、雇用の創出を目指す。
25 ○水産加工業など当地の地場産業の振興のため、事業者や組合等と連携して新しい製造技術や
26 市場性の高い商品の開発を推進する。

27
28 [再生可能エネルギーの導入等の推進]

- 29 ○再生可能エネルギーの研究開発拠点と連携し、当エリアにおいてポテンシャルの高い太陽光
30 発電などの先進地域として再生可能エネルギー導入を図るとともに、スマートコミュニティ
31 等の取組を進める。
32 ○特に、洋上風力発電について、国・県・市・事業者・大学等研究機関と連携・調整を図ると
33 ともに、漁業者の協力を得ながら、研究、試験を行う拠点の研究施設の整備を目指す

34
35 [観光交流の推進]

- 36 ○いわきの温暖な気候を生かし、スポーツ等の大会やイベントによる観光振興を始め、定住・
37 二地域居住、グリーンツーリズムなどの多様な交流を推進する。
38 ○アクアマリンふくしまなどの観光施設を活用するとともに、フラダンスなどの地域資源を活
39 用し新たな観光振興を図る。

⑤地震・津波被害への対応

・当エリアは、平成23年3月11日の地震・津波に加え、同年4月に発生した余震等により、甚大な被害を受けている。そこで、被災施設の復旧を行うとともに、「減災」という視点から、ハード面の整備はもとより、ソフト面の防災対策を充実させ、地域の総合的な防災機能の向上を図る。

＜関連する重点プロジェクト＞

🏠 重点11「津波被災地復興まちづくりプロジェクト」

＜具体的な取組＞

[土地利用]

- 津波により甚大な被害を受けた地域については、平坦地の区域や背後地が丘陵地や山林である区域など、区域毎に土地利用形態が異なることから、住民の意見を丁寧に聴きながら、海岸堤防の嵩上げや、防災緑地、道路などを組み合わせた多重防御によるハード整備やソフト対策などを複合的に検討し、国・県・市が緊密に連携して災害に強いまちづくりを行う。
- 小名浜港の背後地においては、アクアマリンパークとの連携によるにぎわい創出のため、幹線道路の整備を推進する等、港と市街地が一体となったまちづくりを進める。

[家屋の移転事業の支援]

- 被災した住民の意向や各地区のまちづくりの方針、市の考え方を基本に防災集団移転事業や土地区画整理事業等を推進する。

[インフラの復旧]

- がれきなど災害廃棄物の早期処理を進める。また、事業者の行うがれきの回収などを市とともに支援し、漁場生産力の回復を図る。
- 土木施設等の早期復旧に努め、概ね平成25年度から平成27年度までの完成を目指す。
- 海岸堤防高は、「頻度の高い津波」や「高潮波浪」を考慮し、久之浜港より北側は高さ8.7m、南側は7.2mを基本として概ね平成27年度までに整備を行う。
- 物流、工業、漁業、観光などの様々な経済活動の拠点である重要港湾小名浜港は、概ね平成24年度までを目途に主要な岸壁や係留施設、荷役機械等の復旧を完了し、概ね平成25年度までに港湾施設の復旧を目指す。
- 主要漁港である小名浜港漁港区については、水産加工業の原料確保や流通拠点として水産加工施設（冷凍、冷蔵施設）等を優先的に復旧し、岸壁などの主要な施設については概ね平成25年度まで、その他については概ね平成27年度までの本復旧を目指す。

- 久之浜漁港、四倉漁港、豊間漁港、小浜漁港、勿来漁港については、沿岸漁業の生産拠点として高鮮度出荷のための施設（活魚槽）等の復旧を進め、岸壁などの主要な施設については概ね平成25年度までの本復旧を目指す。
- 漁港間の機能分担を図りつつ、産地市場や水産業関連施設等の効率的な復旧を進める。
- 「復興基盤総合整備事業」による大区画ほ場整備等、農地・農業用施設等の災害復旧や農地の除塩等を概ね平成26年度で完了し、生産基盤の復旧を推進する。

[ふるさとの景観の再生、魅力向上]

- 地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、損傷を受けた歴史的建造物や文化財等の復旧や津波被害地区等のまちなみ景観再生等を推進する。

⑥復興を支援する交通網の整備

- ・浜通りの復興の基盤となる「浜通り軸」の早期復旧・整備と、生活を支援する道路を整備するとともに、浜通りと中通りをつなぐ東西連携道路など、災害に強い道路ネットワークを構築する。

<関連する重点プロジェクト>

 重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

<具体的な取組>

[道路]

- 「浜通り軸」である国道6号については、久之浜バイパス・常磐バイパスの整備促進及び勿来バイパスの事業化を図る。
- 避難指示区域等周辺の主要都市や高速道路までのエリアにおける戦略的道路整備として、双葉エリアといわきエリアを結ぶ国道399号や県道小野富岡線、県道吉間田滝根線の整備を進めるとともに、小名浜港と常磐自動車道を連携する小名浜道路の事業化を図る。
- いわきエリアと中通りの東西連携及び防災機能を強化するため、国道49号（平バイパス、北好間改良）、国道289号や県道いわき石川線等の整備を図る。
- 沿岸地域の復興を支援する道路として、各地区のまちづくりの方針に基づき県道豊間四倉線などの整備を進める。また、必要に応じて防災緑地等との組み合わせにより減災機能を持たせることを検討していく。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16

[鉄道]

○将来的には、JR常磐線の複線化（四ツ倉駅以北）を含めた高速鉄道化、快適化について検討を進める。

[路線バス等]

○住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。

○避難者の生活の足として、巡回バス等の生活交通の確保を推進する。

[産業の復興を支援する物流拠点の強化]

○産業復興を支援するため、国際海上物流の拠点である国際バルク戦略港湾小名浜港において、東港地区国際物流ターミナルの大水深岸壁等を整備する。

4 中通りエリア

復興へ向けた考え方

中通りエリアにおいては、地震による被害の復旧に加え、あらゆる面で復興の前提となる除染の取組を強力に推進する。

高い産業集積や高次都市機能の集積及び高速交通体系に恵まれている等の特性を生かして、県全体の復興を牽引するとともに、浜通りの被災者支援、雇用確保等の役割を担う。

避難指示区域や特定避難勧奨地点について、県は市町村とともに帰還と復興に向けた環境整備に全力で取り組む。

[位置・面積]

○中通りエリアは、西は奥羽山脈、東は阿武隈高地にまたがる福島県の中央部の地域で、総面積は5,393km²、高い産業集積等がある地域である。



(1) 現状と課題

[主な地震被害]

- 平成23年3月11日、中通り地方29市町村のうち27市町村で震度6強から5強を観測。死者40人、行方不明者1人。住家全半壊 41,286 棟（平成24年11月25日現在）。
- 地震により多くの住家が被災したほか、白河市葉ノ木平・ザラ久保地区土砂崩れ（死者14人）、須賀川市藤沼湖決壊（死者7人、行方不明者1人）、福島市伏拝地区（あさひ台団地）の法面崩壊（国道4号通行止）、国営かんがい排水事業隈戸川地区パイプライン損壊（鏡石町・矢吹町他）、小峰城の石垣崩落など、中通り全域にわたり、甚大な地震被害が生じた。
- 国見町庁舎・川俣町庁舎・郡山市庁舎・須賀川市庁舎、県庁東分庁舎・県郡山合同庁舎北分庁舎等、自治体庁舎も損壊し、初期の復旧作業に困難をきたした。

[原子力災害に伴う影響]

- 田村市に設定されていた緊急時避難準備区域は、平成23年9月30日に解除され、警戒区域については、平成24年4月1日に解除され避難指示解除準備区域に再編された。
- 川俣町山木屋地区には、計画的避難区域が設定されている。
- 伊達市には117の特定避難勧奨地点が設定されている。
- 住民は放射線の影響に対する不安を抱えた生活を強いられており、子どもの屋外活動を制限するなどの影響が生じており、環境放射線等のモニタリング、徹底した除染の実施、住民の健康の保持・増進に取り組む必要がある。
- 健康への影響を心配した県内外への避難者が多く、家族の分断、慣れない避難先での孤立による精神的苦痛や避難生活に伴う経済的負担の増大、生活不安などが生じており、避難先における住民の支援ときずなの維持を図ること等が課題となっている。



○原子力災害による出荷制限等や風評被害により、水稻、野菜、モモ、柿などの果樹、畜産等の農林水産業はもとより、商工業においても観光客の激減や企業の転出など、あらゆる産業が打撃を受けており、原子力災害を克服する取組が求められている。

○福島空港では、国際定期路線（上海便、ソウル便）の運休が続いている。

[被災住民・被災市町村の受入れ]

○中通りエリアでは、仮設住宅や借上住宅などにより約4万2千人の避難者を受け入れているほか、警戒区域等に指定及び計画的避難区域に設定された相馬・双葉エリアから避難を余儀なくされた飯舘村・富岡町・双葉町・浪江町・葛尾村が平成24年11月現在も当エリアに役場機能に移している状態にある。また、居住人口の増加に対応する住環境の整備や、教育・医療・福祉などの公共サービス提供等の受入態勢整備及び雇用の確保が課題となっている。

(2) 復興の取組

①環境回復

- ・環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- ・徹底した除染により、美しく豊かなふるさとを再生する。
- ・廃棄物の処理を進める。

<関連する重点プロジェクト>

 重点 1 「環境回復プロジェクト」

<具体的な取組>

[モニタリング]

○5 kmメッシュごとに設置した計約230台の可搬型モニタリングポストと、子どもたちの安全・安心確保のため、学校や保育施設などに設置した計約1,650台のリアルタイム線量測定システムにより環境放射線の状況を把握し、わかりやすく測定結果を公開する。

○住民の身近な公共施設等に整備した食品等の放射性物質簡易測定機器により、住民自らが検査し確認できる体制を構築する。

[除染]

- 関係機関と連携し、除染計画を策定・実施する市町村とともに、放射性物質に汚染された生活圏・農地・森林などについて、除染により計画的に放射線量を低減させる。
- 除染特別地域において、県は、市町村と連携して国による除染及びがれき処理を促し、域内の放射線量を低減させる。
- 仮置場の設置については、住民説明会や現地視察会などの住民理解を促進する取組を行う。

[廃棄物の処理]

- 地域住民の理解を得ながら災害廃棄物の処理を進めるとともに、放射性セシウム濃度が1キログラムあたり8,000ベクレルを超える指定廃棄物について、国に早期処理を求める。
- 国が処理を行う汚染廃棄物対策地域については、早急に取り組むよう市町とともに国に働きかける。

[食品、飲料水の安全確保]

- 全国有数の産地となっている県北地方のモモ・リンゴ、県中・県南地方の米・キュウリ・トマトなどの農林水産物や加工食品の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心な農林水産物や加工食品の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報発信を行う。
- 飲料水の安全性を確保するため、水源の種類や環境放射線等の状況を考慮した定期的な放射性物質検査を実施する。

[拠点の整備]

- 放射性物質に汚染された環境を回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる環境を創造するため、調査・研究・技術開発、情報収集・発信、教育・研修・交流等を行う国際的な調査研究拠点を整備する。

②健康、教育

- ・県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
- ・医療福祉提供体制の回復及び充実・強化を図る。
- ・子どもたちの教育環境等の充実に努める。
- ・放射線に関する知識の普及に取り組む。

<関連する重点プロジェクト>

-  重点 3「県民の心身の健康を守るプロジェクト」
-  重点 4「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

1
2
3
4 <具体的な取組>

5 [健康管理調査]

6 ○県民健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期
7 治療につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

8
9 [被災者健康支援]

10 ○仮設住宅等に入居している住民の心身の健康の保持、増進を図る。

11
12 [医療福祉提供体制の回復及び充実・強化]

13 ○被災した医療福祉施設等の復旧、医療福祉従事者確保への支援等による医療福祉提供体制等
14 の回復及び充実・強化を図る。

15 ○福島県立医科大学に放射線医学に関する調査研究と最先端治療拠点を創設するとともに、各
16 地域の医療機関との連携体制の確保を図る。

17
18 [教育環境等の整備]

19 ○被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設
20 の復旧、サテライト校の宿泊施設の確保など、教育環境の充実を図る。

21 ○計画的避難区域にある学校等については、解除後の早期再開を図る。

22 ○安心して子どもを遊ばせることができる屋内施設等の整備を推進する。

23
24 [放射線に関する知識の普及]

25 ○放射線に関する正確な知識を住民と共有するための講習会等を開催する。

26
27
28 **③生活再建**

29
30 •地震等による被災者や浜通りからの避難者が安心して暮らすことができる環境を整備すると
31 ともに、雇用の維持・確保に努め、生活再建に取り組む。

32
33 <関連するプロジェクト>

34  重点 2「生活再建支援プロジェクト」

35  重点 9「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」

36
37 <具体的な取組>

38 [情報発信]

39 ○被災者に対して、行政情報や生活支援に関連した情報を提供する。

40

1
2
3
4 [生活再建支援ときずなづくり]

5 ○仮設住宅等における住環境の整備や避難者相互や地域住民などとのきずなづくりを図りコミ
6 ュニティの確保をするとともに、仮設住宅等への電子回覧板等による情報発信など、避難者
7 への情報提供・きずなの維持に取り組む。加えて、避難先での事業再開や雇用の維持・確保
8 に努める。

9 ○ONPO等の民間団体による、被災者の生活再建に向けた活動を支援する。

10
11 [防犯・防火]

12 ○避難指示区域等の立入規制や警戒、警ら活動を継続して行い、安全・安心を確保する。

13 ○仮設住宅やその周辺地域における巡回パトロールや警察安全相談、交通安全対策等を実施す
14 る。

15 ○県内各消防本部による広域応援体制を整備し、避難指示区域等内での大規模火災に備える。

16
17 [住宅再建支援]

18 ○生活再建に向けて、被災者の住宅再建（建築・改修・購入）を進める。

19
20 [自治体連携支援]

21 ○原発避難者特例法による事務の執行等に関し、避難元町村と受入市町村とともに、意向や課
22 題の確認・調整を行いながら、自治体間の相互援助体制構築を行う。

23
24 [受入自治体への支援]

25 ○双葉エリアなどの住民を受け入れていることを踏まえ、医療・福祉サービスや行政サービス
26 等が円滑に提供できるよう、必要な支援を行う。

27
28 [生活拠点に必要となる機能の整備]

29 ○避難中の生活拠点にかかる協議や、復興公営住宅の整備状況を踏まえ検討していく。

30
31 [長期避難者等の生活拠点の整備]

32 ○復興公営住宅の町外への整備を希望する市町村と、国、県、受入市町村との個別による協議
33 の場を設けて避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行なった上で、復興公営住宅の
34 整備を進める。

35
36 [帰還支援]

37 ○公共インフラの復旧状況など、帰還に向けた取組を情報発信する。

38 ○市町村の住民の帰還に向けた構想を尊重しながら、帰還にあたっての課題を整理するととも
39 に国や市町村と連携して環境整備に取り組み、住民や事業所の帰還を加速させる。

[区域の見直し]

○市町村とともに、住民帰還に向けた方針等の策定及び実施に積極的に取り組むとともに、区域の見直しに当たっては、国に対し町の意向を十分に踏まえた上で判断するよう要請する。

④産業の再生及び創出

- 高い産業集積や都市機能の集積を生かし、農林水産業の再生や新たな産業の創出に取り組み、本県全体の復興を牽引する。
- 医療福祉機器産業の集積や創薬拠点の整備など、医療関連産業を振興する。
- 環境と共生した新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。

＜関連する重点プロジェクト＞

-  重点 5 「農林水産業再生プロジェクト」
-  重点 6 「中小企業等復興プロジェクト」
-  重点 7 「再生可能エネルギー推進プロジェクト」
-  重点 8 「医療関連産業集積プロジェクト」
-  重点 10 「ふくしまの観光交流プロジェクト」

[農林水産業の再生]

- 大規模な土地利用型農業や太陽光発電等による電力を活用した施設園芸の導入、その経営を担う農業法人の育成など、新たな経営・生産方式の導入を推進する。
- 優良繁殖牛・肥育牛・乳用牛の導入や、安全な粗飼料の確保を推進し、畜産業の再生を図る。
- 地域産業6次化や農業と観光業・地元飲食業界と連携を進める取組を推進し、付加価値の高い農林水産業の確立を図る。
- 増大が見込まれる木材の復興需要に対応した供給体制の整備を推進し、森林・林業の再生を図る。
- 避難農業者の避難先での営農再開に向けた支援を行う。

[商工業の再生]

- 被災事業者の事業再建を支援するほか、中心市街地の商業機能の回復と活性化に取り組む。

[産業人材の育成]

- テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実に努めるほか、先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業（技塾等）を実施するなど地域産業の二ーズを踏まえて人材育成を進める。

[産業振興の推進]

- 工業団地造成費用利子補給制度の活用等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、企業立地補助制度や、東日本大震災復興特別区域法による法人税等の優遇措置等を活用し、企業立地を推進する。
- 福島県立医科大学における放射線医学の研究推進や診断・治療技術の高度化を推進するとともに、創薬開発に関する拠点整備を進める。
- 医薬品製造企業の誘致・集積を図り、県立医大と連携しながら創薬開発を支援するとともに、医療関連産業の振興を図る。
- 既存産業の集積を生かしながら再生可能エネルギー関連産業の集積を進める。
- 繊維や工芸品など当地の地場産業の振興のため、事業者や組合等と連携して新しい製造技術や市場性の高い商品の開発を推進する。

[再生可能エネルギーの導入等の推進]

- ハイテクプラザ及び福島大学、日大工学部等における太陽光や風力・地熱・水力・バイオマス等の実用化に向けた再生可能エネルギー研究を推進する。
- 再生可能エネルギーの研究開発拠点において、会津や浜通りなど県内のそれぞれの特色を生かした取組と密接に連携を取りながら、県全域の再生可能エネルギーの推進を行う。

[観光交流の推進]

- 当エリアの充実した高速交通体系やビッグパレットふくしまなどのコンベンション機能と、都市部と温泉地等の観光地が近接している等の立地条件を生かし、国内外の会議や大会、イベント誘致による観光振興と多様な交流を推進する。
- 豊かな自然を生かした自然体験や農業体験（グリーンツーリズム）を柱とした体験型観光の振興に積極的に取り組む。

[福島空港の活用]

- 福島空港を活用した広域的かつ裾野の広い交流の拡大に取り組むとともに、航空物流や防災拠点としての機能を強化する。

⑤地震被害への対応

- ・当エリアでは、地震による甚大な被害が発生した。被災施設の復旧を行うとともに、ソフト・ハードが一体となった防災機能が強化されたまちづくりを推進する。

1
2
3
4 <具体的な取組>

5 [住宅の整備]

- 6 ○復興公営住宅整備事業の促進に向け、法制度や活用事例等の情報提供を行う。
7 ○既存住宅の耐震化を促進し、安全で安心できる住まいづくりを推進する。

8
9 [宅地地盤被害への対応]

- 10 ○地盤の滑動又は崩落により被害を受けた造成宅地について、同様の被害を防止するための取
11 組を市町村とともに行う。

12
13 [土砂災害への対応]

- 14 ○葉ノ木平地区を始め、人家や公共施設等に被害が生じた箇所でも今後も被害が拡大するおそれ
15 のある箇所において、緊急的に対策工事を行う

16
17 [ため池の耐震性の検証]

- 18 ○ため池の効果的な耐震性検証手法を確立し、その検証手法をもとに調査を実施、ため池の耐
19 震化を推進する。

20
21 [インフラ・公共施設等の復旧]

- 22 ○土木施設及び農業水利施設等の早期復旧に努め、概ね平成26年度までの完成を目指す。
23 ○災害対応の拠点となる市町村庁舎等の公共施設について早期復旧を支援する。

24
25 [ふるさとの景観の再生、魅力向上]

- 26 ○市町村とともに、地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、歴史的なまちなみ
27 や自然景観の保全、損傷を受けた歴史的建造物や文化財等の復旧を推進する。

28
29
30 **⑥復興を支援する交通網の整備**

- 31
32 • 浜通りと中通り、中通りと会津をつなぐ東西連携道路など災害に強い道路ネットワークを構
33 築するとともに、浜通りの復興を支援する道路を整備する。

34
35 <関連する重点プロジェクト>

- 36  重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」
37
38
39

1
2
3
4 <具体的な取組>

5 [道路]

- 6 ○相馬エリアと県北地域を結ぶ東北中央自動車道（相馬～福島間）については、概ね10年以
7 内、東北中央自動車道（福島～米沢間）は平成29年度の完成に向けて、国や関係市町村等
8 と連携し整備促進に努める。
- 9 ○避難指示区域等から周辺の主要都市や高速道路までのエリアにおける戦略的道路整備として
10 県道原町川俣線や県道小野富岡線等を整備する。
- 11 ○浜通りと中通りを結ぶ国道114号、国道115号、国道288号、国道289号、県道いわ
12 き石川線を整備するとともに、中通りと会津を結ぶ国道118号などを整備し、東西連携及び
13 防災機能の強化を図る。
- 14 ○「中通り軸」として、国道4号（白河、鏡石、伊達の拡幅）や国道13号（福島西道路の南
15 伸）の整備を促進する。また、生活支援のための機能強化を図るため、国道349号などの整
16 備を進める。
- 17 ○国道294号（白河）など、大規模な被災を受けた地域において、市町村の復興計画を勘案
18 した道路整備を推進する。

19
20 [路線バス等]

- 21 ○住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。
22
23
24

25 **⑦台風15号豪雨災害への取組**

- 26
27 • 洪水被害の軽減を図るため河川改修等を促進する。
28

29 <具体的な取組>

30 [河川改修等]

- 31 ○河道の掘削や洪水調節施設の整備等、阿武隈川の改修事業を促進する。
- 32 ○広域的な内水被害を踏まえ、総合的な内水対策の促進や、関係機関との連携により住民避難
33 の情報連絡体制の強化を図る。

34 [農林業関連インフラの災害復旧]

- 35 ○農地・林地、農林業用施設等の早期復旧に努め、概ね平成24年度の復旧を目指す。
36
37
38
39

5 会津エリア

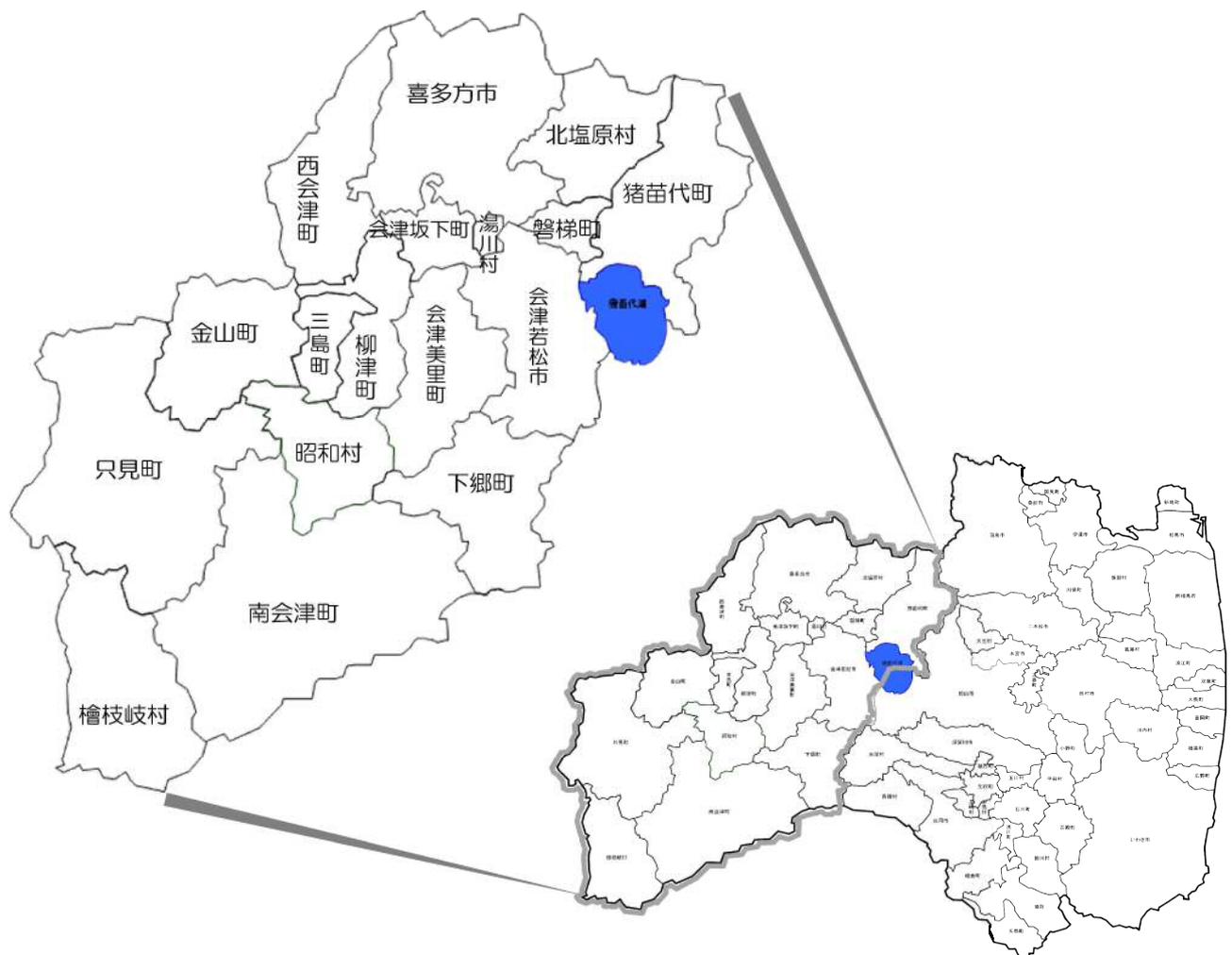
復興へ向けた考え方

会津エリアにおいては、平成23年3月11日の地震による被害は比較的少ないが、同年7月末の新潟・福島豪雨では甚大な災害に見舞われた。豪雨災害からの復旧・復興を進めることにより、災害に強い社会づくりを確かなものとする。

また、原子力災害に伴う風評被害から脱却し、豊かな自然と農林水産物等で国内外からの多くのお客様をもてなす全国屈指の観光地として、ふくしまの復興をリードし、ふくしまの魅力を県内外に強く発信する。

[位置・面積]

○会津エリアは、福島県の西部に位置し、総面積 5,421km²で、全国屈指の観光資源に恵まれた本県の観光の中心的地域である。



(1) 現状と課題

[主な地震被害]

- 平成23年3月11日、会津地方では、猪苗代町で震度6弱を観測したほか、6市町村で震度5強を観測。死者4人、住家全半壊158棟（平成24年11月15日現在）。
- 地震による被害は少ないものの、鶴ヶ城の石垣が崩落するなどの被害が生じた。

[新潟・福島豪雨災害]

- 平成23年7月28日から30日にかけての局地的豪雨により、最大で2,318人が避難。
- 土砂災害により、全半壊を含めて多数の住家被害が発生したほか、只見川の堤防や護岸等を始め、国道252号や289号、401号などの道路等公共施設の被災を始め、土砂流入による農地被害や、山腹崩壊や沢の浸食による林地被災のほか、平成24年11月現在、会津川口駅から只見駅までの運転を見合わせるなどJR只見線等が甚大な被害を受けており、インフラ等の早急な復旧を進めることが課題となっている。

[原子力災害に伴う影響]

- 空間線量率は比較的低いものの、住民の放射線の影響に対する不安は大きく、環境放射線等のモニタリング、除染の実施、住民の健康の保持・増進に取り組むことが必要である。
- 米や野菜などの農産物から放射性物質はほとんど検出されていないが、風評被害により販売数量減及び価格の低迷が続いている。
- 原発事故によって森林が広範囲に放射性物質で汚染されており、山菜・きのこや内水面魚種の一部が出荷制限となるなど、森林整備や木材生産、きのこ生産及び内水面漁業等が停滞している。
- 震災以降、県外からの観光客は回復傾向にあるものの県外からの修学旅行は約8割減、第三セクター鉄道の利用減少など当エリアの基幹的産業である観光関連産業を始め多くの産業に著しい影響が及んでおり、風評被害からの脱却が課題となっている。

[被災住民・被災市町村の受入れ]

- 会津エリアでは、仮設住宅や借上住宅などにより約6千人の避難者を受入れているほか、警戒区域等に設定された双葉エリアから避難を余儀なくされた大熊町、楡葉町が役場機能を本エリア内に設置している。
- 避難者の住環境の整備や、教育・医療・福祉などの公共サービス提供等の受入態勢整備及び雇用の確保が課題となっている。

(2) 復興の取組

①環境回復

- 環境放射線等モニタリングを充実・強化する。
- 線量に応じた必要な除染により、美しく豊かなふるさとを再生する。

<関連する重点プロジェクト>

 重点 1 「環境回復プロジェクト」

<具体的な取組>

[モニタリング]

- 10 kmメッシュ（都市部は5 kmメッシュ）ごとに設置した計約70台の可搬型モニタリングポストと、子どもたちの安全・安心確保のため学校や保育施設などに設置した計約440台のリアルタイム線量測定システムにより、環境放射線の状況を把握してわかりやすく測定結果を公開する。
- 住民の身近な公共施設等に整備した食品等の放射性物質簡易測定機器により、住民自らが検査し確認できる体制を構築する。

[除染]

- 関係機関と連携し、除染計画を策定・実施する市町村とともに、放射性物質に汚染された生活圏・農地・森林などについて、除染により計画的に放射線量を低減させる。

[廃棄物の処理]

- 地域住民の理解を得ながら災害廃棄物の処理を進めるとともに、放射性セシウム濃度が1キログラムあたり8,000ベクレルを超える指定廃棄物について、国に早期処理を求める。

[食品の安全確保]

- 全国的なブランド力を有する米やアスパラガス、トマトなど農林水産物や加工食品の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心な農林水産物や加工食品の流通を確保するとともに、消費者に向けてわかりやすく情報発信を行う。

②健康、教育

- ・県民の健康を見守り、心身の健康の維持・増進を図る。
- ・医療提供体制等の充実を図る。
- ・子どもたちの教育環境等の充実に努める。
- ・放射線に関する知識の普及に取り組む。

＜関連する重点プロジェクト＞

- 👉 重点 3「県民の心身の健康を守るプロジェクト」
- 👉 重点 4「未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」

＜具体的な取組＞

[健康管理調査]

- 県民健康管理調査により長期にわたり県民の健康を見守るとともに、疾病の早期発見・早期治療につなげ、将来にわたる健康の増進を図る。

[被災者健康支援]

- 仮設住宅等に入居している住民の心身の健康の保持、増進を図る。

[医療提供体制等の充実]

- へき地医療支援体制を充実・強化するとともに、救急医療や周産期医療も含め、民間病院、会津医療センターと県立病院やへき地診療所等の役割分担と連携の促進を図る。

[教育環境等の整備]

- 被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、サテライト校の宿泊施設の確保など、教育環境の充実に努める。

[放射線に関する知識の普及]

- 放射線に関する正確な知識を住民と共有するための講習会等を開催する。

③生活再建

- ・浜通りからの避難者が安心して暮らすことができる環境を整備するとともに、雇用の確保に努め、生活再建に取り組む。

1
2
3
4 <関連する重点プロジェクト>

5  重点 2「生活再建支援プロジェクト」

6  重点 9「ふくしま・きずなづくりプロジェクト」

7
8 <具体的な取組>

9 [情報発信]

10 ○被災者に対して、行政情報や生活支援、復旧・復興状況等の情報を提供する。

11
12 [生活再建支援ときずなづくり]

13 ○温暖な浜通りから避難された被災者が多いことから、仮設住宅等における防寒対策などの住
14 環境の整備や、避難者相互や地域住民などのきずなづくりを図りコミュニティの確保をす
15 るとともに避難者への情報提供・きずなの維持に取り組む。加えて、避難先での事業再開や
16 雇用の維持・確保に努める。

17 ○ONPO等の民間団体による、被災者の生活再建に向けた活動を支援する。

18
19 [防犯]

20 ○仮設住宅やその周辺地域における巡回パトロールや警察安全相談、交通安全対策等を実施す
21 る。

22
23 [自治体連携支援]

24 ○原発避難者特例法による事務の執行等に関し、避難元町村と避難先町村とともに、意向や課
25 題の確認・調整を行いながら、自治体間の相互援助体制構築を行う。

26
27 [受入自治体への支援]

28 ○双葉エリアなどの住民を受け入れていることを踏まえ、医療・福祉サービスや行政サービス
29 等が円滑に提供できるよう、必要な支援を行う。

30
31 [生活拠点に必要な機能の整備]

32 ○避難中の生活拠点にかかる協議や、復興公営住宅の整備状況を踏まえ検討していく。

33
34 [長期避難者等の生活拠点の整備]

35 ○復興公営住宅の町外への整備を希望する市町村と、国、県、受入市町村との個別による協議
36 の場を設けて避難・受入市町村の意向・課題の確認、調整を行なった上で、復興公営住宅の
37 整備を進める。

④産業の再生及び創出

- ・全国屈指の観光資源を活用して風評被害の払拭を目指し、県全体の観光振興を牽引する。
- ・全国的なブランド力を有する米を始めとし、地域の特性を生かした農林業をさらに振興する。
- ・国内外から企業を誘致し、新たな時代を牽引する産業づくりに取り組む。

＜関連する重点プロジェクト＞

- 👉 重点 5 「農林水産業再生プロジェクト」
- 👉 重点 6 「中小企業等復興プロジェクト」
- 👉 重点 7 「再生可能エネルギー推進プロジェクト」
- 👉 重点 10 「ふくしまの観光交流プロジェクト」

＜具体的な取組＞

[観光交流の推進]

- 磐梯山や猪苗代湖などの豊かな自然を生かした自然体験や農業体験(グリーン・ツーリズム)を柱とした体験型観光の振興に積極的に取り組む。
- 歴史的に価値のある施設や主要観光施設を活用するとともに「八重の桜」放送を契機として歴史的・文化的資源を活用した新たな観光振興を図る。

[ふるさとの景観の再生、魅力向上]

- 市町村とともに、地域の伝統文化やふくしまらしさを未来につなぐため、歴史的なまちなみや自然景観の保全、損傷を受けた歴史的建造物や文化財等の復旧に取り組む。
- 尾瀬国立公園などについて、貴重な自然の保全と利用環境の整備を進めて風評被害の払拭を図る。

[農林水産業の再生]

- 生産性の高い農業経営を確立するため、担い手への農地集積を進めるなど、大規模土地利用型農業を行う農業法人を育成する。
- 地域産業6次化や農業と観光業・地元飲食業界と連携を進め、地産地消を推進した上で付加価値の高い農林水産業の確立を図る。
- 避難農業者の避難先での営農再開に向けた支援を行う。
- 畜産業の再生を図るため、優良繁殖牛や乳用牛の導入、安全な粗飼料の確保を推進する。
- 増大が見込まれる木材や木質バイオマスの復興需要に対応した供給体制の整備を推進し、森林・林業の活性化を図る。

[産業人材の育成]

○テクノアカデミーを始め、各種専門学校・専門高校等における職業教育の充実に努めるほか、先進分野に対応した基盤的製造技術の高度化を図る研修事業（技塾等）を実施するなど地域産業のニーズを踏まえて人材育成を進める。

[産業振興の推進]

○工業団地造成費用利子補給制度の活用等により、新たな工業団地の整備を促進する。また、企業立地補助制度や、東日本大震災復興特別区域法による法人税等の優遇措置等を活用し、企業立地を推進する。

○伝統工芸品など当地の地場産業の振興のため、事業者や組合等と連携して新しい製造技術や市場性の高い商品の開発を推進する。

[再生可能エネルギーの導入等の推進]

○コンピュータ理工学専門大学「会津大学」と地域のICTベンチャー等の協働による人材育成やスマートコミュニティの実証試験等スマートグリッドの研究を推進し、ICT産業等の集積を図るなど、新たな産業と雇用の創出を目指す。

○再生可能エネルギーの研究開発拠点及び関係団体と連携し、地熱発電や小水力発電、木質バイオマスなど、豊富な再生可能エネルギー資源を活用し、再生可能エネルギーの普及を促進する。

[情報通信関連産業の集積]

○会津大学を中心とした産学官連携により、情報通信関連産業の振興を図るとともに、地域の人的資源や研究・技術力等を生かし、情報通信関連産業の基盤となるデータセンター等の企業誘致を推進し、関連産業の集積を図る。

⑤復興を支援する交通網の整備

・県土のグランドデザインとして整備を進めてきた縦・横6本の連携軸のうち、「横断道軸」の整備や、国道252号など災害に強い道路の整備を進め、ふくしま及び東北を支える県土をつくる。

1
2
3
4 <関連する重点プロジェクト>

5  重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

6
7 <具体的な取組>

8 [道路]

9 ○浜通りと会津を結ぶ「横断道軸」である磐越自動車道（会津若松～新潟間）の4車線化の早
10 期実現、中通りと会津を結ぶ国道118号などの整備及び会津を縦断する「会津軸」である会
11 津縦貫道の整備に取り組む。

12 ○風評被害による観光客の激減など、大きな打撃を受けている観光産業の復興を支援するため、
13 観光地間移動の利便性を向上する道路ネットワークの整備を進める。

14 ○国道252号、国道289号、国道400号や国道401号などの整備を進め災害に強い道路
15 ネットワークを構築する。

16
17 [路線バス等]

18 ○住民の生活の足として利便性の向上が図られるよう路線バス等の生活交通の確保を推進する。

19
20
21 **◎平成23年7月新潟・福島豪雨による災害復旧への取組**

22
23 • 豪雨災害からの早期復旧に取り組む。

24
25 <関連する重点プロジェクト>

26  重点12「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト」

27
28
29 <具体的な取組>

30 [住宅の整備]

31 ○復興公営住宅整備事業の促進に向け、法制度や活用事例等の情報提供を行う。

32 ○既存住宅の耐震化を促進し、安全で安心できる住まいづくりを推進する。

33
34 [インフラの復旧等]

35 ○土木施設及び農地・農業用施設等の早期復旧に努め、概ね平成26年度の完成を目指す。ま
36 た、黒谷川や叶津川などについては、一連区間の改良復旧が必要なことから、概ね平成26
37 年度の完成を目指す。

38 ○土砂災害により、人家や公共施設等に被害が生じた箇所でも今後も被害が拡大するおそれのある
39 箇所において、緊急的に対策工事を行う。

40 ○林道・林地の早期復旧と土砂災害等の防止を図るための治山施設の整備を推進する。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

[鉄道]

○JR 只見線の運休区間について、福島県 JR 只見線復興連絡会議等において、関係市町村等と課題の検討、連絡調整を行う。また、国や JR 東日本に対して強く早期全線復旧を要請していく。

[総合的な防災対策]

○只見川流域等の災害復旧にあわせ、防災情報のきめ細かな提供など、ハード・ソフトが一体となった防災対策の構築を推進する。

[只見川流域豪雨災害復興基金]

○只見川で水力発電事業を行う電気事業者の資金協力を得て基金を創設し、只見川流域の町等が行う復旧・復興事業を支援する。

IV 復興の実現に向けて

1 情報の発信

- 県内外、さらには国外でふくしまに対して心を寄せる方々の協力を得ることができるよう、テレビ、インターネットなど、あらゆる媒体を複合的に活用して、本県の現在の姿、復興に向けた取組の状況等、的確な情報を国内外に発信する。
- また、被災者向けの情報発信においては、原子力災害等の長期化に伴う被災者のニーズの変化や多様化に対応し、よりきめ細かな情報発信を行う。

2 民間団体や県民等との連携

(1) 地域住民等との協働

- 復興計画の推進のためには、県、市町村、企業、NPOや地域活動団体等の民間団体など、多様な主体が役割分担しながら、協働していくことが必要である。このため、これらの主体が情報を共有し、地域の課題を確認するとともに、復興に向けた取組について知恵を出し合うため、各地方振興局を中心に協議の機会を設ける。
- また、県民の生活に密着する取組においては、食の安全・安心の確保や子どもの健康管理を始め、長期化する避難生活における子ども・若者や高齢者等の心のケアなど、母親や若者、高齢者等の生活者目線からの取組の重要性が増している。このため、特に、母親や若者、高齢者等多様な主体からの意見反映を一層推進するとともに、その主体的な活動を促進しながら、協働を推進する仕組みや体制づくりを進める。

(2) 民間資金を始めとする民間の力の積極的受入と活用

- 本県の復興を進めるためには、行政の取組や公的資金だけでは不十分であり、日本や世界の各地の様々な人々、企業、団体等の民間の資金や知恵など、民間の力を積極的に受け入れ、活用することが不可欠である。このため、こうした企業や民間団体からの各種の提案や協力を受け止めるための窓口を設置し、必要な情報提供や県や各種団体との連携のための調整を行うなどして、企業や民間団体などがそれぞれの力を発揮し、活動しやすい環境の整備に取り組む。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27

3 市町村との連携

- 地域ごとに状況が大きく異なる今回の災害に対応するためには、最も地域住民に近く、地域の実情を把握している市町村が主体となって、復興に取り組む体制の構築が必要である。そのため、市町村が必要とする権限の移譲と財源の確保に努める。
- 一方、今回の災害では、役場機能を他の市町村に移すことを余儀なくされた町村を始め、市町村の業務遂行体制は著しい打撃を受けている。このため、県は、広域自治体として、市町村に対する迅速かつ的確な人的支援を行う。
- 復興計画に基づき具体的に取り組む場合、その取組が地域の実情に合い、効果的に進められるよう、市町村と連絡調整を密に行う。

4 国への要請

- 本県の復興に関して必要な措置については、政府の復興基本方針にも盛り込まれ、平成 23 年度補正予算等、国の復興関連予算にも計上されたところである。しかし、原子力災害により土台から崩されてしまった本県の復興を進めるのは、一地方自治体の力では限界がある。また、原子力災害については、事業者及び原子力発電を国策として進めてきた国に全責任がある。そのため、今後とも、県はもとより、市町村を始め県内のあらゆる力を結集し、本県の復興のために必要な取組に関して更なる予算措置や法的措置等を国に対して求めていく。
- また、被災地の復旧・復興を強力に進めるため、国に対して、原子力発電所の立地に伴う財源に代わる、自由度の高い新たな財源措置を求めていく。

5 復興に係る各種制度の活用

(1) 復興基金の設置

- 国からの交付金などを活用して造成した福島県原子力災害等復興基金等、本県の復興・再生に係る基金を、復興計画を推進するための事業に活用する。なお、基金に積み立てた交付金については、使い勝手のよいものとするよう国に強く求めている。

【本県の復興・再生に係る主な新規造成基金〔平成24年度までの積立額、計9,218億円〕】

| | | | |
|---------------|-----------|-----------------|-----------|
| ■ 県民健康管理基金 | 〔1,222億円〕 | ■ 除染基金 | 〔3,310億円〕 |
| ■ 原子力災害等復興基金 | 〔4,078億円〕 | ■ 東日本大震災復興交付金基金 | 〔99億円〕 |
| ■ 原子力被害応急対策基金 | 〔434億円〕 | ■ 災害廃棄物処理基金 | 〔75億円〕 |

(2) 復興特区制度の活用

- 平成23年12月7日に成立した「東日本大震災復興特別区域法」に基づく復興特区制度は、規制・手続きの特例措置、税・財政・金融上の支援措置により、行政や民間事業者等の地域における創意工夫を生かした復興の円滑かつ迅速な推進を図るものであり、本県としても、復興計画を実現するための有効な手段として、市町村とともに積極的に復興特区制度を活用する。

【東日本大震災復興特別区域法の概要】

- 震災財特法上の特定被災区域等の地方公共団体が、
 - ① 規制・手続きの特例や税制上の特例等を受けるための計画（復興推進計画）
 - ② 土地利用の再編に係る特例、許可・手続きの特例等を受けるための計画（復興整備計画）
 - ③ 復興交付金を受けるための計画（復興交付金事業計画）を策定。
- これらの計画の国による認定等により、規制・手続きの特例や税制上の特例等の適用、復興交付金の交付が行われる。
- 新たな特例の提案等について協議を行うため、国と地方の協議会を設置することができる。
- 復興推進計画や復興整備計画の作成・実施について協議を行うため、地域における協議会を設置することができる。

(3) 特別法の制定要請及びその活用

ア 福島復興再生特別措置法

○ 本県は原子力災害によって、県全域にわたって甚大な被害を受け、他県に比べ、自然的・社会的・経済的な諸事情において、県勢全般の基礎条件が著しい地盤沈下を被る事態に直面している。

○ これらの影響は、広範かつ長期に及ぶことが予想され、原子力災害対策特別措置法など現行の法制度では不十分であり、本県に限った地域再生のための特別法を制定することが必要であることから、復興基本方針に基づき設置された「原子力災害からの福島復興再生協議会」の場を通じて、原子力災害からの地域再生のための特別法を制定するよう、国に対して求めてきた。その結果、平成24年3月31日、福島復興再生特別措置法（以下、「福島特措法」という。）が施行へと至った。

○ 福島特措法には、原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任が明記されたほか、期限の定めのない恒久法として、安心して暮らし、子どもを産み育てる環境の実現から、産業再生など幅広い内容が盛り込まれた。また、同法に基づき、平成24年7月13日に、福島復興再生基本方針が閣議決定された。この基本方針は、復興計画（第1次）の内容が盛り込まれたものとなっている。

○ また、現在、同基本方針に則して、産業復興再生計画、重点推進計画、避難解除等区域復興再生計画の策定が進んでいる。復興計画（第2次）の内容がこれらの計画にしっかりと反映されるよう整合性を図っていくとともに、福島特措法、同基本方針に盛り込まれた施策・事業が着実に実施されるよう、市町村や経済団体等と一体となって取組を進めていく。

イ 原子力損害賠償に関する特別法

○ 県民が第一に望むことは、原子力発電所事故以前の生活に戻ることであり、県民が被った全損害が賠償されることが大原則である。このため原子力損害賠償紛争審査会での審議、指針の策定状況を見極めながら、県民に対する被害の現状、県民の立場を第一に考えた上で、損害賠償に関する特別法の制定を求めていく。

ウ 子ども・被災者支援法（東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律）

○ 平成24年6月21日、子ども・被災者支援法が成立した。この法律は、原発事故により放出された放射性物質が広く拡散していること、放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないことから、議員立法により、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めるため制定された。本法に基づく具体的な施策の内容は、政府が定める「基本方針」によって決定されることとなっている。現在進められている基本方針の策定に当たっては、本県の実情に沿ったものとなるよう働きかけを継続するとともに、同基本方針に盛り込まれる施策・事業が着実に実施されるよう、市町村や団体等とともに取組を進めていく。

6 実効性の確保

(1) 計画の進行管理

- 復興計画に盛り込まれた各取組が計画どおりに実施されているか、随時、進捗状況を管理するとともに、毎年度点検を行い、有識者や県内各種団体の代表者、県内外に避難している方を含む県民などで構成する第三者機関による評価を受ける。
- 評価結果や社会経済状況の変化等を踏まえて、主要事業の加除・修正を図るなど、適切な進行管理を行う。
- 評価の結果は、県民にわかりやすく公表する。

(2) 復興に向けた取組への重点的対応

- 重点プロジェクトに盛り込んだ事業等は、重点事業と位置づけ、財源の優先的な配分などにより、取組を強化する。
- 復興計画に記載した取組については、部局が連携し、全庁一体となって推進するほか、必要に応じて、推進体制についても検討する。

(3) 復興計画の柔軟な見直し

- 今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更や進行管理の結果等を踏まえて、復興に向けて必要な取組が行われるよう、重点プロジェクトや復興のための取組を加除・修正するなど、復興計画は、適時、柔軟に見直しを行う。